

平成 2 8 年舟形町議会  
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

## 平成28年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成28年3月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月9日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 叶内 富夫

4番 佐藤 勇

9番 加藤 憲彦

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成28年 3 月 9 日（水曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成28年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成28年3月9日（水）

---

出席議員（10名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦  |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸  |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫  |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦  |
| 5番 奥山 謙三 | 10番 八 敏 太 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 町 長 森 富 広           | 教 育 委 員 長 太 田 二三男         |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 長 齊 藤 渉               |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 次 長 叶 内 範 夫           |
| まちづくり課長 沼 澤 繁 夫     | 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義     |
| 税 務 福 祉 課 長 矢 作 めぐみ | 代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子       |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 監 査 事 務 局 長 高 橋 明 彦       |
| 兼農業委員会事務局長          |                           |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 幸 一 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進 |
| 総務課財政管財班長 小 野 芳 喜   |                           |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 高 橋 明 彦 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の請願・陳情

請願第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減に関する請願

陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

日程第 6 町長挨拶並びに行政報告

日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成28年第1回定例会を開会いたします。  
直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。3番石山和春君、8番叶内富夫君の両名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議しております。その結果について、叶内委員長より報告を求めます。

**8番** それでは私から、去る平成28年3月1日に開催された議会運営委員会において第1回定例会の会期について協議をいたしました。ご報告いたします。

平成28年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日3月9日から3月17日までの9日間とすることにいたしましたので、報告いたします。

**議長** お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、3月9日から17日までの9日間と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日から17日までの9日間とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 本期受理の請願・陳情

**議長** 日程第5 本期受理の請願・陳情を議題といたします。

請願第1号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める

陳情を議題とします。

請願第1号について、紹介議員、朗読説明を求めます。

**6番** 受理番号1番。受付年月日、平成28年2月23日。件名、奨学金制度の充実と教育費負担の軽減を求める請願。請願者、山形市木の実町12番37号、一般社団法人山形県労働者福祉協議会理事長、岡田新一。紹介議員、斎藤好彦。

請願趣旨、「奨学金」利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの「奨学金」を利用しています。その背景には、私立大学初年度納付額の平均が1,312,526円、国立大学では標準で817,800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、「奨学金」に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めていることによるものです。

一方、不安定雇用や低賃金により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」若者が増加しており、滞納者は33万人に及んでいます。そもそも「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きく崩れているといわざるを得ません。また滞納者には年5パーセントの延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になっています。そのため、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されているところです。

OECD(経済協力開発機構)加盟34か国のうち半数近くの国の大学は授業料が無償で、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されています。大学の授業料が有償で、公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記請願事項の趣旨についてご検討され、政府に意見書を提出されますよう請願いたします。

#### 記

1. 速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

2. 当面、貸与型奨学金は無利子とし、制度拡充までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。

3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出されることを、地方自治法第124条の規定により請願します。

**議長** 陳情第1号については事務局長が朗読いたします。

**事務局長** それでは、議案書6ページです。

受理番号、1号。受け付け年月日、平成28年1月7日。件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。陳情者、軽度外傷性脳損傷仲間の会、代表。

件名です。

趣旨、脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発症することがあります。脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが転倒、自動車事故、またはその他日常の活動中に受傷する場合があります。サッカーやボクシングなどの衝撃性スポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム（UMHS）は、米国では毎年約380万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定しています。

2007年、世界保健機構（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間1000万人の患者が発生していると推測されており、今後2020年には、世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数か月後に発症することがあります。（一般的な認識の「意識消失」は脳しんとうの中で10%以下（IRB脳しんとうガイドライン）でしか見られません。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、神経因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなりますし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中における事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成25年12月には、財団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの2者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案になった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊

へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に意見書を提出していただきますよう陳情します。

#### 記

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

##### 1. 〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、〈PocketSCAT2〉の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

##### 2. 〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学検査の受診も義務付けるとともに、〈Scat3(12歳以下はChildScat3)〉を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

##### 3. 〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口などに相談対応が出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

##### 4. 〈園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実施〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上でございます。

**議長** 審査の方法についてお諮りいたします。

**8番** 請願第1号並びに陳情第1号は文教民生常任委員会に付託をし、今会期中に審査されることを提案いたします。

**議長** ただいま8番議員より、請願第1号並びに陳情第1号は文教民生常任委員会に付託し、今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、請願並びに陳情については、文教民生常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定いたしました。

---

## 日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

今日は、平成28年第1回の3月定例議会を招集しましたところ、何かと公私ともにご多忙の折、全議員の出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

また、このたびの議会は、私にとって初めての議会となります。28年度予算を骨格予算とするなど、いろいろとご心配、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

改めまして、2月14日執行の舟形町町長選挙において当選させていただいた森富広でございます。そして2月26日に第17代町長として就任させていただきました。まずは4年間、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指し、お年寄りや子供たち、そしてここに住んでいる人のために一生懸命働いてまいります。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ち、私の町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まずは、24年ぶりの町長選挙の意義ではありますが、24年前、元沼澤町長と元鈴木町長が戦った選挙では5票差で元鈴木町長が勝利しましたが、選挙無効を訴え、裁判にもなりました。かつて町を二分しての町長選挙が繰り広げられた結果、「政争の町舟形」と呼ばれていました。その反動からか、元鈴木町長2期、元伊藤町長1期、前奥山町長2期と20年間無投票が続きました。その結果、「政争の町舟形」と言われることはなくなりましたが、そのかわりに町民は町長を選ぶことができませんでした。順繰りばんこの町長とか再就職町長との批判も出てくるようになりました。そのため、今回の町長選挙は、町政を町民のもとに返し、町民が町長を選ぶ大事な選挙だと認識し、クリーンな選挙で政策本位の選挙を実施することにより、選挙後は、過去の選挙のように町を二分したりしこりを残すことのないように、ノーサイドでオール舟形のまちづくりを進めていかなければならないと考えています。過去の過ちを繰り返さず選挙をすること、選挙の方法・やり方、選挙後の町政運営のあり方など、舟形町の未来のために大変大事な選挙だったと認識しております。

次に、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」が私のまちづくりの目標であります。今や人口減少、地方創生などと言われ、都会からの移住などで人口をふやそうとしていこうという風潮ですが、ここに今現在住んでいる人が心の豊かさや経済的な豊かさを実感できるようにすることが一番大事な政策だと考えています。

私の考える地方創生の原点は、平成の大合併の嵐が吹き荒れる平成16年に、1市1町の合併を進める行政と議会に対し、町民が県内発の住民投票で舟形町として自立することを決断したところだと思います。「じりつ」は、みずから律する自律でもあり、財政状況が厳しい中、み

んなで考え知恵を出し、決して奪い合うことなく情報を共有しながら取捨選択し、ともに汗を流して助け合うことこそ地方創生そのものであり、オール舟形のまちづくりだと考えております。

次に、政策であります。1つは「ふながたの元気をつくります」であります。特に農業は一昨年の米価下落で厳しい状況であり、さらに平成30年には米の直接支払交付金、1反歩当たり7,500円も廃止され、昭和40年代から続いた生産調整も廃止されます。さらにはTPPなど、今急速に農業が大きく変わろうとしております。この状況にいち早く対応しなければ舟形町の農業の未来はないものと確信しております。

そのために、売れる米づくりを推進していきます。とりわけ、堅調なふるさと納税の返答品の米などを利用しつつ、独自ブランド米の確立や特殊米の産地化をなど図っていきます。また、相場に左右されるものの、設備投資が安価で反収の高い園芸作物、ニラ、ネギ、キュウリ、アスパラガスなどを積極的に奨励し、園芸農業を支援して、新規就農者をふやすなど、安定した農業経営をする農業者をふやしていきます。また、高齢者のできる作物などを奨励し、生涯現役農業や定年退職後に始める定年後農業なども支援していきたいと考えます。さらにTPP対応策の町の対応として、さらには農地を未来につなぐためにも圃場整備を推進していきます。このため圃場整備に係る費用の負担の軽減を図ります。次に、商工業者への支援ですが、十分に協議をしながら、商工業者のやる気をしっかりと支援していきます。

2つ目は、「ずうーと舟形に住んでもらえるようにします」であります。高齢になっても舟形に住み続けてもらうには何といても雪の問題です。生活道路の除雪や道路から玄関までのアプローチなどの除雪、屋根からの落雪、雪の苦勞を軽減できるよう、自助・扶助・公助の基準を見直していきます。また、生活道路に除雪車が入れるよう、生活道路の整備もしっかりと支援をしていきます。また、舟形方式の克雪住宅、融雪装置つき無落雪住宅などの確立も図っていきます。

次に、子育て支援であります。病児・病後児保育などの保育の充実を図っていきます。正職員数と臨時職員数の問題を抱えるほほえみ保育園については、保護者の不安を解消でき、かつ保・小・中の一貫教育が保たれるような運営ができるように検討してまいります。さらには、愛郷教育を充実させて、将来舟形に住んでもらえるように努めます。

以上が政策の大要ですが、いずれにしてもオール舟形で取り組んでいくこと、健全な財政運営のもと継続可能であることが大前提であります。

よく議会と行政は車の両輪に例えられますが、今までは町民の審判を受けた議会というタイヤのほうが新しく勢いがあったように思います。このたび私が選挙で選ばれたことで、ようやく同じような新しいタイヤになり、空気圧も同じようにすることができたように思います。しかしながら、両輪だけが整備されても役に立たないというふうに思います。リヤカーのように

両輪の上にしっかりと荷台を設置し、多くの町民を乗せてかじ棒を取りつけ、しっかりと引き手を持ちながら舟形町の明るい未来に向けて微力ながら一生懸命引っ張っていく覚悟であります。そうすれば、荷台からおりて後ろを押してくれる町民、あるいは私にかわってリヤカーを引っ張ってってくれる町民が必ず出てくれると信じております。

重ねて申し上げますが、「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指し、お年寄りや子供たち、そしてここに住んでいる人のために一生懸命働いてまいりますので、議員各位を初め町民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、ことしの冬は、12月18日ごろから雪が降り始めましたが、その後は余り雪が降らない穏やかな正月を迎えることができました。しかし1月22日、農村環境改善センターの積雪が150センチを超えたことから、まちでは豪雪対策本部を立ち上げ、屋根からの落雪や転落防止、安全な除雪作業などの注意喚起を行ってまいりました。

現在までの被害状況は、屋根からの転落負傷が1名、アンテナや石油タンクの損傷がそれぞれ1件、小屋の倒壊2件、雪崩が2件発生しております。また、2月中旬の豪雨により、災害復旧中の三光堰頭首工の土のうが流出し被害が出ております。豪雪対策本部としては、チラシによる事故防止の呼びかけを2回、防災無線による雪崩等の注意の呼びかけを随時行っております。今のところ農作物等への雪害は報告されておられません。

また、豪雪対策本部設置以降の降雪が余りなかったため、町の町道除雪委託費は1億1,710万円の予算額に対し、2月末までの執行額が5,841万円、率にして49.9%と、例年になく少なくなっております。

なお、各観測地点における積雪及び時期のピークは、学習センターが144センチ（1月22日）、舟小が130センチ（同日1月22日）、旧富長小学校が151センチ（1月23日）、農村環境改善センターが160センチ（1月23日）となっているようです。

本町のふるさと納税が堅調に推移しておりますが、2月19日に山形放送で放映された「ミヤネ屋」では、本町のふるさと納税での米の贈答量が日本一となったとの報道がありました。

町では、認知症サポーター養成講座を現在までに5町内会で開催し、91名の方が受講されております。また、1月下旬には役場職員を対象とした養成講座も実施しておりますが、残念なことに2月11日午後、本町在住の高齢女性の方が一時行方不明となりました。幸い、新庄市内で無事発見されておりますが、今後各町内会においても見守り体制の整備を考えていく必要があると考えております。

ここで、平成28年度の当初予算案の概要について申し上げます。

平成28年度の一般会計予算は、骨格予算とさせていただきましたが、ふるさと納税に係る事業費が対前年度当初予算と比較して大幅に増額となったことから、歳入歳出予算額の総額は47億1,600万円となり、対前年度3億1,900万円、率にして7.3%と、2年連続で増額予算となりま

した。

特別会計は、6 会計合計で24億2,740万円となり、対前年度で1,530万円、0.6%の微増となり、一般会計と特別会計を合わせて71億4,340万円となりました。さらに、27年度の国の補正等に伴い繰越事業として臨時福祉給付金給付事業8,671万円も加わるようになったことから、平成28年度の予算総額は72億3,011万円となりました。

歳入予算の主なものとしては、町民税と固定資産税については減少を見込んでおりますが、コンビニの出店によりたばこ税が伸び、4 億1,341万円と前年度並みを計上しております。地方交付税はほぼ前年と同額となる18億5,270万円を計上し、ふるさと納税は27年度の経過を踏まえ、大幅増となる 6 億円を計上しました。また、繰入金は、財政調整基金 3 億5,000万、元気・舟形ふるさとづくり応援基金 1 億円など、4 億6,680万円を計上し、町債は18.5%減となる 3 億6,690万円を計上しました。

歳出予算の主なものは、参議院議員選挙及び山形県知事選挙の執行年度に当たるため、選挙費として1,489万8,000円を計上し、障がい福祉サービス給付費扶助費の増や児童福祉施策財源の見える化に伴って施設型給付費負担金5,027万1,000円（歳入歳出同額）を計上しなければならず、皆増となりました。農林水産業費関係では、戦略的園芸産地拡大支援補助金が1,493万4,000円、圃場整備事業費5,550万1,000円、鮭ふ化場整備となる産地水産業強化支援事業を 1 億9,053万7,000円計上しました。商工費関係では、プレミアム付き商品券発行事業費補助金840万円、土木費関係では、社会資本総合整備事業費 1 億365万5,000円、除雪対策費 1 億4,977万5,000円、町営住宅改修工事費1,589万7,000円等を計上しました。消防費関係では、消防ポンプ積載車 2 台の更新費用1,646万8,000円、山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事負担金2,320万円等を計上し、教育費関係では、スクールバスの更新 1 台950万円、中学校空調設備等工事費1,660万円等を計上しました。

また、新規事業として、元気な 6 次産業化応援プロジェクト事業補助金1,600万円、農業基盤整備促進事業521万円、地域農業水利施設ストックマネジメント事業3,020万円、農村地域防災減災事業510万円、森林所有者情報システム整備費440万円を計上しております。

4 ページから 6 ページ中段までの行政報告の説明は割愛させていただきます。

6 ページ後段をごらんください。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、承認 1 件、平成27年度一般会計、特別会計歳入歳出補正予算 7 件、計画の策定 1 件、条例の設定 2 件、条例の制定 9 件、平成28年度一般会計、特別会計歳入歳出予算 7 件、以上27件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**議長** 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

5 番奥山謙三議員。

**5 番** 皆さん、おはようございます。一般質問の前に、このたび24年ぶりの選挙で当選されました森町長、まことにめでとうございます。

このたびの選挙につきましては、3人の方による選挙ということでありまして、ぜひ当選後においては町民におきましてもオール舟形、そして職員におきましてもオール舟形を行っていただき、本当に町民のための施策を行っていただきますよう切にお願いを申し上げます。

それでは、通告しました内容に従い、一般質問を行わせていただきます。

最初に、「舟形町農業のビジョンを問う」と題して行います。

このたびの選挙運動用ビラの中の「森の政策」の前文に「平成30年に生産調整の廃止、米の直接支払い（10アール当たり7,500円）の廃止、TPPへの対応など、農業が大きく変わろうとしています。農業問題への対応が急務です」とあります。私も舟形町を考えた場合、農業の元気が町の活性化につながるものと確信しています。さらに、選挙運動用ビラには、農業を元気にするための具体策が掲載されています。その内容は、

○6次ブランド米や特殊米など、売れる米づくりを推進します。

○園芸農業を推進し、安定した農業経営の確立を目指します。

○圃場整備を推進するため、町の補助率をふやします。定年後の農業や生涯現役の農業者を支援します。そして、

○農業経営指導により、農業に就農する若者等を支援します。

とあります。これらの項目は、その先にある森町長の舟形町農業ビジョンを達成するものと考えています。5年後、10年後のスパンで考えた舟形町農業の姿をどのように描いているのかを質問します。

次に、「専用グラウンドゴルフコースの設置を」と題しまして一般質問を行います。

現在使用しているコースは、若あゆ温泉ウッディパーク内に併設されていますが、そのコースは落差が大きく、高齢者にとってきついものとなっています。また、大会も多く開催されており、他地域からも遠くの参加を得ています。生涯スポーツとしてグラウンドゴルフをする方々が年々ふえています。

提案ですが、閉校されたグラウンドを活用して専用コースをつくり、多くの大会を誘致し、交流人口の増、また世代間交流大会等を行うことにより町活性化につながるものと考えます。専用コースの設置について質問します。以上です。

**町長** それでは、5 番奥山謙三議員の「舟形町農業のビジョンを問う」についてのご質問にお答えします。

先般、町農業再生協議会総会を開催し、平成28年度に向けた水田利活用の取り組みについて

審議をいただき、引き続き国・県の政策を基調とした農業施策の展開を決定していただきました。その中には、平成30年からの行政による生産数量目標の配分の廃止や米の直接支払交付金の廃止などを見据えた対策を実施することとしていますが、奥山議員指摘のとおり、今後ますます厳しい状況となっていくことは必須だと思われます。現在、農業従事者の平均年齢が64.5歳、65歳以上が453名、56%を占めており、地域を支える認定農業者や担い手農家の育成確保が急務となっております。

山形県では、豊かな地域を支える競争力の高い農林水産業を振興するための政策、T P P協定を見据えた生産基盤の強化も含めてさまざまな事業を展開することとしています。町でも県の意向や指針に基づいて足腰の強い農業づくり、生産額や所得の向上、元気な農業者の育成を進めてきましたが、さらに充実した内容を推し進めていきたいと考えております。

町の主要作物は米であります。平成26年度の品種別の作付面積を見ますと、はえぬきが全体の75.9%で、つや姫が5.6%、ひとめぼれが5.5%、コシヒカリが5.1%となっております。

先日、日本穀物検定協会で実施された2015年産米の食味ランキングで、本県産のはえぬき・つや姫・ひとめぼれの3銘柄が最高ランクの特Aを獲得しており、はえぬきは22年連続、県ブランド米のつや姫はデビューから6年連続となっているようです。当町のはえぬき・つや姫を中心としたうるち米も1等米比率が94.4%と高く、その一翼を担っており、この優位性も重要な米販売戦略に結びつくものと思っております。

また、ふるさと納税で米の返礼品として贈られる数量は、舟形町が885トンと、全国でトップとなっているようで、大変喜ばしいものと思っておりますが、このふるさと納税も、今後さらに農業振興に活用できる余地があります。農業振興への使用を希望する寄附金については、J A及び集荷業者への販売代金への上乗せ、米生産農家への助成制度の創設などの有効利用を検討していきたいと考えております。

ご質問にあります5年後、10年後のスパンで考えた町の農業の姿ですが、極めて流動的な要素が含まれる農業課題ですが、私の考える農業は、舟形町の自然や風土・気候を生かした産業としての農業であり、安定的な収入確保により生涯設計が立てられる農業です。農業を若者が好んで選択できる夢のある職業として、また、定年退職した方からも生涯にわたって取り組んでみたいと思えるような魅力ある産業に育てて、ずっと住み続けたいと思えるような舟形町の魅力の一つに農業を育てていきたいと考えております。

県が新品種として開発している山形112号の栽培、地域ブランド米、低たんぱく質米、低糖質及び低カロリー米など、健康を重要視した特殊米のような売れる米づくりへの取り組みも一つであると考えています。このように、米生産農家の従来の生産・販売方法だけではなく、特徴のある米づくりを奨励し、他産地との差別化により所得の向上を目指していきたいと考えております。

あわせまして、園芸農業の推進と農業経営の確立ですが、安定的な収入を確保するためには、園芸作物の栽培が最も近道と考えています。町としては、昨年より認定農業者を対象とした舟形町認定農業者等経営転換支援事業補助金をスタートさせています。園芸作物の栽培面積を拡大した場合、係る経費を50万円まで助成する制度です。27年度は15件、265ヘクタールを拡大し、666万8,000円を交付しています。今後も何らかの形で、農業の中核を担っていただく農家の皆様に対し、営農経営や所得向上を図るべく対策を講じていきたいと考えています。

また、定年後の農業希望者や若い方々で新規に農業を始めたいと思われる方を対象に現在、J A新庄もがみさんと連携して営農相談会を、この2月より毎週木曜日に南部営農センターで相談会を行っております。

次に、圃場整備であります。最上管内の圃場整備率は54.2%、舟形町は52.2%となっており、県内では低い状況にあります。その結果として、作業効率や管理体制の確立に結びつかず、労働時間、労働経費の負担も大きくなり、経営の安定化を図れない状況に結びついています。

町内各地域の農業者や農地所有者は、圃場整備の必要性を感じながらも、圃場を整備する前の3年間の調査費の負担が大きく、足かせとなっているとお聞きしています。これに対しましては、3月の補正予算及び平成28年度の当初予算に受益者負担の軽減支援のための予算を計上させていただいております。補正分については、新福寿野地区、馬形川向地区、大蔵村烏川地区を含む三光堰西区の県単調査分として、また、新年度予算としては、三光堰西区の農地耕作条件改善事業の受益者負担と桧原地区圃場整備での農地耕作条件改善事業と県単調査分の受益者負担の軽減支援としての予算を計上しておりますので、予算審議の折にはご理解を賜りたいと存じます。

今後の農業を中長期的に見ますと、少子高齢化の中で、近い将来、農業や農地を持続していくのは集落営農の組織化、法人化が必要不可欠なものと存じていますので、今後とも集落での話し合い、合意形成が図られるよう周知も含め、集落営農の確立や足腰の強い農業、周年農業と安定した所得の確立など、舟形町の将来像について、国や県の動向を把握しながら関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしても、町だけでは取り組めない内容もありますので、農業者の方々や関係機関と話し合いを重ねて対応してまいりたいと考えております。

次に、「専用グラウンドゴルフコースの設置を」についての質問にお答えします。

舟形町の体育協会に加盟している舟形町グラウンドゴルフ協会は、会員数87名、4月からほぼ毎月大会を開催し、10月のスポーツフェスティバルでは悪天候にもかかわらず106名の参加を得て盛大に行われ、生涯スポーツの推進に寄与しています。

現在、若あゆ温泉敷地内のふれあい広場に常設されたコースを拠点に、週3日のペースで活動しています。風光明媚で交通の便もよく、終わってから温泉を利用したり食事もできること

から大変好評で、平成27年度の利用実績は3,631人となっています。

この常設コースは、平成21年5月に設置しましたが、最上地区の各種大会を誘致するにはわずかに狭く、8ホール2コースの整備を求める陳情が同年9月議会に提出されました。当時は、地域の経済対策を目的に各自治体が比較的自由に活用できる国の経済対策交付金がありましたので、その交付金を利用し、1,760万2,000円の事業費で総合遊具等に移設、新設するなどして8ホール2コースを確保し、現在に至っております。

グラウンドゴルフの各種大会を開催するには、1コースに50メートル、30メートル、25メートル、15メートルのホールを各2ホール設置し、それが2コース必要で、合計16ホール必要となります。若あゆ温泉の常設コースは辛うじてその基準を満たしていますが、駐車場や待機、休憩スペースが狭く、最上地区の大会を誘致するには、例えばレディース大会や初級者大会、上級者大会等と参加対象を限定した形で開催する必要があり、去年春には、最上地区のレディース大会を若あゆ温泉常設コースで開催しています。

ご質問の廃校となった小学校のグラウンドにグラウンドゴルフの常設コースを設置することにつきましては、コースの基準要件から、旧富長小学校のグラウンドは狭いため設置不可能と考えます。

次に、長沢小学校のグラウンドですが、面積的には1万9,570平米ありますので、基準はクリアできると考えます。しかしながら、設置に要する事業費に関しては、仮に1万5,000円平米の常設コースを設置すると、排水をとって野芝を張ると約5,340万円の事業費になります。平坦な場所では物足りないということで起伏を設ければさらに事業費がかさみ、多目的に活用することもできなくなります。

グラウンドゴルフ場の整備に関しては、現在、該当する補助制度がなく、適債事業にも該当しないことから、実施に関しては長期計画の中で財源を確保する必要があります。

この件について、町として舟形町グラウンドゴルフ協会の代表者の方とお話しする機会がありました。協会全体の意向として捉えているわけではございませんが、その方が言うには、若あゆ温泉の常設コースは確かに狭く、段差も、新庄最上管内のグラウンドゴルフ場では一番きついのことでした。しかし、若あゆ温泉の常設コースは、景色と交通の便がよく、温泉もあるので、今後の希望としては、駐車場の整備や段差解消をお願いしたいとのことでした。

以上のことから、現状では若あゆ温泉に設置された常設コースの利便向上を図ることを目的に、段差の解消や未利用地への駐車場の設置が可能か調査検討をしていきたいと考えています。

**5番** ありがとうございます。

最初の農業関係につきましては、「農業のビジョン」というふうなタイトルをあえてつけたのは、ビジョンという意味をひもといってみますと、将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたかなどの構想や未来像というふうなことの内容であります。

今回の答弁の内容を見ますと、森町長が描く将来の農業のビジョンというものが全然見えてきません。首長となった以上は、未来の明るい話を、こうすればみんながもうかる、こうすれば舟形町農業が発展するというふうな具体的なものを出していかなければ農業する人もなかなかふえてこないというふうな感じがするんです。やはりもう少し5年先、10年先の農業というものの明るさを言葉に出してしゃべっていただきたいなというふうに思います。

そういった中で1つが、回答の中に「舟形町の自然や風土・気候を生かした産業としての農業」というふうな文言がありますが、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

**町長** 5年先、10年先の明るい農業のビジョンを示せというふうなことでございますが、まず、農業については、現在の状況を見ましても非常に目まぐるしく変わっておる状況でもあります。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり圃場整備等を推進する、これは国のT P Pの対応策、その大綱の中にも集約というふうな形で出てきておりますので、それに今しっかりと対応しておかなければ農地が未来につなげられないというふうな思いもありますので、まず一つは、水稻の部分における圃場整備を伴って経営の合理化、それから規模拡大を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、規模を拡大すると、当然農業から外れる人が出てきます。全て大規模な農業者になれるわけではございませんので、その方についてはしっかりと園芸農業に転換できるようにこれを指導していきたいというふうに思います。現在でもニラ・ネギ・キュウリ等で1,000万円を超える売り上げをする人が舟形町の中には出てきております。ですから、ぜひ農業で、所得とは言いませんが、売り上げが1,000万円を超える、さらには2,000万円を超えるとか、そういうふうに自慢していただけるような農家が多く出てくれるように園芸作物の支援をやっていきたいというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり、農業の形態も、例えば農業をしていて後継者があらわれてきたときに、大規模農業をする際に機械をいじれないというふうなことが出てきた場合については、やはり生涯現役で農業をしてもらえると、大規模な農業には適さないかもしれないですが、今まで培ったノウハウ等々を利用した形でしっかりと生涯農業に携わって行って、しっかりとその中でも所得が上げられるような、そういう農業を指導していきたいというふうに思います。

さらには、当然兼業農家の方もおられるわけですので、その兼業農家の方々についてもどのような形で支援していくということは今のところ申し上げることはできませんけれども、兼業農家の方々についてもしっかりと下支えをしていくことが農地を守るという意味では非常に大事なことだというふうに考えております。

さらに、大蔵の加藤村長とお話ししたときにも、若い人で会社勤めをしても250万から300万円ぐらいの年収だと。それであれば農業で一生懸命やれば1,000万までなるよと、そういうふう

なことで毎年2人から3人くらい会社をやめて農業に就職する人がいると。私もそういうふうなことをやっていきたいと。そのためにはしっかり農業経営のノウハウ、それから推奨する園芸作物等について、町のほうの営農相談室、JAさんの営農センターとの連携を深めながらそういうものをしっかりとやっていきたいというふうに考えています。すなわち、前町長のように農業所得500万円というような明るいビジョンを掲げることはできませんけれども、そういう形の中で少しずつでも農業の未来をつくっていければというふうに考えているところで

**5番** 30年に減反廃止、さらには10アール当たり7,500円がなくなれば、あと先ほどの回答の中にもあったとおり農業の高齢化率が非常に高いということを考えていくと、農業、米づくりの離退者、これがかかりふえてくることが予想されます。そういった中で、回答の中にある基盤整備計画化しているところはよろしいかと思いますが、固有名詞を出して大変申しわけありませんが、上長沢地区とか堀内地区にも農地があるわけです。そういったところの基盤整備をやっていかなければ集約した大規模農業は無理だろうというふうに考えるわけです。そういったところで、地域の基盤整備を進めるためにはどういうふうなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 奥山議員が言われるとおり、上長沢地区、堀内地区の圃場整備率の低いことについては私も大変な問題だと認識しております。特に農地を未来へつなぐという意味でいくと、片方、大規模農家が大規模な農業機械を持って入ってきた場合については、圃場整備等がなされていないところについてはつくってもらえないという状況に必ずやなと思います。そうした場合に農地が荒れると、先祖代々守ってきた土地が農地として使われないということにならないよう、それは努力していかなければいけないというふうに思います。

それで、先ほどの中でも申し上げたのですが、圃場整備に対する現在の率につきましては、簡単に言いますと国40%、町10%、受益者負担が50%というような調査費の負担を今現在でやっているところでございますけれども、関係課といろいろお話をした中でいって、ことし3月の補正予算、27年度の補正予算、それから平成28年度の当初予算の中においては、県40、町50、受益者負担10%ということできこうというふうなことであります。

中身については、その内容等については後で地域整備課長のほうからも補足してもらえればよいと思いますけれども、それをTPPの国の対応策も絡めまして、平成40年までの限定対応策と、それ以降につきましては従来の県40%、町10%、受益者50%にしますと。それまでの間の中で町のほうでも積極的に地域に入って、圃場整備の勧誘をするというふうなことが1つありますけれども、そういった財政的な支援も含めてある程度の期限を切ることによって加速をしていきたいというふうに考えておりますので、なお行政と議会のほうからもあわせて、将来の農業をしていくためには必要だということで下支えをしていただければ大変助かるなというふう

に思います。

**地域整備課長** ただいま町長のほうからご説明ありました内容をさらに詳しく申し上げますと、平成27年度、今回3月補正、それから新年度の予算について、県営農地整備事業の経営計画に係る舟形町の負担率のガイドラインということで先般決裁をいただきまして進めているところです。

内容的には、県営土地改良事業計画設計事業、それから農業農村整備実施計画策定事業、それから農地耕作条件改善事業、農地耕作条件——同じ改善事業なんです、中に2つ分かれていまして、地形図作成と農用地集団化というふうなものがあります。それから法定外の公共物地区編入ということで、調査経費がかかるわけですが、おおむね、先ほど町長が申し上げました県が40%、町が50%、受益者負担が10%というふうなことで事業を進めていく予定でございます。以上です。

**5番** そういうふうな地域への対応はわかりましたが、それにしてもまだまだ時間がかかろうかというふうに感じます。そういった中で、回答の中に、中長期的な農業や農地を維持していくためには集落営農の組織化、法人化が必要不可欠とありますが、それら地域への集落営農の組織化に向けた進め方はどのように考えているのか質問します。

**町長** 集落営農、それから農業生産法人への移行というのはなかなか一朝一夕になるものではございません。やはり舟形の農家の気質といいますか、そういうものもございまして、どうも個人経営、ひとり親方というようなところがあるものですから、特に水稻の米づくりをしている方については自分の都合でそれをやっていくというふうなこともありますので、そこら辺のところを米づくりから一步離して、園芸作物等になると必ず人手が要ります。そうなったときに集落営農とか、さらには複合経営する意味でも農業生産法人とか、特に園芸作物等については6次産業化への結びつきも強くなるというふうに考えております。そういったところを考えていくと、農産物として販売するだけではなくて、加工品としても売れるというようなことでいくと必ずやそれが農業生産法人等につながっていくものというふうに考えております。

あと、水稻についても、先ほどちょっと述べなかったんですが、兼業農家への支援という中で大規模農家、認定農業者に対する農業用機械の補助ということに関しましては、いろいろ国の補助制度等がありますけれども、兼業農家の方についてはないというふうなことで、しかしながら、農地を守るという観点からいくと、兼業農家も一生懸命頑張ってもらわないとだめだということもありまして、まだ具体的に申し上げるといふか、こういうふうにしますということではないんですが、一つの案として考えているのは、3軒とか5軒とか兼業農家がまとまった場合に農機具に対する補助を出してもいいのではないかというふうな考え方もあります。そうすることによって、集落営農であったり農業生産法人への転換といいますか、そういったものが推進されることがあるのかなというふうには思います。

いずれにしても、そういった補助については財源等もありますし、関係各機関、それから当然担当者のほうとのしっかりとした制度設計のもとでそれを進めていかなければだめだというふうに思っておりますので、今後ともそういった集落営農、生産法人への取り組みというものは行政側が一方的ということではなくて、やはり農家がぜひ必要だというような形の中で出てきたときに初めて成功例となるものだというふうに確信しておりますので、そのようになるように、町のほうとしても下支えをしていくというふうな考えでおります。

**5番** 集落営農につきましては、農業だけでなくその地域の地域づくりにもかかわってきます。というのは、集落営農の根本は、自分だけがもうかればいいという発想じゃなくて、その地域全体がもうかる、今よりもよくなるというふうな方向に持っていくというようなところが集落営農が成功するか失敗するかのポイントであります。そういったところを考えていくと、その地域の地域づくりにもかかわってきますので、ぜひ進めていただきたいと。

あわせて福寿野等につきましては、法人化的な方向に行くのかなという感じがしますがけれども、その地域、地域に合った農業形態というものを進めていただきたいというふうに思います。

あと、時間がなくなってきましたので、米に関しては大分わかってきましたが、園芸作物であります。というのは農協合併後、品目が一番多いのが旧舟形町農協です。あとの最上、羽黒、昭和等については舟形のような品目の種類はございません。その中で、じゃ金額的に大きいものがあるかといえば、せいぜいニラが1億円行ったり来たりというふうな状況なわけがあります。最上につきましてアスパラが4億、あと萩野、昭和については米以外の品目が多いというふうなことです。要するに言いたいのは、米以外の品目の売り上げが多いところは農業に元気があるというふうなことです。そういうところの考えでいくと、大蔵村ではトマト、要するに言いたいのは舟形町の中でも3億、4億というふうな園芸作物の品目の一つを早急につくることが農業の元気につながるというふうに感じております。そういった中で、強力に今後この品目を進めていくというふうなものとすれば町長のほうにお聞きしたいと思います。

**町長** 町で強力にこの品目ということで重点的にということは今のところはございません。ただ、ニラ・ネギ・キュウリ・トマト・アスパラガスについても、それぞれの農家の方がかなりの収入を得ているというふうな状況になってきていることも事実であります。そういった方々をそれぞれの得意作物の中でふやしていくということが一つ大事かなというふうに思っているところです。その件について、この間、大蔵村長と話をさせていただきましたけれども、やはりトマトに特化していろいろ補助をしているというふうなところもありますので、今後、農家の方々、それから南部営農センターとあとうちのほうの営農相談室のツチヤさんとともにいろいろ相談をしながら、舟形の気候風土に合った、自然環境に合ったものは何がいいのかというふ

うなことを重点的に進めていきたいとは思いますが、先ほど言った生涯現役の農業、定年退職後の農業、兼業農家の方等々の農業形態の違いによってそれぞれつくられる作物も多少変わってくるというところはあると思いますが、しかしながら、早く舟形町独自のブランド、園芸作物というものも見つけていきたいというふうには考えますので、その件についてもぜひご指導いただければというふうに思います。

**5番** 農業を振興する一番の近道は、農家の方がもうかっているよというところをPRしてくれるのが一番の近道なんです。そういうふうな農家がどんどん出てきて、アスパラがこのくらいもうかっている、ニラがこのくらいもうかっていると具体的に農家が訴えることによって、その品目の農業をやってみようという農家がふえてきます。そういうPRしてくれる農家をふやすことが一番の近道だろうというふうに思います。

時間がないので、専用グラウンドゴルフコースの設置につきましては、いろいろ町のほうでも考えているということが十分わかりましたが、今後、協会の方々と十分に意思疎通を図っていただいて、他町村に誇れるコースをつくっていただきたいと思います。一例として、今年度、鮭川村では中央公民館の前に人工芝のサッカー場をつくるようです。工事が1億5,000万程度かかるようなことを村でやるということを考えていくと、すごいなという感じがしております。

そういった中で、舟形町には立派な野球場もないし、サッカー場もないし、どうも半端な施設が多いというような感じがするわけであります。そういった中でひとつどこでも誇れるような施設というものをぜひ、その一例としてグラウンドゴルフの設置につきましては協会の方々と十分話を進めていただいて、立派なコースをつくっていただきたいということを最後にお願いしまして、私の一般質問を終わります。

**議長** 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番小国浩文君。

**2番** それでは、私から質問する前に、17代町長当選おめでとうございます。これから町のため、町民のために精いっぱい頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番目の質問に入らせていただきます。

「買い物弱者対策について」、移動販売車購入助成事業補助金について質問させていただきます。

先般、12月の定例会において、町の商店街の方々の中からこの補助事業について、どなたからも手を挙げていただけなかったとの説明がありましたが、これからますます高齢化が進んでいく状況の中で、このまま町として何も手を打たないというわけにはいかないと思いますが、その辺について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、「舟形町振興公社について」。

町の振興公社においては100%町の出資で運営になっておりますが、大石田町などでは民間からの出資をいただき大変よい状況になっているようでありますが、今後、町としても民間からの出資を募り、振興公社の活性化を図っていかれるつもりがあるのか、町長としてのお考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、2番小国浩文議員の「買い物弱者対策について」のご質問にお答えします。

国勢調査による年齢3区分別の人口構造の推移について見ると、老年人口が昭和55年の12.2%から平成22年には33.4%と30年間で21.2ポイント増加している一方で、年少人口は19.8%から10.7%と9.1ポイント減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

小国議員指摘のように、高齢化は今後ますます進む状況にあるかと思います。町では平成27年度に高齢者等安心生活構築計画書を策定し、介護や福祉に加え、雪対策や住まい及び生活支援等の現状と課題を取りまとめ、今後具体的に対応することとしています。買い物に不便を来している方々には、これまで町が直接高齢者等に支援する形式ではなく、各事業所で食材の配達事業等を積極的に行っているなどの努力により成り立ってきているものと認識しております。

町では、町商工業振興も含め、もがみ南部商工会舟形支部からの要望や関係機関との話し合いから協議、検討を重ね、町内小売業及び飲食店等の継続と消費者の購買力の向上を図るため、プレミアム商品券の発行や舟形町サービス店会が実施しているポイント事業及びセール事業の運営に財政的支援を行ってきております。

先ほども申し上げましたが、町内の一部の商店では、みずから商品の配達や弁当の配達のサービスを行っており、JA新庄もがみ「産直まんさく」では、同様のサービスを行っております。

町としましては引き続き、直接買い物のできない消費者への対応策として、現在民間で行っている既存の運営体制に対する支援を行いながら、商店経営者や商工会及び関係機関と話し合いを持ち、対応してまいりたいと考えております。

次に、「舟形町振興公社について」のご質問にお答えします。

株式会社舟形町振興公社は、平成9年3月3日に設立しております。平成4年から5年に町が事業主体となり、若あゆ温泉「あゆっこ村」の施設を中山間総合整備事業を中心として整備いたしました。町民及び町外からの利用者は、おかげさまで当時の利用目標計画に対する達成率は、平成26年度実績で486.97%で、年間14万1,017名の利用者がありました。

振興公社の決算状況は6月定例会でご説明申し上げたところですが、平成26年度の収入合計は1億2,981万6,038円で、支出合計は1億2,963万4,276円となっています。主な支出経費としては、燃油高騰による大幅な増額、建築から22年経過による修繕費の増額、加工施設の管理運営と経営による消耗品等があります。

振興公社では毎月、お客様感謝デー、各種イベントを開催し、お客様の誘客を行っていただいています。年間を通しての季節感あふれるイベントはお客様から大変喜んでいただいているようです。また、人材育成として、休館日を利用し、接遇を初め各種研修を行い、職員の資質向上を図っていただいているところです。

振興公社としても一事業所として、町からの支出額を減らすための人件費のコストの削減や低料金でのサービス、コテージ等施設への誘客を積極的に行いながら経営しておりますが、やはり老朽化に伴う施設の機械器具の改修や工事等があり、経費がかさんできています。

現在、若あゆ温泉やコテージ等の利用料金の増額を検討していますが、大規模な機械や施設の改修工事の関係もあることから、振興公社の独自経営では対応できるものではないと判断しております。

また、加工部門では、販路拡大のための人的配慮を優先に考え、地域おこし協力隊の1名をお願いし、イベントや商談会、インターネットでの販売などの営業活動を行っていただいております。しかしながら、商品の販売と安定した収入、健全なる運営までにはしばらく時間がかかるものと思われます。

小国議員指摘のように、民間からも出資者を募り、民間の力を活用しながら運営できる体制を整備することは確かに必要と思いますが、先ほども申し上げたように、施設の老朽化に伴う大規模改修も今後年次的に計画しなければならない状況にあることから、現在は企業等からの出資をしていただくことについては、もう少し先の話と考えております。

若あゆ温泉については、町民の憩いの場の施設、町民の健康維持増進施設として多くの町民の方々より利用していただいておりますので、町としても今後引き続き振興公社への支援をしていく必要があるものと考えております。

**2番** 買い物弱者対策についてですけれども、先般、これも12月定例会に補助金の申請がなかったということで、そのことを受けて町として、商店の方からやってみたいという手が挙らなかったことについてどういうふうなお考えでいるのか、お聞きしたいと思います。

**町長** その詳細については、12月定例議会、私おりませんでしたので、その状況等については産業振興課長のほうから内容を説明していただきたいと思います。

大変失礼しました。まちづくり課長のほうから説明をさせていただきたいというふうに思います。

**まちづくり課長** 移動販売車につきましては、先ほど町長のほうからお話があったとおり、12月議会で説明したとおりでありましたが、7月に町の業者の方々に公募をしましたが、それで集まった方々に8月に説明しました。そこで補助条件とかさまざまを説明したんですが、生鮮食料品を皆さんが待っていますので、それを取り扱うには、要するに売れ残りとか心配してリスクが高いということで非常に難しいということで、結果的にはどなたからも手を挙げていただ

けなかったんです。

それで、困っている方々は実際にいるわけですから、それをいかにするかということなんですが、1つはファミリーマートさんのほうで移動販売車を独自に構えてやるというふうなこともあったので、そこを何とか私のほうからお願いをした経過があります。本部にもお願いした経過がありますが、結果的にはやはり今現在のオーナーさんがシフトに入っていて、そこを運転するのがなかなか難しいということで、そこも先日電話で確認したところ難しいということでありました。

それで、いかにするかというふうな話ですが、町の商工会さんとか業者さんと、今やっている方がいらっしゃると思いますので、きちんとそこは話し合いを設けて対策を考えないと、これで行くというようなところは今現在は非常に難しい状況でありますので、少し時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思います。

**2番** この補助金400万、車は上げますけれども、商売は自分のところでやってくださいという趣旨だと思います。しかし、それだったら私だって手を挙げません。町だって手を挙げないと思います。そんなの商売になるわけではないんですから。例えば奥のほうに行って、何千円買い物があるから来てくれと言ったって行かないと思います。別にそれが悪いとかどうのこうの言っているのではなくて、それが現実だと思うんです。

そこで、やはり高齢者の方も、私の地元でも、本町でさえ大変難渋されております。相談も受けております。日々生活していく上で食べるものは一番大変なことは事実であります。そういうことも含めての質問なんですけれども、視点をちょっと変えていただけないかなと。補助金を上げて、車あるからやってくれじゃなくて、逆にその車を町で購入したらいかがなんでしょうか。それを除雪と同じ業務委託でやっていただけるんだったらやりたいという商店の方は出てくると思いますよ。実際、私もお話しした商店の方もいます。ただ、ファミリーマートさんの言葉がさっき出たけれども、やっぱり大手じゃないんですよ。既存の集落にある商店、これを残していかないと、それが消滅したらまた買い物弱者がふえていくんですよ。そういうところの観点を変えて、既存の商店の方。だから逆に利益なんか絶対上がるわけではないんですよ。だから町で購入して、車の維持費、燃料代等含めて町が持てばいいと思うんです、大した経費がかかるわけじゃないですから。そうすることによって町民一人一人に合ったような、電話をいただけたら、週に何回、何時の時間帯に来ますよとか、いろいろな方法とかやり方はあると思うんですけれども、これからますます高齢化が進んでいくわけですから、それは町が主体になって、一商店にでなくて町全体として考えていくおつもりがあるのか、町長、伺います。

**町長** 私も選挙戦の中でいろいろ商店の方ともお話をさせていただくことがありました。やはり移動販売の中では移動販売車への設備投資の部分、さらに燃料等のことを考えると採算に合うようなものではないというお話を聞きました。それも1つ。それでもやはり行かないとだめだ

というふうなところもあって、ボランティア的な意味でしているという人もおりました。

さらには、移動販売車に限らず、今、小国議員が言われたとおり地域の商店、これもしっかりと支えていくといえますか支援をしていかないと、うちの町内にも商店はございますけれども、一つはお年寄りの方々に車を運転できないという方々については、地元の商店に来てちょっと休憩をしながら、近況を述べながらコミュニケーションもとって、さらには自分の体調をその店主に申し上げるというような状況もあります。そういう意味で、単に商店という意味合いではなくて、ある意味コミュニティーの拠点という部分の中でも地域の商店は必要だというふうに、小国議員と同じ考え方を私はしているつもりであります。

移動販売車に限らず、地域の商店の支援ということにつきましては、先般、南部商工会の会長さんを初め見えたときにも、いろいろな支援の方法があるんですけども、以前も買い物弱者というふうなことで、町ではファクス購入に対して補助するというふうなことで、2年にわたってだったと思いますけれども、ファクスを買い物に來れない人たちに預けて、商店と結んでファクスによる注文をするというふうなことがありましたが、現在は行われていないようであります。そういったことを考えますと、やはり何が買い物弱者対策になるのか、そういったところもしっかり商工会の方々とも話をしながら、さらに消費者たる買い物弱者の方々がどんなサービスであれば一番いいのかということを検討しながらやっていこうというふうに思います。ただ、やっぱり基本は商店の方々のやる気を支援するという形で、町が直営で商売をするような形になるというのはよくないかというふうに思いますので、できる限り商工業者さんのやる気を町のほうで、どんな形になるかわかりませんが、支援していくという形にしたいというふうに思います。

**2番** ありがとうございます。町長も今おっしゃったとおり、これから車を運転できる方は別に何の心配もないと思うんです。しかし高齢化になって免許を返納、警察署のほうからもそういう達しがあるとおり、足がなかったらこの地域で生きていくことはまず無理な話であります。そういう観点から、町が商売するという私の意味ではありませんので、その車を町が業務委託という形を。除雪だって同じじゃないですか。町で機械を買って業務委託しているんですから、それと同じような観点で町民一人一人に。ただ、100円の品物を持っていったからそれに運賃とか手間代を加算されればやっぱり買う人にとってもメリットはないと思う。やっぱり店で買う同じ値段でできるように、そういう支援というものをやっていかなければこれからますます、町長も堀内出身でありますし、やっぱり奥のほうに行けばいろいろな地域があるわけです。そこがやっぱり一番最初にダメージを受けてくるのではないかと私は危惧しておりますので、その辺はもっともっと町としてもやっていただければ。

今後、相乗効果として、各商店がなくなってしまうと本当にふやしていただけないですよ、買い物弱者は。ある程度の近場にあれば便利だし、なければ困るものではないのかなと私は思

っておりますので、その辺はもっともっと拡充してやっていっていただきたいと思います。そのことについても振興課長、今度はそっちのほうに、まちづくり課から移っていくような話もありますので、その辺は振興課長のほうからもひとつお願いします。

**産業振興課長** 今、町長のほうもおっしゃっていましたが、やっぱり地元の地域の商店がなくなるというふうなことについては、当然これから高齢者がふえてくる中で存続というものが一番大事だというふうに思いますので、その辺についても商工会、それから地元の商店を経営している方との連携といいますか話し合いを十分に行って、支援できるものは支援するというふうなことで、継続ということを重点に考えていきたいなというふうに思っています。

それから、移動車については、先ほど町長もおっしゃったんですが、既存の、やはり今行っている方が今後も継続できるような、できないとすれば何が問題かというふうなところも含めて検討する必要があるだろうというふうに思いますので、その辺についても商工業全般について、商工会と話を持っていきたいなというふうに考えています。

**2番** ありがとうございます。やっぱり商工会とも連携していただいて、単一の商店でなくオール商店、舟形町の商工会というものがありますので、そちらと連携を深めてやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。舟形町振興公社についてですけれども、答弁書を見ますと、収入支出を引けば若干の黒字かな。しかし維持管理費等を含めると、町からの出資、お金が出ていくのが大変だなというものもわかりますけれども、やっぱり町民の憩いの場ということで町がそれを推進しているのだとすればある程度仕方がないのかなと私も思いますけれども、何というか民間感覚が町100%ですとそこに入る余地があるのか。もう少し民間のというか、本当の経営もできる方ですけれども、そういう知識を入れてこれからいくおつもりがあるのかないかお伺いします。

**町長** 小国議員の質問の要旨といいますと、振興公社、今の若あゆ温泉の経営について、民間のノウハウなり経営感覚を持った人がしっかりとやっていきなさいというふうなことだと思いますので、現在、社長が産業振興課長というふうな形になっているようですので、今後どのような方が社長になっていただけるのか、今、人選についていろいろ検討しているところでございますけれども、できる限り民間の経営ノウハウを持ってしっかりやっていけるという方をぜひ社長にしたいなというふうに思っておりますが、現在のところ、まだ「この方」と申し上げるところまでには至っておりません。

ただ、いずれにしても振興公社のあり方については、緊急雇用で雇った職員、さらには加工場というように少し重荷になっている部分もございまして、経営的には厳しいものになっているところもありまして、経営的には料金体系も含めながら、どのように経営を維持していき、健全な経営をしながらも、町民の憩いの場、健康増進の場所として多くの人々から使っていた

だけるような施設としても維持していかなければいけないというふうに思いますので、それらについては今後とも議会のほうといろいろ協議をさせていただきながら、努力してまいりたいというふうに思います。

**2番** 今、町長も答弁していただきましたけれども、旧富長小学校、加工場、2月に総務常任委員会のほうで視察をさせていただきまして、その責任者とお話をさせていただきましたけれども、やっぱりお話を聞くと、加工場で品物をつくっても大した利益にならない。もっとつくれば確かに雇用が生まれるわけですが、採算的にどうなのかということをおっしゃられたわけであります。そうすると、さっき民間からということを私が申し上げたのは、課長が兼務するというのは私の中では本当はあってはならないことではないかなと。やはり一線を引いて、町が振興公社を100%出資して持っていくのはいたし方ないにしても、経営ノウハウに対しては課長に兼務させるというのは業務上、余り芳しくないのかなと思っておりますので、その辺について町長からもう答弁になったのであれなんですけれども、加工施設においても今最上町のほうで、固有名詞出してあれですが、ある漬け物工場、7億強の負債を抱えて倒産された事例もあります。そんなに甘くないということは皆さんも、町民の方もわかっていると思います。甘くないことに手を挙げたわけでありまして、しかしそれを別に私は否定しているつもりはありません。やっぱりこれから農業を考えたときに、舟形町の特産品を生かしていかなければならない、使っていかなければならないというのは当たり前のことだと思いますが、それに対してやっぱり販売とか経営のあり方について、民間というのを私がお示ししたとおりになんですけれども、加工場についても町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

**町長** 加工場設立のいきさつ等については、直接担当でないというところもありまして、今のところこういう形でというふうなところはわかりかねるところではありますけれども、私が産業振興課におった当時もその施設のあり方、経営内容、どうするんだという話にはなりましたので、基本的にあそこで加工しながら物を売って利益というふうになった場合についてはかなり難しいのかなというふうには思います。当初の計画がどうだったのかというふうなところも問われるところではあるかもしれませんが、現在、国の補助金をもらいながらあの加工施設をつくっておりますので、ある施設をどのように今後活用していくかということが大事なのかなというふうに思います。その際に、小国議員が言われるとおり、民間の力をおかりするというふうなことも一つでありましょうし、いろいろと加工施設を生み出す研究施設という意味合いにできることも可能かなと。その中で温泉とのかかわりというところがまた出てくるかもしれませんが、基本はやっぱり加工施設の使い方というものをしっかりとした上で、温泉とのかかわりを強く持っていくべきだというふうに思います。

加工場の運営については、今後、担当課を含めていろいろと話をした上で、さらに民間活用ができるかどうか、補助事業の縛りもございましてしょうから、いろいろ検討させた上で、議

会のほうにもお願いをして協議をするというふうな形になるかと思いますが、その際はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

**2番** やっぱり加工場のほうもこれからいろいろ精査していただきたいと思います。

最後になりますけれども、若あゆ温泉に農家の方とかいろいろな方があそこに商品として納入して販売していただいているわけですが、町のほうでは手数料収入として2割を町民の方から、また町民以外の方からもいただいているわけですが、私も農業をやっている観点で、2割という手数料ってすごい数字なんです。それはどういう縛りがあって2割を提示しているのか、その辺についてもお伺ひしたいと思います。

**町長** その件については、社長のほうにお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

**産業振興課長** 手数料についてはいろいろな商店、例えばヨークベニマルさんに出している方もいます。その方から聞いてみますと20%というふうなこと、ファミマさんはまた格段に高いんですが、そういう商店さんと比較した場合、20%が妥当であろうというふうなことでそのような形になっているのかなと。

20%については、今なったというようなことじゃなくて、随分前からそのような形になっていたというふうなことです。その辺のことについての評価といいますか検討は今のところ行っていないということで、20%で推移させていただいているということでもあります。

**2番** 私も何回か出したことがあるんです、今は全然出していませんけれども、やはりどこの市場に出しても1割なんです、日本国中。それで代金まで回収していただいて振り込んでくれるわけです。農家にとって2割というのは、そういうふうなバックマージンで生活なさっている方にとっては当たり前なかもしれませんけれども、この若あゆ温泉に関しては先般も町からの補助金、かなりのお金が入っているわけです。そうしたときに、全部下げろとは言わないんですけれども、町民の方がそこに納入した場合でいくと、他の町村の方が納入した場合の手数料が同じというのは町民に対してはまずいんじゃないかな。例えばそっちが2割なら町民に関しては1割とか、別にそれで収入を上げているわけでもないんでしょうし、その辺を町民の方々がもっと気安く納入できるような体制もあわせてつくっていかねばならないのかなと思いますので、その辺お伺ひします。

**町長** 今ご指摘、またご提案あったことについては実態を精査させていただいて、いずれかの機会の中で、このように改善するべきところがあるとすれば改善していくような方向で検討させていただきたいというふうに思います。

**2番** ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

**議長** 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時03分 再開

**議長** それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

3番石山和春議員。

**3番** 通告書に従いまして、私は人口減少対策についてというふうなことで質問させていただきます。

森町長、第17代舟形町長のご就任を心からお祝い申し上げます。今後は公約に掲げた「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」のもと、町民の福祉向上のためリーダーシップを発揮していただくことをご期待しております。

さて、人口減少対策については、全国の半数近い市町村が2040年までに消滅のおそれがあると、増田元総務大臣が座長を務める有識者団体、日本創成会議が衝撃的な報告書を2014年に発表しました。今後も東京に人口流出が続くと仮定し、二十から39歳という、子供を産む中心的な若者女性の人口の減少率が5割を超えるほぼ半数の896市町村が消滅、中でも人口1万人以下の523の自治体は消滅可能性が高いと指摘しています。山形県でも35市町村中、若者女性人口減少率50%を超えないのは7市のみで、28市町村が消滅可能性あり、舟形町は若者女性人口減少率マイナス61.7%で、町人口は2010年に6,164人いた人口が25年後の2040年に3,387人、2,777人減少することになります。

これは何もしなければという前提付きの議論であります、これまで地方の高齢化によって地方にとどまっていた介護・福祉の女性職員が、地方の高齢者が減少し、団塊世代の後期高齢化によってこれから急激に高齢化する東京を中心とした人件費の高い大都市の福祉施設などに大量に流出するとの分析であります。これは出産可能年齢女性の急激な減少を意味することでもあります。

本町の人口は、平成27年国勢調査速報によれば、10年前6,671人いた人口が5,631人と、1,040人減少、5年前と比較しても533人減少、減少率は8.6%です。

町でも、国のまち・ひと・しごと創生戦略のもとに、町人口ビジョンと町総合戦略を昨年10月策定し公表しておりますが、全国的に少子高齢化の中、小手先の対策では対応できなくなるのではないかと懸念されます。今後、人口減少対策を具体的にどう取り組んでいく考えなのか、町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、「堀内橋かけかえの今後の要望活動は」と題しまして質問いたします。

堀内橋のかけかえについては、これまで山形県に要望活動をされてきたこととは思いますが、

堀内橋は昭和31年の竣工から早59年が経過し、60年目になります。堀内地区住民はもとより、通行する方々は、歩道もなく狭く老朽化している堀内橋を渡るとき、大丈夫だろうかと不安を抱きながら通行している方が多くいます。

今後、測量、設計などの調査をしても、工事が完成するまではかなり長い時間がかかるものと考えます。

については、住民の不安を一日も早く払拭し、安全安心に渡れ、生活できるように、早期着工を進めるために住民を巻き込んだ活動をもっと積極的に展開すべきと考えます。

また、これまでの経緯と今後どのように進めていくのか、町長の考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、3番石山和春議員の「人口減少について問う」についての質問にお答えします。

2014年5月、日本創成会議から出された推計では、県内においても最上地区8市町村を含む28市町村、80%が消滅可能性都市に挙げられました。一方、総務省の国勢調査の速報値によると、日本の総人口は1920年の国勢調査開始以来、初めて人口減少となりました。

東京圏の人口は増加し、東京一極集中が続いています。若者が流出する最も大きな要因は就労の問題で、地方と大都市の経済・雇用格差とも言えます。地方は人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環に陥ることになります。この対策のために、当町においても、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を策定し、「雇用の創出」「若者の定住を促進」「子供を産み育てやすい環境づくり」「安心な暮らしを守る地域づくり」の4つの基本目標を掲げました。

その中でも第1に挙げたのが雇用です。当町では、人口ビジョン・総合戦略を策定するに当たり住民アンケート調査を行いました。その結果、就職・転職したい方が仕事を選択する上で重視することとしては「給与」が86.2%で最も高く、次いで「仕事の内容・やりがい」が66.7%となっています。就業の場としては、安定した収入と同時に、仕事のやりがい求められています。

当町の人口流出で最も多いのは、高校生卒業時の進学と就職による転出です。大学等に進学しても、若者の希望に沿い安心して働く場があればUターンにつながります。そのためには農業を基幹産業とする当町においては、農業の生産・経営体制の強化と6次産業化による雇用、新規就農者の支援や意欲ある農家の育成、営農指導の充実、園芸作物栽培支援などに努力します。また、多様な就業の機会づくりの創出による雇用力の強化を推進するために、資格取得支援の継続、長沢交流センターを活用したIT関連企業の事業などについても進めたいと思います。また、新庄最上定住自立圏構想に基づく新庄中核工業団地企業誘致促進や管内市町村と連携した企業支援も行っていきます。さらに、山形県と協力して、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進するため、奨学金の返還についても支援していきます。

第2は、子育て支援です。先ほど述べた住民アンケートで、出産・育児についての調査も行

いました。将来的に持つ子供の人数の平均は「1.94人」です。理想的な子供の人数の平均は「2.25人」となっております。理想的な子供の数を実現する際の弊害としては、全体の約7割が「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と回答しています。また、育児に関するサービスのうち最も力を入れるべきだと思うことについては「各種助成を初めとする金銭的なサポートや現物給付」が最も多くなっています。理想的な子供の数の実現のためには、経済的な不安の解消が課題となっていることがうかがえます。

このようなことから、子育ての経済的負担感を減らすための施策が最も大切と考え、保育料2分の1の額を給付するほほえみファミリー・サポート給付金事業、18歳までの医療費無料化事業は継続の方針で平成28年度当初予算に計上します。

人口減少、少子化は、複合的な問題です。よって、その解決策も複合的で、「これだ」というような施策を絞り込むことはできません。町の事業全てが人口対策につながる大切な事業です。このため、これまで実施してきた施策も含めて、総合戦略の4つの柱による施策を重点的かつ地道に続けていくことが大切であると認識しています。

次に、「堀内橋かけかえの要望活動は」の質問についてお答えいたします。

堀内橋梁かけかえ事業の早期完成を目指すため、村山市、大石田町、新庄市、舟形町で結成する主要地方道新庄次年子村山線道路改良促進期成同盟会を組織し、舟形町長が会長を務めております。

平成10年ごろから、舟形町では松橋地区に観光ワラビ園の整備やグリーンツーリズムなどの観光振興、そば街道などの観光PRにより交通量がふえ、堀内橋に歩道が整備されていないため、通学する児童が交通事故に巻き込まれるおそれがあることから、地域住民からかけかえの機運が高まりました。平成15年7月には堀内橋梁整備促進総決起大会を開催し、期成同盟会の総意として山形県へ要望しております。また、平成23年1月には、山形県知事に舟形町堀内地区680人の署名を提出しております。その成果があり、平成24年には山形県では路線全体概略設計を発注し、平成25年には平面測量及び図化業務を発注しております。

同盟会活動においても、地域住民の総意を表明するために、平成25年に堀内橋早期完成啓蒙看板を設置するとともに、毎年開催している総会決議において、早期完成を求める要望書を県議会議員の先生方や山形県知事に要望活動を行っております。また、8月には、伊藤県議会副議長を通じて県知事、県土整備部長に対し舟形町長が要望活動を行っております。

そのことにより、山形県では平成26年度に土地権利関係調査業務、平成27年度に道路予備調査設計業務、平成28年度は道路詳細設計業務を発注していただく計画になっております。これまでも現時点までの活動となっております。

山形県の計画では、大石田畑線の亀井田橋が平成29年度に完成する計画であり、堀内橋の着工を平成30年に計画しております。舟形町では、同盟会活動を継続して推進し、1年でも早く

実現できるよう積極的に要望活動を推進する計画です。以上です。

### 3番 人口減少についてお伺いいたします。

人口減少対策については、答弁にもありますように、これだという特効薬があるわけでは私もないと思います。その中で、総合戦略にある4つの基本目標である「働きたい」「住みたい・帰ってきたい」「産み育てたい」「暮らし続けたい」という、この基本目標を確実に実施していくことが大事だろうと思っております。

人口ビジョンの中にありますアンケート調査結果で、結婚支援事業として望むものの問いに「安定した雇用の支援」というのが56.6%、就職・転職で重要視すること、これに対しては「給与」が最も大事だというふうなことが59.3%、仕事の選択で重要視すること、これもまた「給与」というふうな答えで86.2%と数字が突出しているわけです。このことから、やはり経済的な問題が一番課題なんだろうなというふうに読み取れるわけです。

舟形町の今後の重点施策は何かとの問いには「企業誘致」というのがトップの37%になっているわけです。舟形町ではなかなか難しいとは思いますが、本腰を入れて企業誘致に取り組むべきだと思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

**町長** アンケートの結果でいくと、やはり企業誘致というふうなことになるわけですが、企業誘致という言葉はもう昭和50年代、その後からずっと言われ続けてきておりますが、新庄の横根山、福田山、ともに工業団地もあって、福田山工業団地についてはほぼいっぱいになっているというような山尾市長のお話でもございますけれども、景気に左右されていっぱいになることもなかなかなかったというふうな状況もあります。

舟形町には残念ながら工場団地もございませんし、改めて企業誘致というふうなものの中で、どういうタイプの企業を誘致するかということにもよるかとは思いますが、なかなか一朝一夕に企業誘致が進むというようなことはないかというふうに思います。かといって、それを諦めるわけでもなく、こちらのほうの気候風土なり、雪というハンデも背負いながらそれでも来ていただけるような企業があれば、当然私のほうでも出向いてお願いをするというふうな形になるかと思えます。

先ほどもちょっと申し上げたんですが、大蔵村の加藤村長の話によれば、やはり近隣の会社に勤めても、若い人であれば250万から300万の年収しかない。それだとすれば、農業に就職すればさらに多くの収入を得ることができるということもあり農業を勧めているというふうなこともありました。私もそれについては大変同感だと思います。全部が全部農業に就職できるということもないかとは思いますが、まずは今、最低限できる取り組みとして農業が一番近いのかなというふうに思っておりますので、そこら辺の支援をしっかりとしていきながら、何とか若い人たちがここに住んでもらえるような、そういうところにしていきたいというふうに思います。

企業誘致については、いろいろ人脈とかそういったものも必要でありますし、議会の議員の皆様方の人脈等々、町に関係する人たちの人脈をぜひ使わせていただきながら、ぜひ、この舟形町、雪の降るハンデを持ってでもやっていただけると、進出していただけるというような企業を連れてきたいというふうには思いますが、まずはそんな人脈をいろいろ教えていただくことから始まると思いますので、ぜひご協力のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

**3番** このアンケートなんですけれども、これは15歳から50歳まで、1,000人を対象にした調査になっているわけですね。その中で、舟形町の今後の重点施策は企業誘致だというこの年代の人たちが37%いるわけです。こういうふうなものを考慮すれば、やはり本腰を入れて取り組むべきだろうなというふうに思いますけれども、もう一度お願いします。

**町長** 取り組まないということではありませんけれども、これを実現するにはかなり難しいだろうと、時間もかかるというふうなことだと思います。それは先ほども申し上げましたとおり、過去の歴史を見ても、企業進出してきた業者さんについては一番大きいところでは桐生さん、それ以降大きなところがなかなかないような状況でもありますし、その辺について、先ほど申し上げましたとおり人脈を生かしながら、何とか舟形で起業をしていただけるような、そういう企業を誘致していく努力は今後とも続けてまいります。

**3番** ぜひお願いしたいというふうに思います。

続きまして、またアンケート調査の結果なんですけれども、転出の理由として「進学、転勤、就業のため」が46.8%で、これは最も高くなっておりますけれども、2番目に「生活環境がよくないため」と、これが31.2%いるわけです。生活環境がよくないというのは何が考えられますか。

**町長** まず、生活環境がよくないというふうなことで、先ほども申し上げたとおり、舟形で一番のハンデになるというのは雪というものかなというふうに思います。企業的な活動をするにしても、住んでいる人が生活をする上でも、冬期間の雪というものが一番というふうに考えております。しかしながら、ほかの社会資本整備につきましては、上水道、下水道、山形県内の市町村から劣っているようなところはございませんし、光ケーブルについても県内で先んじてインフラ整備をしたところであります。問題は、そのインフラ整備したものをしっかりと使うというような、それを利用していろいろな経済活動が行えるような、そういう人たちを育てていくということが大事なのかなというふうには思いますので、今後とも、住んでいる人のハンデとしての雪の苦労は別の面で軽減をしていくというふうなことを公約に掲げておりますので、その点についてはそこでまたお話を申し上げたいと思いますけれども、企業誘致というふうなことで考えていく、もしくは若い人たちが住んでいくために必要なものとしてやっぱりどうしてもコンビニとかファストフード店とか、そういうものがないということがあるかもし

れませんけれども、やはり4,500年前からここに住んでいる人がいるわけですので、住めば都ではありませんけれども、ここの自然環境、そういったものをしっかりと理解し、学習して、愛郷教育というものが一つ大事なのではないかというふうに思いますし、それが成就したときにはきっと、雪国のハンデはあるものの、舟形に戻ってきてくれるのではないかというふうな期待を持っているところであります。

**3番** ただいま町長から答弁ありましたように、この生活環境がよくないというのは、私もはっきり言って雪だと思います。こういうふうなことなんだと思います。高齢者はもちろん、若者でも雪処理というふうなことでは大変苦慮しているわけです。一戸建て住宅を持っていたとしても維持できずに賃貸マンションに移ることを考えておられる方もいらっしゃると思います。雪の少ないところに転出を考えているというふうな方もいらっしゃると思います。そういうふうな中で定住を図るには、やっぱり雪処理をしなくて住む方法が必要だろうというふうに思います。

それで、1つ提案なんですけれども、雪処理をしなくて住む住宅というふうなことになるれば、やはり高層化の建設を検討しなければならないんじゃないかなというふうなことを考えますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

**町長** 高層化というのは、例えば高齢者になったときに集合して住めるような住宅というような考え方でよろしいでしょうか。

そういう住宅についての構想も必要だというふうには思いますし、そうなった場合に一軒家、例えば持ち家を持っていた方が引っ越された後の持ち家の管理の仕方、それから財産の処分の仕方等々についても検討する必要がありますし、やはりできれば自分の持ち家の中で克雪住宅、先ほども申し上げましたけれども、舟形方式の融雪装置つき無落雪住宅等のようなものをつくれれば屋根から雪が落ちてこない、それから玄関から道路までのアプローチ部分に融雪装置がついていて、毎日毎日雪かきをしなくて済むというようなことであれば、それも方法としてはあるのかというふうに思います。

石山議員のおっしゃられる高層の集合住宅等についても、今後検討する必要があると思いますが、先ほど言ったとおり持ち家との関係、それからその住宅をどこで、町のほうでつくるのか民間企業と提携をするのか、いろいろ課題はあると思いますので、その辺については今後検討しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

**3番** ただいま私が、一戸建て住宅を持っていたとしても維持できずに賃貸マンションに移ることを考えている方もいるというふうなことを言いましたのは、住宅は自分できちっと処分をするという考えの方ですので、空き家対策とは関係のない方だというふうに思います。

それから、総合戦略で住みよいまちづくりの推進の中に「小さな拠点の形成」というのがあります。いわゆるコンパクトシティ構想だと思うんですけれども、買い物や医療・福祉など、生活拠点づくりやモデル事業実施の検討となっておりますけれども、この検討は急ぐべきでは

ないのかなと思いますけれども、考えをお伺いいたします。

**町長** スモールタウンとかコンパクトシティという考え方も確かにございます。そうして考えていくと、舟形町に該当していくと4つの学区というふうなところを大きく捉えるという形になるかもしれませんが、さらに捉えるならば、舟形中心部に一気に集めてしまうというのが要はコンパクトシティの一番の効率的なところというふうな形にもなるかと思います。

本来、私の個人的な考え方としましては、確かに効率的にというふうな部分もございますけれども、その地区地区の自然環境、風土、それから伝統行事等々を守るためには、それぞれのところでしっかりと住み続けていただいてもらえればいいなと。そこでどうしてもだめだというふうなことであれば、それを考えていくというふうなところでおりまして、今すぐコンパクトシティに移行するという考え方は今のところ持ち合わせておりません。

**3番** 今後、総合戦略の中での小さな拠点づくりというのは地区単位でということが構想にあるんだと思います。1カ所に全部集めるとか、そういうふうなことではないと思いますので、これは地区単位だというふうに思っております。

それでは、町長にお伺いいたしますけれども、農業もそうだ、商業もそうだ、いろいろ総合戦略の中にはありますけれども、舟形町の産業として今後伸び代があるとすれば、町長はどのような産業があると考えておられるのかお伺いいたします。

**町長** それは先ほど来申し上げましたとおり農業であります。それから農業の分野でも園芸作物等に拡大をしていければ、そこから6次産業も芽生えますし、そこからいろいろと発展するものもあると思います。今現在の中で伸び代があると申し上げられるのは、私は農業だというふうに思います。

**3番** ただいま町長から、農業が一番伸び代があるんじゃないかというふうなご答弁ございました。ぜひ農業に力を入れて舟形町を活性化させていただきたいというふうに思います。

続きまして、堀内橋についてお伺いいたします。

町長は毎日、堀内橋を通っていると思いますが、率直な感想をお伺いいたします。

**町長** 確かに毎日通っております。やはり堀内橋に対する思い出というのはたくさんございまして、中学校までは最上川で泳ぐことができました。最上川の橋の下で芋煮会をしたこともございます。それから私が堀小のPTA会長時代に当時の6年生の人たちが、堀内橋ができるというところのいきさつ劇にして発表したことがございまして、その際にその当時の村長さんが、持っていくものがないものですから、みんなで餅をついて、みんな重箱を出し合って、重箱に詰めて、夜行列車で東京まで陳情に行ったと、それであの橋ができたというような劇でございました。

トラスという構造の橋の形態でございまして、トラス橋のフォルムといいますか姿も美しいというふうには思います。ただし、現在の車の交通量、それから車の大型化、さらにそこを通

る通行者というものに対してやはり厳しい状況だというふうに思いますし、向こうのほうから大型車、ダンプカーとか来た場合については、手前で少し待って譲るということもたびたびございます。そういったところを見ると、その当時の人たちが一生懸命つくっていただいた橋ではございますけれども、現在に合わないところではあるというふうに思いますし、やっぱりこの現状を見るときに、一刻も早く安全安心な橋が必要だというふうな認識ではおります。

**3 番** 堀内橋につきましては、平成15年7月に農村環境センターで決起大会を開催いたして、その後、橋の舗装工事がなされたというふうなことは伺っております。

先ほどの答弁で、平成23年から毎年、要望活動が行われておりますけれども、なかなか町民に活動が見えにくかったのかなというふうに思います。今後、運動していく上で町民に対して活動の見える化を図り、町民と一緒に活動すべきではないのかなと考えますが、どうでしょうか。

**町長** 私も期成同盟会の事務局を担当しております、ご指摘のとおり、その活動内容を町民に知らせるというようなことがなかったのかなという反省をしております。

今後、期成同盟会の運動内容、そういったものについての周知、その他町民を巻き込んだ運動等については、地域整備課長のほうからどのようにしていくか、お願いをしたいというふうに思います。

**地域整備課長** 現在、主要地方道、新庄次年子村山線道路改良促進期成同盟会の運動としてやっております。その会長が町長でありまして、先ほど石山議員さんのおっしゃるとおり、やはり毎年1回期成同盟会の総会がございます。それから県庁のほうに行って、昨年9月11日の災害の陳情の折に知事にその件についても要望書を上げてございます。議員さんおっしゃるとおり、やはり地元の皆さんにも参画いただいて運動していくような、そんな形で対応していきたいというふうに今年度検討していきたいと思います。

**3 番** 先ほどの答弁で、平成30年に着工を計画しているというふうなことですけれども、完成までにはどのくらいかかるのか、お伺いいたします。

**町長** 先日、県議会の建設常任委員長の小松県議ともその件でお話をさせていただいたことがありますが、亀井田橋についてもやはり10年近くかかっているというふうなことでございまして、この計画でいくと平成30年から10年間ぐらいはかかるころにもなるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺は一刻も早く安全安心のためにかけかえができるよう、努めて要望活動をしていかなければならないというふうに思っております。

**3 番** 完成までには10年ぐらにかかるというふうなお考えのようですけれども、そうすると、現在の橋、非常に傷んでいるんですけれども、補修というのは考えておられるのでしょうか。

**町長** 道路の管理が山形県になるものですから、町としてどうするというような明快な答えはできないというふうに思いますし、既にかけかえの計画があるというふうなことでいきますと、

今、県のほうで盛んに行われている長寿命化というような事業に取り組むというふうなことはなかなかないのかなというふうに思っております。主に床版、要は路面関係の補修というようなところで実施されていくものではないかというふうに考えているところです。

**3番** ぜひとも一年でも早くかけかえができますように、今後とも活動をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。

**議長** 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番佐藤広幸議員。

**7番** 初めに、森町長、当選おめでとうございます。何かと厳しい質問するかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告文に従いまして質問をさせていただきます。質問の主題として「オール舟形とはどんな政策か」ということについて質問いたします。

平成4年以来、24年ぶりの選挙戦を通し、町民が選んで町長を決めることができたことは意義深いことだと思います。一票でも勝てば勝者となりますが、町長自身も各所で発言されているように、いまだに3分の2の町民の支持を得ているわけではありません。町長は折に触れ、オール舟形の実現を目指すと言っているが、この3分の2の町民の理解を得ていく一つの政策としてオール舟形という考え方があるものと思います。しかし、その具体的な考え方や方針が見えません。具体的にどのように町民とかわかり、どのような政策を実行してオール舟形を実現していくつもりなのか質問いたします。以上です。

**町長** それでは、7番佐藤広幸議員のご質問にお答えします。

24年ぶりの町長選挙の意義は、佐藤議員が言われるとおり、町政を担う町長を町民が選べることであり、新しい舟形町のスタートだと思っております。

その選挙に3人が立候補して、私が最多投票を得て当選し、町長に就任したわけでありまして。「一票でも勝てば」「3分の2は支持していない」と佐藤議員はおっしゃられますが、11月4日から2月19日までの足かけ4カ月、82日、冬期間に朝6時半から8時10分ごろまで辻立ちをして厳しい選挙戦を戦ってきた私は、たかが3分の1、されど3分の1と申し上げなければ、支持をいただいた方々に申しわけない気持ちでいっぱいです。しかしながら、当選直後の報道機関とのインタビューでも申し上げたように、投票した町民の3分の2は他の候補を支持したので、その方々の思いもしっかりと受けとめてまちづくりを進めます。まさにオール舟形という意味そのものです。

24年前の選挙、それ以前の選挙も含めて、選挙後にしこりが残り、町政運営がぎくしゃくしたことは「政争の町舟形」が物語っております。そのため、24年ぶりの選挙後はノーサイドで、大所高所に立ち是非々でまちづくりを進めるという私の気持ちをあらわしたものでありま

す。政策を推進するときの前提条件をあらわしたものです。選挙後、他陣営の幹部から祝福を受け、さらに「応援するから」の言葉もいただき大変感動いたしました。その際、同時に「汝の敵も愛せ」と、「でないとだめだぞ」とありがたい言葉もいただきました。まさにこれが私の言うオール舟形であります。

政策実施や行政運営の中で、他の候補者の支持者だからといって差別することなく、大所高所に立ってしっかりとやっていくことがまさにオール舟形でまちづくりをするということでもあります。

**7番** それでは、再質問させていただきます。

私は、非常にがっかりしました。私は、政策的にどういうことをやって町民の意見を吸い上げていくんだとか、そういった政策的な実行目標みたいなものが出て初めてオール舟形を実現するんだというものが出てくるのかなと思ったら、今の町長の答弁を聞いておりますと、オール舟形というのは気持ちの問題だと。私がこれをやって「オール舟形だ」と言えばオール舟形で、「これはオール舟形じゃない」と言えばオール舟形じゃなくなるという、そういう具体性のない、気持ちの問題だと言っているんです。本当にそうなんですか。政策的な実行目標というのはないんですか。

**町長** 先ほども申し上げましたとおり、オール舟形というのは、政策を推進する上での前提条件であります。そこはどういう形で政策をするからオール舟形になるよと、そういう話ではございません。選挙が終わったら皆々でこの舟形町をよくしようというふうなことで、同じまちづくりをするというふうなことだと思います。

今回の選挙につきましては、星川さん、高橋さん、そして私が立候補しました。いわば3人が土俵の上に立った。2人とも味方ではありませんでしたけれども、ある意味、戦友だと思っています。だから、共通する認識、共有できる思いがあるはずだと思います。誰も町を分断し混乱させようと思っているはずはありません。3人とも、土俵をおりたら町を思うよき一町民に過ぎない、それがオール舟形の神髄だと私は思っております。

砂かぶりの席から遠く離れた見物席で見ていた方の中には、オール舟形の意味がわからない人がいるかもしれません。そんなときはぜひ自分の支持した方に聞いてみていただいて、その方も私と同じように言ってくれるのではないかというふうに私は思っています。以上です。

**7番** まさに町長の言うとおりのことです。舟形町民の大方は、オール舟形ってわかっていないと思います。実は私のところに電話が来たんです、町民の方から「オール舟形って何や」と。私も思っていました。だから今回の質問につながっているんですけども、これは当選したきの新聞に「オール舟形の体制をつくり」というふうに書いてあるんですね。あるいは2月16日のインタビューの中に「オール舟形の実現に向けて町民の垣根をなくすことが大切」、そのとおり。「おごることなく、他候補を支持した方々の声にも耳を傾けていかなければならない。絶

対に町はよくならないと思っている」と。ですから、耳を傾けるための方策は何ですかと聞いているんです。その方策があって、やって初めてオール舟形の実現に向かっていくことなんだろうかと、私はそう思ったから質問しているんです。本当にないんですか、無策なんですか、ただの思いだけなんですか。

**町長** なかなか思いを共有するところがなくて残念でございますけれども、施策でオール舟形を実現するということではなく、日々の財政運営の中で、その信条としてオール舟形で行くと、それが私のオール舟形のまちづくりの進め方、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

**7番** つまり、オール舟形というのは、「私が思い続けている気持ちである」と。だとすれば、別に自分がそう思ってやっていけばいいことではないんですか。何もこんなに大々的に舟形町民に対してオール舟形町を実現していく、「体制をつくる」とまで言っているんですよ。オール舟形の体制ってどういう体制なんですかと私に聞いてきた人がいるんですよ。わからないんです、だから。だからこう深く質問しているんですけれども、「私がそう思っていけばオール舟形なんだ」ということがオール舟形ではないと思うんですよ、私にしてみれば。わからないんです。町長自身が「私に応援した人、応援していない人、汝の敵を愛せよということ、これがまさにオール舟形だ」と言っていますけれども、あなた自身が敵だ、味方だという気持ちさえなければ、オール舟形は実現しないんですよ。言っている意味はわかりますか。気持ちの問題だと言うから気持ちの問題を話しているんですけれども、自分の中に、星川さん、高橋さんを応援した人だという気持ちがなく、全員公平に町民を私は見ますよという気持ちさえ持っていればオール舟形なんていう言葉は使う必要がないじゃないですか。敵だ、味方だと思う気持ちがあるからオール舟形町なんていう言葉が出てくるんじゃないんですか。違いますか。

**町長** 違います。体制をつくるというのは、敵も味方も有能な人は重用していきますよと、そういうことでありますので、誰が敵だとか、誰を応援したとか、そんな垣根をつくる気持ちはさらさらございません。そのことはそのように申し上げているのであって、なかなか私の言葉として理解していただけないのだとすれば、先ほど申し上げましたとおり立候補した3人の方、私以外の2人以外の方も、先ほども申し上げましたとおり、オール舟形という気持ちはいずれの方も同じように持っていると思いますので、そこに私の言葉で理解できなければ、聞いてみたらいかがですかというふうな言葉になるんですけれども、先ほどから申し上げましたとおり、オール舟形というものに関しましては、選挙の垣根を超えて24年ぶりの選挙、その前の政争の町というふうになったときに、佐藤議員がその内容をよくご存じなのかどうかわかりませんが、あのようなことを二度と繰り返さないために、しっかりと今度の選挙が終わったらオール舟形でまちづくりを進めますという思いを述べたのであって、そのことについて、垣根をつくっているからオール舟形と言わざるを得ないのではないかというふうに言われれば、それ

は違いますというふうにお答えするしかありません。

**7 番** だとすると、町長の4年間という任期中、ずっと何も政策的なものをやらないでオール舟形と言いつけるつもりなんですか。

**町長** 選挙広報のほうにもありますけれども、政策的なものは、「ふながたの元気をつくります」、農業を元気にします、売れる米づくり・独自ブランド米・特殊米など園芸農業を推進します。圃場整備推進のための町の補助率をふやします、生涯現役農業・定年農業・若者農業・就職者を支援します、商工業者を元気にします、商工業者のやる気を支援します、小国川など自然環境を生かした交流人口をふやします。「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」ということで、雪の苦勞を軽くします、生活道路の整備・除雪を支援、舟形方式克雪住宅の確立を目指します、子育てを支援します、現行の子育て支援策を維持し病児・病後児保育などの保育を充実します、舟形愛を育てます、子供たちに自然や文化・伝統的行事などを五感で体感させますというような政策を挙げております。これらを実行するときに、オール舟形の精神でやるというふうなことでございますので、何もオール舟形でほかの政策はしないというようなことではございませんので、そこのところはご承知おきいただきたいと思います。

**7 番** 2月16日の新聞の中で、森町長はこういうふうにも言っています。前の奥山町長、あるいは伊藤町長、私の知っている範囲では鈴木町長まで、鈴木町長から私は議員としてさせていただいているわけですが、これがずっと無投票で来たということに対して、町長はこういうふうに批判されています。無投票だととかく目線が議会に行ってしまうのではないかと、奥山町長の政策も町をよくするためのものだと思うが、優先順位については疑問がある。要するに無投票で町長になったから、町民との意見交換というのをおろそかにして議会偏重の、議会議員だけの意見に偏った町政運営をしているんじゃないかというふうに述べております。

あなたが町長になったということは、そこを改善していくというふうに私は捉えています。つまり町民と触れ合う時間なり機会なり、そういうものをつくることは私はオール舟形なんだろうなと思っていました。そういう機会をつくらずして、ただ自分の思いだけでオール舟形の事業ができるのかなという気がします。具体的にこの部分、議会にばかり目が行ってしまうような町政運営を3人の町長はしてきたんじゃないかと、こういうふうに批判されていたものを打開するために、ご自分はどういうふうに町民とかかわっていくつもりなんですか。

**町長** 山新の新聞記事について、一つはやはり選挙をしてみると、町民と一人一人握手をしながらいろいろな話を聞く機会が多くなります。それが無投票になれば、当然のごとく少なくなることは確かだと思います。その分を補うために、前の各町長さん方についてはいろいろな町政座談会なり町民と意見を聞く機会を設けているはずで、それはそれとして継続をしていきたいというふうに思いますし、それをやらないということでもございません。

あとは、先ほど申し上げましたとおり、その当時の首長さんたちに申し上げたいのは、無投

票であれば当然、選挙で選ばれてきた議員さんたち、そちらのほう町民の声をしっかりと代弁する方々でございますので、どちらかといえば議員さんのほうから言われればその事業に取り組む、そういう姿勢が多かったのではないかというふうなことがあります。それで奥山町政の2期目についていろいろと課題も出てきているのではないかというふうに思います。そのときに、それでいいのかというふうな疑問があったので、そのように述べさせていただいたということでありまして、その改善する、例えばオール舟形でやると町長が思っていればそれでいいのではないかということではなく、前の町長以上に、町民といろいろと触れ合う機会を私は多く持っていきたいと思います。ただ、それを政策だというふうに言わないだけの話であって、常日ごろから聞く耳を持つような、そういう姿勢で町政運営に臨んでいきますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

**7番** 政策なしのオール舟形で体制をつくる、4年間の手腕が示されると思います。これは4年たって「オール舟形って何だったのや」、何かそういう声が聞こえてきそうな気もするんです。自分だけがわかっていて、私もいまだにわからないですし、町民から「オール舟形って質問したんでしょ。何らがったんや」と私が聞かれた場合、自分の気持ちを示しただけだと言うしか答えようがない。そういうものを町民は求めていないと思うんです。

例えば私は31から立候補して、5回選挙をまず打たせていただいていますけれども、この人の意見は聞いてこの人の意見は聞かないなんていう、それは政治家としてあるまじき行為であって、誰とでも、どんな人とでも接する、意見を聞くというのは基本姿勢だと思うんです。基本中の基本をわざわざオール舟形だというふうに大々的に掲げて、悪いというわけではないんですけれども、具体性が欲しいという話なんです。自分の気持ちだけで突っ走るのではなく、町民に理解してもらえるような、オール舟形の町の政策はそういうものだというふうにおっしゃったんですから、それに向かうために皆さん方の意見をこういうふうに聞いていきますよという具体的などころが見えてくればそれを説明ができるし、私も納得ができると思うんです。さっきおっしゃった政策の実現に向けて、具体的にどういうふうに町民とかかわって意見を聴取していくつもりなんですか、質問いたします。

**町長** なかなか理解していただけないのが残念でございますけれども、何度も申し上げますけれども、全ての政策に取り組む、それに当たってオール舟形で臨む、私の信条でありますし、そのことについては町政運営をする上でも大前提だというふうなことでありますし、佐藤議員についてはそれがわからないというふうなことでありますし、佐藤議員に質問した町民もわからないという方もいるかと思いますが。ただし、オール舟形の意味をわかっていただける町民もいるかと思いますが。

しかしながら、わからない町民がいるとすれば、これから4年間かけてこういうことをやっていきますよと、言葉でこういう形でやりますということではなくて、私の姿勢の中でそれを

示していければというふうに思います。

**7 番** 例えば、町はよく町民の皆さん方にはいろいろお知らせしていると、町報にも載せている、もちろん議会議員もそうです。議会報に載せている、議会報告会をしている。けれども、なかなか町民にはわかっていただけない部分がございます。町は門戸を広げていますよと、何かある人は言ってきてくださいよというのが今までの町政運営だったり、我々政治に携わる者の姿勢だったりしたのかもしれませんが。これを一歩殻を破るのが私はオール舟形だと思っていたんです。つまり森町長が、私はいつでも扉を開いていますよ、何か言いたい人があれば私に反対した人でも言ってきてくださいよと、そういうふうにも聞き取れますけれども、それはオール舟形の実現ではないと思うんです。3分の2の方々が森町長には投票していない、ほかの方の支持者だったと。その3分の2の中の半分以上の方は、ほとんど森町長にはお話しすらない方なんでしょうというふうに私は思います。話をしない、話ができない人の意見を吸い上げていくのがオール舟形の実現に向かって必要なことではないんですかと、違いますか。町長に対して意見を言うことのできない人の意見を少しでも吸い上げていくという、その方策がオール舟形の実現に向けての一つの方法なんではないんですか。

**町長** それでは、またお答えしますが、例えば意見を言えない人というのを集めて、その意見を聞くとしたときに、その人たちは私を支持していない人だということが判明してしまっていて、オール舟形にならないのではないのでしょうか。私は、誰差別なく意見を聞くというふうに申し上げているので、その方々からどうやって意見を聞く、そうではなくて、皆さんから一緒に、誰からも意見を聞きますと、そういうふうに申し上げているのであって、私に話をしない人というふうに区別をしてしまうことがオール舟形の本質ではないというふうに思いますし、その人たちの意見をどうやって聞くのかという政策は私の中にはございません。オール舟形というのは、私に投票していただけなかった方もしっかりと私のほうに意見を言えるような、そういう体制をつくっていくことが私のオール舟形の目標でありますので、ぜひ5期という政治活動のなされている経験豊富な佐藤議員のほうからも、こうすればいいというふうなことのご指導があれば、私はしっかりと耳を傾けてそのように対処してまいりますので、今後ともご指導いただければというふうに思います。

**7 番** もう少し時間がありますので、今回は徹底してオール舟形について質問いたしますけれども、今やはり体制という言葉が出てきました。オール舟形町という体制をつくる、そういうふうに答弁されました。体制というからには、もちろん集まった人たちの中で誰が私に投票してくれたのか、してくれなかったのか、これは別にそんなことを思う必要もないし、考える必要もないと思います、もちろん。私が言っている、意見を言えない人たちというものの対象が違います、まず。言葉を上げられない人、町長に対して意見を言いにくい人、こういった町民もたくさんいるかと思うんです。そういった人たちの声も聞いていくのがオール舟形でしょうと

ということなんです。ある意味、上げることができない言葉を拾ってくるのが我々議員の仕事だと思います。しかし、それは新聞である程度、まあ多少なんでしょうけれども否定されています。議会偏重になっていたと。ですから森町長が、そういう森町長に対して意見を言えない人、いい案を持ってもしゃべることが苦手な人、そういう人たちの意見も吸い上げて、そして町政に生かしていくということがオール舟形なんじゃないんですか。それが体制づくりということなんだろうと思うんです。ですから、その体制づくりをどういうふうにしていくんですかという質問なんです、私のこの質問は。どうですか。

**町長** 質問がだいぶ変わってきているようにも思いますけれども、体制づくりというふうなものにつきましては、まず行政のあり方、20年以上前のかつて政争の町と言われてきたときの行政運営を見ますと、やはり主流派・反主流派というようなものの行政の中でのものもありました。下世話な言葉で言いますと、あっち組み、こっち組みというような言葉であらわされた時代もございます。しかし、そういったものの垣根を超えて、もうノーサイドでまちづくりのためにみんなで考えていきたいと思います。誰が応援した、誰がどれを応援した、そんなことは関係ありませんと。3人一生懸命なって戦って、町民が1人を選んだんですから、その選んだ方法というものはありますけれども、町民をよくしようという思いは3人とも変わらないはずです。その変わらない思いをみんなでやっていきたいと思いますという、ただそれだけでございます。体制づくりとか、そのことにこだわられるかもしれませんが、基本的にはまずは行政のあり方、それから議会のあり方、町民のあり方についても徐々に、20年以上前のそういう過去の苦い経験をしないような体制づくりをしていくというふうなことでありまして、意見を言えない人というふうなこともありましたけれども、私の支持者でも私に言えないという方もいらっしゃるはずなので、それは支持する、支持しないではなく、先ほども申し上げたとおり、舟形町民全員の声を聞くと、そういう覚悟でやるということがオール舟形でございますので、その点、なかなか理解していただけないかもしれませんが、そういう思いで一生懸命まちづくりに推進していくというふうなことでありますので、ご理解いただければなというふうに思います。

**7番** まず、町長は、自分が立候補して、あるいはほかの方が立候補して選挙戦になったことで、二十数年前のような町を二分するような、そういう町になってしまうのではないかということを懸念されているように思います。私、全くそれは心配ないと思います。今回の大方の町民の皆さん方は、3人の立候補者を選ぶ機会を与えてもらってありがたいと、率直にそういうふうに思っていると思います。そういう雰囲気であると思います。その方々が、また町を二分、三分するような町になるというような懸念はないと思います。断言してないと思います。ですから、そこに町長のほうがこだわり過ぎているんだと思います。3人ともよくしようと思って立候補したのなら、勝ったのなら町長の政策を進めていったいいんですよ。いいけれども、その

進め方の中のオール舟形の実現という政策について余りにもわからないという人が多いんじゃないかなというから質問しているんです。このままだと、わからないまま「オール舟形って何や」という、「ただ町長の気持ちだけなんだど」って、自分がオール舟形町だと言えば舟形だし、舟形じゃないよと言えばオール舟形じゃないよというぐらいのものでしかない。薄っぺらいオール舟形町なんですよ、要するに。ここに政策や実効性というものが伴って初めて重いものになって、町民が実感できるオール舟形というのができてくるんだと思います。最後の質問にします。どうなんですか。

**町長** 何度も申し上げましたとおり、薄っぺらいオール舟形と言われましても、私の気持ちには変わりございません。選挙が終わったらみんなで新しいまちづくりをするというのがオール舟形の精神でありまして、全ての政策を実行するに当たりオール舟形でいきたいというふうなのが私の信条でございますので、それで、それが薄っぺらいとかそういうふうに言われてもいたし方ないと思いますし、信条だけだというふうに言われますけれども、そうではなくて、じゃ何をすればオール舟形というふうに認めてもらえるかわかりませんが、決して町民の声から耳を背けることもございませんし、耳を傾けるときに色分けすることもございません。しっかりと一人一人と顔を合わせて、面と向かって目を見て、時には手を握るかもしれませんけれども、そうやってまちづくりを進めていきたい、意見を聞きたいというふうに思いますし、その意見を、できる限り大所高所に立って物事の優先順位を決めながらまちづくりを進めていきたいと、この精神に何ら自分で恥じるところもございませんし、この信念は変わるところはございません。

そのことについて、もしわからないという方があれば、先ほども申し上げましたとおり、私の4年間の政治姿勢なり政策運営、町政運営の背中を見ていただいて、これがオール舟形なんだというふうに思っていただければ幸いです。

**議長** これをもちまして、5番佐藤広幸君の一般質問を終結いたします。

ここで2時30分まで休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

---

午後2時30分 再開

**議長** それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

1番、伊藤欽一議員。

**1番** まず、質問に先立ちまして、去る2月14日、24年ぶりに執行されました舟形町長選挙におきまして、3人による厳しい戦いを制し初当選されご就任されました森町長に心からお祝いを申し上げます。どうもおめでとうございます。これからの町のかじ取り役にいられたわけでご

ございます。新風の入った町政運営、大いに期待するところではあります。よろしくお願いいたしますと思います。

さて、私の質問でございますけれども、「ふるさとが好きになるまちづくりについて」ということで質問させていただきます。

私は、「子供たちの未来のために」をスローガンに4つの柱を立て、昨年4月の町議会選挙に立候補し、当選させていただきました。今定例会では4つ目の柱について質問させていただきます。

舟形町総合戦略には、1つ「舟形町で働きたい」、2つ「住みたい、帰ってきたい」、3つ「産み、育てたい」、4つ「暮らし続けたい」と具体的な施策の展開が示されており、町民の皆様の声や多くの方々からの貴重なご意見をもとにつくられております。しかし、いずれの戦略も根底に必要とされるのは、自分の住んでいる舟形町に誇りを持ち、この町が好きになり働かなければ、どんなに素晴らしい施策を講じてもこれからの若者たちが住み続けてくれるのか、私はいささか疑問に思っております。

舟形町の教育基本方針に、保・小・中の連携協力による一貫教育の推進の中で「地域を愛し、誇りや愛着を持つ子供を育成する」、素晴らしい方針が示されております。当町に国宝に指定された「縄文の女神」という、歴史と文化、そしてロマンあふれる素晴らしい教材があります。

「縄文の女神ストーリー」の作品もあり、大いに活用し、町の魅力を幼少のころから育んでいくことで非常に大切な教育と考えております。

森町長は55歳と若く、これからの町政に新たな光と道筋をつけていただけるものと期待をしております。選挙広報に「まちづくりの目標『住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形』を目指します」と記載されていますが、私の「ふるさとが好きになるまちづくり」と共通するものがあるように思います。ふるさとが好きになるにはどのような考えを持っておられるのか、お伺いします。

次に、「生活道路の整備について」質問いたします。

舟形町で暮らしていく上で大きな負担の一つになっているのが雪対策であると思います。選挙広報に「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」の項目の中で、「雪の苦労を軽くします。生活道路の整備・除雪を支援し」との記載がございます。冬期間に火災等の災害が発生した場合に、除雪が不備で初期消火のおくれから生命・財産に甚大な被害を及ぼすことも考えられる地域が多々あると思います。行政からすれば維持管理に大変なこととは存じますが、町道の規格に、地域の立地条件に即した舟形町独自の生活道路規格を設けた道路整備を実施し、小型ロータリー等での除雪・排雪作業を充実することで、高齢化社会の対応と安全安心して暮らせる住みよいまちづくりに寄与できるものと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

**町長** それでは、1番伊藤欽一議員の「ふるさとが好きになるまちづくりを問う」についての質

問にお答えします。

私は選挙を通して、「『住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形』を目指します」と言い続けてきました。町民の皆さんに豊かさを感じ、舟形町を誇りに思ってもらうには、産業の振興、生活基盤の整備、福祉の充実は当然ですが、子供たちが豊かに生きる将来に向け、より地域とかわり、地域に誇りと愛着を持てる教育を一層進めることが重要と考えます。

舟形町の教育目標は「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」であり、その育成のため、舟形町の教育の重点では3つの力と2つの心を掲げています。学力、実践力、意志力と、思いやる心と愛郷心です。このように町の重点にも示されている愛郷心ですが、これは教育基本法の5つの目標の中の1つにも入っている重要な項目であり、学校教育ではさまざまな教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等においてそれらを扱うように示されています。そのため、町のヴィーナスプランでは、愛郷心を持った子供とはどんな子供か、保育園、小学校、中学校ごとに示し、それに向かってさまざまな活動を重点的に仕組んでいるところです。

愛郷心は、簡単に言えば、伝統や歴史、文化、自然や人々とのかわりの中で醸成されていくものです。地域の人と触れ合ったり、地域の行事に楽しく参加したり、地域の自然や文化に触れたり、伝統文化にかかわったり、ボランティア活動に参加したりと、地域のことを学び、体験することが重要です。

例えば小学校では、「地域を知り、地域活動に楽しく参加する子供」を目指しています。そのために、低学年では生活科の中で街中探検をしたり、中学年では社会科で舟形町そのものを勉強します。4年生では三光堰等を見学したり、6年生では地層を調べに地域に出向いたりします。5年生では、田んぼの学習を通して地域を知り、かわるようプログラムされています。教科以外では、総合的な学習の時間などで地域の方々をお呼びして大豆栽培や豆腐づくりに挑戦しました。4年生では舟形町のよいところを調べ、それを全校児童や世田谷との交流児童に紹介しています。長沢和紙、アユ、縄文の女神、温泉、キノコ、小国川などの自然、実に多くの自慢を調べ上げます。

なお、平成27年度は、小中学校でも縄文の女神にかかわって土器づくりなども学習しました。

中学校では、同じく総合的な学習の時間の中で、1年生が地域の方々の協力で森林体験学習をしたり、2年生が地域の農業や職場体験、3年生が畑で里芋やネギを栽培し、文化祭のときに収穫に感謝を込めて調理したり販売したりします。

そのほか、小中学校とも夏に地域でボランティア活動などを行い、地域の方々との触れ合いを計画しています。中学校では、この2年間、舟形町の歴史授業を行い、子供たちに大変好評でありました。

こうした地域の歴史教育とともに、縄文時代や国宝「縄文の女神」に関連した教育活動を今後段階的に導入していく予定です。具体的には、自然と共存しながら助け合いときずなづくり

から平安な繁栄を築き上げた縄文時代を学ぶことや、国宝「縄文の女神」を郷土の宝として、保育園では「触れる機会をふやす」、小学校では「知る機会をふやす」、中学校では「活用を考える機会をふやす」等の取り組みです。

道徳では、例えば小学校で4つの重点の1つに「郷土の文化や生活に親しみ、我が国の伝統と文化を大切にして、郷土や国を愛する心を育てる」と設定しています。中学校では重点として、「郷土を愛し、地域活動に参加する生徒」を掲げ、郷土を愛する心、郷土の一員としての自覚を育ませようとしています。

このように、教科や道徳、総合的な学習の時間などさまざまな取り組みにより、町の教育の重点で求めている「郷土を愛し、地域に参加する子供」が育ってくるものと確信しています。

最後に、地産地消による食育面からの地域とのかかわり、理解について申し上げます。

平成28年3月策定予定の舟形町食育・地産地消推進計画の重点目標に、「食文化を継承し、郷土の食を学び伝える」「生産者と消費者をつなげ、安全安心を知る」等を掲げ、保育園や学校で町の特産品や新鮮で安心安全な地元野菜・伝承野菜を活用した学校給食を推進するとともに、生産者との交流なども行います。

なお、平成28年度当初予算において、これまで農林水産業費にあった地産地消支援対策事業補助金を教育費に移して、予算額も50万円から100万円に増額して充実した事業にしたいと考えています。

次に、「生活道路の整備について」の質問についてお答えします。

初めに、生活道路の整備は、昭和62年11月6日に定められた規程により整備しております。その要件は、延長200メートル以内、幅員2メートル以上として、1、公道に直接接し、かつ沿道がおおむね住宅で占められて交通量が多いもの、2、一端が公道に接し、おおむね3戸以上の住宅があり、家屋連檐地区であるもの、3、両端が集落に直接接し、かつ沿道がおおむね住宅で占められているものとして、工事費の2分の1の補助金を交付して支援をしております。

また、生活道路の除雪対象とする路線の要件は、1、防火・防災上、必要な路線であること、2、舗装されており、延長50メートル以上であること、3、幅員2メートル以上であること、4、末端戸数3戸以上であることとなっております。

除雪実施の現状は、必ずしも要件と一致しているものではありませんが、基本は地域から要望を受け、地域との合意形成に基づき生活道路の除雪を行っているところです。

少子高齢化に対応したきめ細やかな除雪サービスを実現するためには、各課が連携し、現在定めている自助、共助、公助による基準の見直しを図る必要があります。その方策として、1つ、舟形町における全ての生活道路の洗い出しを行います。2つ、各町内会長、民生児童委員、消防団を核とした検討委員会を組織し、公平に生活道路の除雪箇所を決定します。3、除雪するための要件を整備し、除雪可能な道路構造に整備します。

その結果を6月定例会議会ぐらいまでに上程し、平成28年度の除雪計画に組み入れ、新たな体制を整備したいと考えております。

**1番** 答弁の中に、地域の人たちや自然、文化に触れる、地域の行事やボランティアに参加する、地域のことを学び体験する、まさにこのことが自分たちのふるさとが好きになる教育の原点なのかなというふうに私は考えております。

27年度は小中学校で、縄文の女神にかかわって土器をつくったり、そういうふうな体験をさせ、町の歴史の授業が子供たちに大変好評だったというような答弁でございます。体験すること、参加すること、触れることが、やっぱり郷土を愛し誇りに思う心を育んでいくのではないかなというふうに再認識しているところでございます。

今後、地域の歴史教育とともに、縄文時代や国宝に関連した教育活動を段階的に導入していく予定とのことですが、ぜひ、予定ではなく、国宝ですけれども町の宝でございます。やはり夢とロマンと希望にあふれた教育を実施していただきたいと考えているところであります。

町では「縄文のストーリー」というようなことを募集して「若アユ物語」、こういうふうなものをつくりました。結構なお金はかかったと思います。しかし、この文献がどのように活用されているのかなと非常に。せっかくこういうふうないいものがあるのに、なかなか活用されているのか、よくわからないのではありませんけれども、ストーリーの最優秀賞に「神宿る地に生きる」ということ、そして優秀賞・佳作4点がここで作品が載っております。「神宿る地に生きる」の最後の言葉ですけれども、「高らかな産声が天にこだました」で終わっております。そこから子供たちと一緒に4,500年前の歴史をひもときながら、それに続けるようなストーリーを考えて子供たちに古代からの夢をつなげていくのも一つの愛郷心、自分のふるさとを好きになる、誇りを持てる、そういうふうな考え方につながっていくのかなと。私も二、三回読みましたけれども、ある部分では涙が出てくるような場面もございます。私は非常にいい文献だと思います。やはりこういう文献をもっと活用して、1年、2年で作り上げなくても、将来、長いスパンで自分たちがそういう物語に携わって、舟形町の歴史をつくってきたと、そういうふうな子供たちの思いがあれば誇りを持てるし、将来また舟形町に戻ってきたい、機会があれば戻りたい、そういう気持ちも育まれるのかなというふうに私は考えたところです。そういうふうなことを考えた段階で、森町長も新しくなったので、どういうふうなこういうことを生かしていく場面があるのか、お伺いしたいなというふうに思います。

**町長** 縄文の女神のストーリーの活用の方法については、残念ながら今すぐ答弁することは私自身として持ち合わせておりませんでしたので、教育委員会のほうで、もしございましたらお願いしたいんですが。

**教育長** 縄文の女神のストーリー、昨年、その前ですね、募集いたしまして、全国から多数応募いただきました。その優秀賞が「神宿る地に生きる」ということで、60周年のときに表彰させ

ていただいた次第でございます。

それで、最優秀賞を単行本にいたしまして関係部署に配付いたしました。それで舟形の地にすばらしい文化が宿っているところを本に著している、そういったところを知っていただくということで、昨年度、配付して、3月あたりには完成したところでございます。

それで、その後1年たちまして、昨年の里帰り展におきまして、このストーリーをもとに読み聞かせの方々の協力によりまして、夏に中央公民館におきまして祭りのときに朗読会を実施したところでございます。縄文の女神の本の内容を少しでも知っていただくということで実施したんですが、さらにこのような形をどのようにすれば広げられるのかにつきましては今後検討していくことになろうかと思えます。

また、子供たちにとって本当に大変いい提案をさっきしていただきました。夢をつなげていくというふうなことでは、子供たちに縄文時代のありようといいますか、そこら辺に目を向けて想像を膨らませていくという、そういう活用も大変いいのかなというふうに思います。

この事業を終わるときに、子供たちのこういったストーリーという案は出たのですが、そこまでは実施しないまま実は縄文の女神のストーリーの事業は終わった次第でございます。でございますので、今後、今のような案を例えば子供の中でどのようにやっていくかということについては少し考えさせていただきたいというふうに思います。

1番 ぜひとも、やはり子供たちの情操教育にもなると思うし、また、できれば、絵本的なものでも結構だと思うんですけども、保育所、小学校、中学校、そして高校生ボランティアもありますし、そういった若い方々をつなぐ、点でなくて線で結んでいく、そういった教育をしていけば、将来的に舟形町についても非常にいい意味でつながっていくのかなというふうに私は考えております。ぜひとも、総合的な学習の中でも結構ですので、やっぱり少しの時間で長く持続するというのが非常に大切なと思います。一ときでつくり上げないで、長いスパンで子供たちがみんなそれについて携われるような、そういう環境をつくってあげるのも非常に大切な教育の一つでないのかなというふうに考えるところであります。今後に期待したいというふうに思っております。

続きまして、生活道路についてでございます。少子高齢化に対応したきめ細かな除雪サービスを実現するために基準の見直しを図る必要性があるとのことで、舟形町における全ての生活道路の洗い出し、また検討委員会を組織し、公平に生活道路の除雪箇所の決定、除雪するための要件を整備し、除雪可能な道路構造に整備する。高齢者の除雪弱者にとりましては大変意義のある前向きな答弁だったと私は評価しております。森町長の「雪の苦労を軽くします」の公約に沿った力強い決意に、28年度は町民こそって今の答弁に期待しているところではないのかなというふうに思っております。

ただ、生活道路の整備でありますけれども、要件が延長、幅員、その他3点ほどございます。

工事費の2分の1の補助金を交付するという、支援しているということでもありますけれども、昭和62年に定められたもので28年ほど経過し、高齢化が進んでおる状態の中で生活環境も随分変化してきていると思います。生活道路の整備をしなければならない箇所も何カ所かございます。今後、補助の見直しも検討していかなければならないのではないかなというふうに思います。やはり空き家もふえてきておりますし、なかなかその要件を満たさない生活道路として考えなければならないところも出てきているやに思います。そこら辺ももう一度、補助要件等をぜひとも検討して欲しいなというふうに思いますけれども、町長の考えをお伺いします。

**町長** 今、伊藤議員のほうから言われましたとおり、私の公約としましては、ここにずっと住み続けてもらえるふうなということで、雪の苦勞を軽くしたいということで申し上げておりまして、その中に生活道路整備と生活道路の除雪というふうなことも申し上げております。

生活道路の整備についての補助の要綱が定められたのが昭和62年ということで、30年を経過しております。やはり現状に合わない部分というのが私もあるなど。当時担当している中で、この要件に当時は合致したかもしれないんですが、今現状としてこれに合致しないところについても除雪をしていたり、新規にそういう状況のところの方から要望があっても、この要件でいくと合致しないということで除雪できないというふうなこともありました。やはりそういったところのもろもろを見直す必要があるというふうなことがあります。当然、生活道路を除雪するためには、舗装になっていなければ除雪できませんし、除雪車を入れるというふうなことであれば、ある程度の路盤なり舗装の構成とかというものについてもきちんとやらなければ長続きしないものというふうに考えておりますので、そういったこともろもろ検討してまいりたいというふうに思っております。まずは、何とか28年の降雪時期までにある程度の基準を、降雪時期までにそういう生活道路の整備ができるようスピード感を持って見直し、それから洗い出し等をやってもらっているところであります。

現在、その詳細については地域整備課のほうで音頭をとっていただいておりますので、その一部について地域整備課長のほうから、今現在と今後のタイムスケジュール等を教えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

**地域整備課長** ただいま地域整備課のほうでは、町長の命によりまして生活道路の見直しというふうなことで、あと現在、町内会のほうで生活道路として支障のある場所について洗い出しを行っております。先般、町内会長さんと民生児童委員さんに、年度末大変お忙しい中ではありますが、その場所の洗い出しを10日まで提出していただくというふうな作業内容で今現在集めているところです。その結果を3月24日に民生児童委員それから町内会長さんにご案内しまして、除雪の場所の公平性を図る上でも、こういった場所が支障を来していて除雪対応していくというふうなことでの会議を持ち、4月には決定した内容を公開していくというふうな

スケジュールであります。

なお、先ほど町長が申し上げましたとおり、6月の議会までに、生活道路の整備に関する補助金についても62年11月に施行になったというふうなことで、第3条のほうにその規定内容がございますが、そういった内容も見直しをかけて対応していきたいと。

それともう一つは、除雪関係につきましてはまちづくり課、それから税務福祉課のほうでの除雪サービス関係の事業がございますので、町で連携して対応していけるように体制を整備していきたいというふうに考えております。

**1番** 町民にとりましては今の答弁、大変ありがたく聞いているのかなというふうに思います。

何回も質問の中で出ておりますけれども、雪が一番のネックになっているのかなというふうに誰しもが思っていることだと思います。そこを少しでも緩和してあげるのが行政の取り組みではないのかなというふうに思っています。公平・公正な除雪、そして高年齢化になってきている現在でございます。除雪で家に入れないとか、自助、公助の協力はありますけれども、ひとり暮らしの老人にとってはスコップもなかなか持てないという方もございます。そういった弱者に対して行政のきめ細かな態勢をやっていただきたいというふうに思います。

まずはいろいろ見直しを図って28年度の除雪に組み入れたいということで、非常に前向きな考えでございますので、今回私も質問して大変よかったなというふうに思っているところであります。もう1点、ぜひとも生活道路の整備に関しての補助の見直し等々も今後ぜひとも検討していただきたいということで私の質問を終わらせていただきます。

**議長** 以上をもって、1番伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番斎藤好彦議員。

**6番** 通告に従いまして、2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「子育て支援の充実強化を」と題してご質問いたします。

舟形町総合戦略の具体的な施策として「保育内容の充実」をうたっているとおり、人口ビジョンを達成する上で子育て支援の強化は重要な課題であると考えます。

子育ての基礎である保育園の運営方針につきましては、議会の中で何度も議論されてまいりましたが、職員体制については一向に改善されず、現在に至っております。これまで前町長が提言されてまいりました保育園の民営化構想につきまして、新町長のご見解をお伺いいたします。

保育園の民営化は、保育士さんの雇用の問題を初め、保育サービスの内容、保護者の方々との意見調整など、さまざまな課題があり、十分な議論、協議が必要なことから、慎重に対応すべきであると思います。

また、新町長が選挙公約に掲げました「子育て支援策」について、どのような取り組みを思案されているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「電力自由化による経費削減策を」と題してご質問いたします。

総務省によるエネルギーに関する規制緩和の提言をきっかけに、国内での電力自由化への流れが強まり、電気事業法の改正により電力自由化の第一歩を踏み出しました。その後も電力の自由化の範囲が拡大いたしましたが、一般家庭規模は従来のままで、電力自由化の恩恵を受けることができませんでした。

その後、このような状況を大きく変化させたのは、東日本大震災による福島原発事故や計画停電の実施などです。電気を含めたエネルギー政策への国民の関心が高まり、一般家庭向けの電力小売の自由化が本年4月からスタートいたします。

電気は毎日使うものであり、電力自由化は、私たちの生活に与える影響は大なるものがあると思います。このような状況の中、本町の公共施設の電力購入を新電力会社に切りかえ、経費削減につなげてはどうかと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、6番斎藤好彦議員の質問にお答えします。

現在のほほえみ保育園は、平成20年度に町内3保育園を統合する形で誕生しました。運営形態については民営の委託も検討しましたが、国の三位一体改革により、当時全国的に保育園の民間委託が進み、同時に民間委託に対して反対の立場からの住民訴訟も各地で起きていたことや、保護者からの意向調査の結果、民間委託に対する不安の意見が多かったことから、保護者の意向を反映する形で公設公営となりました。

全国的に保育士不足が問題になる中、就労環境や待遇面では、複数担任制の導入や有資格者の基本賃金のアップ、経年による昇給の実施、送迎バスの添乗員にパートを活用するなど、保育士が保育に専念できる環境を整備してきました。しかし、雇用形態に関しては正規職員が3名で、園長、給食職員を含む24人は1年雇用の臨時職員となっていて、良質な保育を安定して確保するためには雇用環境の改善が喫緊の課題と言えます。

このような状況の中、奥山前町長は、平成27年3月議会の一般質問に答える形で、保育園の民間委託については保・小・中一貫教育の維持や諸条件を整備し、平成29年4月をめどに検討することを表明しました。ことし2月23日に行われた前町長からの事務引き継ぎの場では、その後、町長と教育委員で組織される舟形町総合教育会議で、保・小・中一貫教育の推進や保護者の不安解消という観点で、委託先を舟形町社会福祉協議会とすることで検討しているとの話がありました。私もこの計画には賛同し、今後、保育の充実、雇用環境、就労環境の改善を視野に入れて民間委託の実施に向けた具体的な検討を行います。

なお、保護者等への説明、意向確認等には慎重かつ万全を期してまいります。

次のご質問の子育て支援策については、舟形町では「子育てするなら舟形町で」を合い言葉に、子供の成長に合わせた切れ目のない子育て支援を実施しております。また、国が示した新たな子ども・子育て支援制度を盛り込んだ、舟形町子ども・子育て支援事業計画を平成26年度

に策定いたしました。策定に当たっては、町民の方々のアンケート結果やご意見を反映した計画となっており、「安心して子供を産み、健康でいきいきと育てることのできる未来あるまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援の充実を重点とした事業展開を行っております。

さらに、子育て世代の負担軽減を図るため、今年度より実施しました18歳までの医療費の無料化や、3歳から5歳までの保育利用負担金の2分の1を補助するほほえみファミリー・サポート給付金事業についても、現在のところ継続の予定としております。

私が選挙公約に掲げました病児・病後児保育の充実についてですが、保育園を利用している保護者の9割以上が就労、共働きの現状を見ると、例えば子供がインフルエンザに罹患した場合、保育園へは一定期間登園できず、親が仕事を休まざるを得ない現実があります。その間、子供を預かる支援として病児・病後児保育があるわけですが、現在、新庄市のNPO法人が新庄市の補助を受け、最上地域を対象として実施しております。運営概要としては、病後児保育のみの預かりで、病状は回復段階であるがまだ集団保育が困難な場合のみの受け入れとなっており、定員は1日6人で、体制としては医療機関と連携した中で看護師2名、保育士2名が常勤で対応しております。

平成27年6月末の利用実績では、新庄市が46%、続いて戸沢村が31%、最上町が21%となっており、舟形町の利用は0%であります。しかし、これは通勤形態や利用情報が不足している面もあり、保護者からは子育て支援事業計画策定時には「サービスがあれば利用したい」との要望をいただいております。

病児・病後児保育については、これまで新庄最上定住自立圏構想において連携可能性事業として取り上げられ、協議されてきました。しかし、最上地域全体での利用を考えた場合、現在、管内で唯一行っている新庄市内の施設の受け入れ枠では不足し、新たな受け入れ施設の見込みが立っていません。よって、このたびの定住自立圏共生ビジョンには盛り込まれませんが、受け入れ施設の確保等の努力を行いながら、今後も継続検討していくことになっています。この事業を町が独自で行うには、既存の施設や設備などの活用を含めた開設場所や事業主体の確保、さらに医療機関との連携、そして看護師・保育士等の職員体制など、数々の課題があります。今後、事業実施に向けて一つ一つ整理をしながら、保護者が心配なく仕事が続けられ、また子供が安心安全に過ごせるような子育て環境を整えていきたいと考えております。

次に、「電力自由化による経費削減を」についてお答えします。

まず、指定管理をしている施設や防犯灯などを除く公共施設の契約数は17件あり、26年度決算における年間電気料金は5,486万5,000円となっております。また、契約形態も、役場庁舎のような特定規模需要・高圧業務用電力契約から一般家庭のような契約まで、いろいろな契約形態があり、契約相手方を変えるには個々に判断が必要な施設もあると思います。

舟形小学校や環境改善センター、生涯学習センターについては、非常時のための避難場所機

能を持たせるため、国のグリーンニューディール政策により太陽光発電施設及び蓄電装置を整備しております。この3施設の余剰電力は、蓄電し活用することとしており、東北電力には売却しておりませんが、東北電力に接続させるため、電力系統への自家用発電設備の連携申し込みをしております。したがって、契約先を変更するためには、施設ごとの契約変更はもとより、当該連携申し込みなどの変更手続が必要となるものと思います。

また、2月24日の報道で、28年4月の電力自由化を前にして新電力大手、日本ロジック協同組合が電力販売からの撤退をするとの報道や、電力メーターの取りかえが必要な電力会社であったり、使用内容によっては高上がりになるとかとの報道がありました。

また、山形県内で利用できる電力会社は、2月末現在で一般家庭の場合、東北電力のほか9社があるようですが、業務用電力契約ができる場所は東北電力を含めても4社しかないようです。

いずれにしても、本年4月に開始される制度でありますので、新電力会社の料金体系はもとより、財務基盤や自前の発電所を持っているのかどうか、想定を超える異常事態の災害の場合の安定供給や信頼性など、いろいろ研究しなければならないこともあります。制度が開始されればいろいろな問題も顕在化すると思われますので、少し検討する時間をいただきたいというふうに思います。

**6番** おくれましたが、町長、ご就任、まことにおめでとうございます。今後ともご指導のほど、よろしくお願いします。

それでは二、三、再質問させていただきます。

まず、子育て支援の関係でございますが、保育所の民営化についてでございます。答弁書にもございますが、27年の3月議会、これは八鉾議長の質問でございましたが、その質問に対しまして当時の町長は、指定管理制度も含めて29年4月をめどに判断をするというご答弁でございましたが、その時点では舟形町社会福祉協議会という言葉は私は聞いていないと思います。ただいまの町長のご答弁ですと、前町長からの事務引き継ぎのあった舟形町福祉協議会への民間委託というんですか、運営の委託に賛同するというご答弁でございますが、改めて伺いますが、町長はこのようなお考えですか。

**町長** 答弁書にあったように、契約の相手先といたしましては保・小・中一貫教育ができる、または町としてそれに関与できる相手方がふさわしいというようなお話をいただき、その相手方としましては、社会福祉協議会がよろしいのではないかとということでありましたので、そのようなことであれば、それは継続してそのように進めていきたいというふうに思っておるところです。

**6番** そうしますと、答弁にもございます29年4月という言葉が出ておりますが、29年4月ということとは、29年4月開園をするということですか。今後、具体的に検討していくということでは

ございますが、29年4月ではもう時間がないかと思いますが、このあたり町長、どうでしょうか。

私も、29年4月というふうな言葉がありまして、これにつきまして事務引き継ぎの中でも、それは開園なのか、その時期にどういうふうにするかというところを検討するのか、表明をするのかというふうなことなのかということでお聞きをしたところでございますけれども、具体的な話として、それはないというふうなことでございました。

私としましては、29年4月というふうなことで申し上げるとすれば、それは基本的に一つの問題としては、先ほど申し上げましたとおり正職員が3名、臨時職員が24名という、その状態を長く続けるということは、今後、保育行政の中で余り好ましくないと。保護者の方、それから働いている方々ともに、それについてはよくないのではないかというふうに思いまして、教育委員会を初め関係する税務福祉課のほうともいろいろ協議させていただいている中で、まずは29年4月の開園に向けて努力できるところは努力していきましよう。大筋で29年4月に開園できるよう行政内部で十分煮詰めた上で、社会福祉協議会の体制、それから保育所職員の採用等々、いろいろ詰めなければいけない問題もありますし、保護者への説明、さらにはこれから保護者になるであろう方々への説明というのもあります。それをできる限り29年4月に向けて努力していただければというふうなことで申し上げたところでございました。

**6番** そうしますと、29年4月に開園したいということで、町長のお考えはそういうことでよろしいわけですね。

先ほど申し上げました29年4月ですと、もう1年しかないですよ。この間でやっていけるんですか。答弁書の中にある舟形町総合教育会ですか、この中で今話を進めているんですか。そのあたりどうでしょうか。

**町長** 私、2月26日に就任してということで、今いろいろ打ち合せをさせていただいている中で、29年4月というのが、先ほども申し上げましたとおり方針を示すときなのか開園の日というふうに申し上げたのかははっきりしないということでございましたので、ただ、先ほど申し上げましたとおり、現状的に長くすることは厳しいのではないかというふうなことでありまして、何とか29年4月に向けて開園できるように教育委員会のほうにもお願いをしているところでございます。

**6番** 町長は今、教育委員会のほうにお願いをしているという話でございますが、そういう具体的な話をするのであれば、さまざまそういう立ち上げの際に検討委員会とか準備委員会とかそういう会議体が必要かと思いますが、そのあたりはまだ具体的には考えていらっしゃるのでしょうか。今のところ舟形町総合教育会議にただお願いをして、全体的なそういう進みぐあいといいますか、スケジュール等々を検討している段階なののでしょうか。そのあたりどうですか。

**町長** その件については、今、斎藤議員がおっしゃられたとおりでございまして、まだ就任して間もなく、その具体的なところのタイムスケジュールまではまだできていないのかなというふうに思っておりますので、いずれにしても時間がないということについては十分承知をした上で、それでもやはり働いている臨時職員の方々、それから保護者の方々のことを考えれば一刻も早く開園すべきであろうというふうなこともありまして、そのように努力していただくように申し伝えたところでございます。

**6番** 今、町長が「就任したばかりで」という言葉があったんですけれども、それは言わないほうがよろしいんじゃないかと思えますけれども、もうなっちゃったんですから、29年4月と言ってしまったわけですから、この場で言ったら、皆さん、29年4月に新しい保育園ができるんだと、もう話だけ走ってしまいます。ですから、今町長が答弁されたように、早急にそういう会を立ち上げるなり、保護者の方々への説明を早急に開くなりしていかないと、対応がおくれてしまって29年4月にできなくなってしまう可能性もありますので、そのあたり十分に慎重にご検討をお願いしたいと思います。

それで、今、社会福祉協議会がございましたが、29年4月、実際問題として社会福祉協議会が民間委託された場合に、現在の保育士さんの身分といいますか立場といいますか身分の保障といいますか、それはどのように変わるわけですか。

**町長** その詳細についてまでは現在検討が進んではないと思います。ただ、いずれにしても1年契約の臨時職員の中ではやはり保育に専念できないというところもございましてしょうから、全員が正職員となれるかどうかはわかりませんが、どの適正規模で臨時職員を採用するのか等々も含めて今後検討していくというふうな状況の今の現時点でございます。

**6番** まだだということでございますが、さっきも言いましたように、29年4月と言ってしまえば保育士さんたちは不安になると思います。もう職場がないんじゃないかなと、そういう不安を持たないようにするためにも、ある程度の保育士さんの身分といいますか、そういうふうになったらこうなるんだよというあたりまでスケジュール化しておかなければ、29年4月と言ってはだめだと思うんです、私は。そのあたりどうでしょうか。

**町長** 大変ご指摘をいただきましてありがとうございます。だとすると、29年4月という、今のところ行政内部での打ち合わせ事項として開園を目指すという私の指示でございましたが、まずは29年4月という文言については撤回をさせていただいて、ただし、限りなく29年4月の開園に向けて行政内部では努力をさせていただくというふうなことでよろしいでしょうか。

**6番** 私の言い方が悪かったかな。29年4月と言っちゃだめだと言ったのは、ある程度の形があるんであればいいですけども、29年4月と言っちゃえば29年4月がひとり歩きしてしまって、保護者の方が今度不安になると思うんですよ。そのあたり、ある程度の段階を踏んだ上で、事務引き継ぎの中で前町長が29年4月あたりを判断しているんだよという話はあったけれども、

新町長として引き継いだ側としてある程度発言に注意をしていかないと、さっき言った保育士さんの不安、さらなる保護者の方々の不安がますますふえていくんじゃないかなと思うところでございますので、そのあたりよろしくをお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと話は変わりますけれども、福祉協議会が運営主体になった場合、今の形態とどのように変わるのでしょうか。福祉協議会って下にある団体ですよ。ということは、今までの公設公営と何ら変わらないように私は思うんですが、どのように変わるのでしょうか。

**町長** また就任ばかりでというふうに言うなということでございますので、その言葉は控えさせていただきますけれども、どのように体制が変わるかというふうなことは今のところ詳しくは詰めていないところでございます。ただ、前任のほうから、社会福祉協議会が一番適正ではないかということでございますので、その方向で向かっているものというふうに認識しておりますので、それでその方向で私もいいのではないかというふうに申し上げて、その方向で進めてもらっております。

その中で職員については、社会福祉協議会の職員となるような形になるのかなというふうには思っております。したがって、保育士の中から一部については社会福祉協議会の職員として採用されるという形になるものかというふうに思っております。

**6番** 就任したばかりということを使うと、今ちらっとあれですけども、その前段で、前町長が29年4月という構想である程度仕事を進めておって、委員会さんのほうに話をしているということもあったので、もしそのあたり、もう一步踏み込んだスケジュール的な考え方があるのであれば、次長からお願いしたいと思います。

**教育長** 今の件につきましては、29年4月ということで、前町長が1年前の3月議会で答弁していただいたと。それを受けて、4月以降その可能性について検討しなさいというふうなことで、我々が現在管理しておりますが、現課の福祉のほうと一緒に検討してまいりました。検討してまいったと言っても、福祉協議会でどうかについて、どのような課題があるのかというあたりを整理するような形で、まずは先進的にやっているところを、福祉の現課と教育委員会のメンバーが例えば山形県内の鶴岡とか金山あたりですか、その辺を視察しながら課題等について整理し、それについて夏ごろまで、ある程度項目についてこのような形で検討していく必要があるだろうということで、内部でそれを具体的に討論して、どうのこうのじゃなくて、課題についてこういうふうな項目があるだろうというふうなあたりで実は8月以降、方向性が大きく首長さんのお考えによっても変わることがあるかもしれないということで、それ以降、実は内部として検討していない。項目についてはこのようなことが課題として出てくるし、進めていかなければならないのではないかというあたりまで我々としては終わっているところでございます。

**6番** そうであれば、29年4月というのは余り先走ってはうまくないんじゃないかなと。もう言

ってしまっているわけだから、早急に教育委員会のほうと調整をとりながら具体的な内容について進める必要があるんじゃないかなと思うところであります。

話は前に戻って申しわけありませんが、運営形態はともかくとしまして、質問の中にも申し上げましたが、職員体制です。町長も先ほどおっしゃいました正職員が3名、あとほか24名は臨時ということでございますが、この職員体制にこれまでずっと手をつけてこなかったのは、つけてこれなかったのかわかりませんが、何がネックだったのか。単純に人件費の問題なのか。正職員にすれば人件費がかさむから保育料を上げなくてはいけなくなるよと、そういう単純な仕組みなのか、公設公営ではやってはいけない仕組みなのか、そのあたり伺います。

**町長** その話について、何回も言いますが2月に就任したばかりで、前の町長さんのほうの採用しなかった理由、その前の町長さんの採用しなかった理由については、思いを寄せるところではないところもありますので、その点について基本的には、伊藤町長のもとで公設民営、保育所統合の話し合いに当時まちづくり課の企画財政班長として参加した中では、やはり1つは総体的な人件費の抑制というのが当時三位一体改革の中でありましたので、その当時はそういうことの中で職員採用を控えていったというところはあったと思います。その後の形態については私のほうではわかりかねますので、もし教育委員会、もしくは税務福祉課のほうでおわかりになればお答えをいただきたいというふうに思います。

**教育次長** これまで職員を採用してこなかったという背景には、奥山町長と公約の中で4年間は採用しないという話がありました。そういったことをもとにして保育士の採用はなかったものと考えております。

**6番** そうしますと、裏を返せば単純に人件費がかさむからということだと思いますけれども、そうしますと、先ほど29年4月と言ってしまったわけですから、もう1年しかないわけですから、今後28年の体制でもこのままで1年をいくという町長のお考えでしょうか。

**町長** 28年4月の段階で保育所の運営形態を変えることはどう見ても不可能でございますので、28年度の職員の体制、運営形態については現在のままいかざるを得ないと。しかしながら、幾らかでも早くそういった体制を見直すというようなことがありまして、先ほど申し上げた日付で開園をしたいということで指示を出したところでございますので、それに向けて努力することは、先ほども申し上げましたとおりしっかりと進めていきたいというふうには考えております。

**6番** 保育士さんの直接の声、人手が足りないという多くの声を私も聞いております。臨時職員の方は臨時職員の仕事の領域といいますか範囲があるんだそうです。それ以上手を出せない。正職員は3人しかいない、臨時職員はたくさんいるんだけれども、それ以上のことはできないということで、逆に正職員の方の採用がないことが臨時職員の方々が皆不安に思っているという状況でございます。このあたり、せっかく森町長になったわけでございますので、

現場に出向いて職員の方々からの直接の生の声を聞いていただきたいと思うところでございます。

さきの町長の就任の職員に対する訓辞の中でも、正職員も臨時もどんどん意見、提案をしてくれというような訓辞をされておりましたようですので、このあたり今後町長のお考えがあれば伺います。

**町長** 既に正職員3人の方についてのお話も聞いております。やはり正職員は、正職員が3人しかいない中で臨時職員が多くいるというなかなかやりづらい職場の中で今過ごしているということもございますし、臨時職員が多くなりますと、補助的に使うということでもないですし、やっぱり職域といいますか職責というふうなことでいくと、臨時の方も正職員も余り差のないような業務内容になるかとは思います。ただ、その中で、先ほど斎藤議員がおっしゃられたとおり、臨時職員は臨時職員の職責、正職員は正職員の職責があるというふうなことで、どうもそこに線引きがあるようで、その中でなかなかお互いやりづらいという話を正職員のほうからは聞いております。

さらに、今ご指摘のあった臨時職員の方々からも早速意見を聞くような、そういう場所をつくりまして、いろいろと彼女たちなりの悩みというようなものをしっかりと受けとめて、今度新しくできるほほえみ保育園の体制に生かしていきたいというふうに思います。

**6番** ちょっと時間がなくなりましたが、質問を変えます。

28年度の当初予算に施設型給付費負担金ということで5,000万計上されております。内容を見ますと、町が町に支払うような形になってございますが、これまでの保育所設置事業というんですか、特定財源で6,000万ほど計上してございます。これと今回のこの新事業といいますか、5,000万は性質が違うものなんでしょうか。この5,000万というのは新しい民営化構想の準備金といいますか、そういう形のお金なんでしょうか。

**町長** 詳細については今、財政班長のほうから申し上げますが、基本的に国のほうの見える化というところの制度の中で変更になったものでございますので、詳しくは財政班長から申し上げます。

**財政管財班長** 今ご質問の内容とは、民営化に対するような財源というふうなものではございません。

**6番** はい、わかりました。

済みません、急ぎます。保育園の関係でもう1点だけ。

町長の選挙公約にあります病児・病後児保育ですが、答弁の中でもおっしゃられたとおり、町単独ではちょっと無理な、さまざまな施設、設備、病院と考えれば大きな問題かなと思うところがありますので、今後定住自立圏のほうで積極的に提案をされていってはいかがかと思っておるところでございます。

ちょっと質問を変えます。

次に、電力自由化の件ですが、時間がなくなっただけで簡単に申し上げますが、まず1点でございますが、答弁の中で、業務対応できるのは県内で4社しかないということで無理じゃないのという答弁でございますが、5,400万もの電気料を払っているわけでございますので、無理じゃないんじゃないじゃなくて、ちょっと試算をするとか、そのあたり今後ご検討をしていただければなと思います。

続けて申し上げます。もう1点でございますが、答弁の中にありました太陽光発電の件、自家発電設備の申し込みを東北電力にしていると、だから変更はできないんだよという話でございますが、先日、議運で女川原発を視察してまいりました。3,000億円です、3,000億円という巨額の費用を投じて安全対策をしてございました。再稼働すれば心配する必要はないかと思いますが、新聞報道等ありますように再稼働のめどは立っておりません。この3,000億円という巨額の投資は、我々利用者の電気代にはね返ってくるのは当然だと思います。このあたりも考慮すれば、やらないんじゃないじゃなくて、前向きに検討すべきであると思いますが、よろしくお願いします。

**町長** 答弁にもありましたとおり、やらないということではございませんで、ただ4月までの間で検討する時間がちょっと足りないものですから、4月1日ということのすぐ契約を変更するというのではなく、4月以降も順次契約内容を精査しながら、どの電力会社と契約すれば経済的になるのか、あとはやっぱり安定供給ができるのかというようなことも含めながら検討していくというふうなことでございます。

**6番** 安定供給については、テレビや新聞でよく特集といたしますか、それを組んでやっておりますが、安定供給は心配なくていいということも言っておりますので、そのあたりも考慮していただきたいと思いますが、テレビ報道でやっておりますが、一般家庭ではそれほど年間で大きな割安にはならないかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、町全体の5,400万を考えれば何とか検討する余地はあるんじゃないかなと思うところでございますので、そのあたり含めまして今後ご検討をよろしくお願いいたします。

あわせて申し上げれば、ふるさと納税で税収は伸びてございますが、まだまだ自主財源に乏しい本町でございますので、幾らかでも節減をすればほかの事業に役立てていけるんじゃないかなと思うところでございますので、最後に一言町長からお願いします。

**町長** 斎藤議員のおっしゃられるとおりでございますので、できるだけ経済的な方法を選択しながら検討してまいりたいというふうに思います。

**6番** 最後、時間がなくて大変申しわけありませんでした。

これで私の質問を終わります。

**議長** 以上をもって6番斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。9時45分までご参集ください。

本日はこれにて散会します。

午後 3 時 4 2 分 散会

平成28年 3 月10日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年 3 月11日（金曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成28年舟形町議会第1回定例会第3日目

平成28年3月11日（金）

---

出席議員（10名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦  |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸  |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫  |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦  |
| 5番 奥山 謙三 | 10番 八 敏 太 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 町 長 森 富 広           | 教 育 委 員 長 太 田 二三男         |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 長 齊 藤 涉               |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 次 長 叶 内 範 夫           |
| まちづくり課長 沼 澤 繁 夫     | 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義     |
| 税 務 福 祉 課 長 矢 作 めぐみ | 代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子       |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 監 査 事 務 局 長 高 橋 明 彦       |
| 兼農業委員会事務局長          |                           |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 幸 一 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進 |
| 総務課財政管財班長 小 野 芳 喜   |                           |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 高 橋 明 彦 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

議事日程

- 日程第 1 議案第 4号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第 5号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第 6号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

- 日程第 4 議案第 7 号 平成 27 年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 8 号 平成 27 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 9 号 平成 27 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 10 号 舟形町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 8 議案第 11 号 舟形町行政不服審査法施行条例の設定について
- 日程第 9 議案第 12 号 舟形町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第 10 議案第 13 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 14 号 舟形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 15 号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 16 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 17 号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 19 号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 20 号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 21 号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 22 号 平成 28 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 23 号 平成 28 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 24 号 平成 28 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 25 号 平成 28 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 26 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

昨日の質疑に対して、産業振興課長より追加答弁の申し出がありますので、お受けします。

**産業振興課長** 昨日、4番佐藤勇議員のほうから、補正予算に絡んでの質問があった中で、資料の手持ちがなかったものですから、後ほどお出ししながら説明するというふうな中で申し上げた面積26.5ヘクタールという話をさせてしまったのですが、今資料をお渡しするときに、265アールの間違いでしたので、大変申しわけございませんが、そのように訂正をお願いしたいと思います。

---

**日程第1 議案第4号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について**

**議長** 日程第1 議案第4号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** 74ページ、保険給付費、出産育児諸費の中の出産育児一時金、給付金の事業だと思うんですけれども、マイナスの290万円、300万円近くの減になっておりますけれども、1人大体幾らぐらいの給付になって、なぜこのぐらいの、私からしてみると多額の減額になっているんですけれども、見込みが外れたというんですかね、見込み違いになったのか、質問いたします。

**税務福祉課長** 出産育児一時金につきましては、給付費で1人当たり、出産に際しまして42万円をお支払いしております。年度当初の予算では、10名分というふうなことで予算を計上しておりました。420万円ですね。ところが、国保の被保険者でお産する人というふうな若い世代の被保険者が少ないために、お産した方が3名しかいないということから、このたび7名分の金額といたしまして294万円を減額補正させていただいたところでございます。

**7番** そうしますと、国保ではなく、もう少し舟形町は出生された人数がおると思うんですけれども、それ以外の方々は社保、企業とかそういったところのものを受けて、ちゃんと支援を受けながら出産をしているという、そういう認識でいいのかどうか質問いたします。

**税務福祉課長** 町のほうへの妊娠届というふうなことでしていただいている中には、国保に限らず全被保険者の方からしてもらっていますけれども、ことしの見込みで、共済であったり、社

会保険、そういうふうなことも含めて出産が32名ぐらいの見込みで立てているようでした。その方につきましては、他の保険のほうで同額42万円ということで給付を受けていると思います。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** ページが74ページの保険給付費関係ですけれども、毎年、このたびも来年度からまた保険税が上がるようでありますけれども、舟形町として、この保険療養諸費関係を、給付費関係を抑えるために、具体的にどういうふうな行動を起こしているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 最初に、まずは医療費が今回減額になったというふうなことからちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

医療費につきましては、なかなか見込みをするのが難しいところであるんですが、去年から比較しまして、大きな事故というところもなく、また今回、人工透析という方が死亡したということもあります。そういうふうな要因と、さらには、今普及しておりますジェネリック医薬品、そういうふうなものの使用によりまして医療費が減額になっているところです。

加えて、今、病院に入院した場合に、長期入院というところではなくて、まずは3カ月をめどにして退院という形になるものですから、そういうふうに入院期間が少なくなったために医療費が軽減されているところの要因もあろうかと思います。

町のほうでは、医療費を削減するための手段ということなんですけれども、こちらにつきましては、やはり健康を増進するような取り組みということが前提にあるかと思います。さらには、健診の受診率を高めるための努力をするということで、こちらについても、健診の際には申し込みをいただいた中で必ず受けていただくことの勧奨や、さらには、再検になって医療機関のほうに行かざるを得ない方についても、それに行かないような形ではなく、必ず行くような指導であったりとか、そういうふうなことにでも取り組んでおるところです。

あと、このたびデータヘルス計画、そちらは医療費の分析であったりとか、これから医療費を削減するためにどのような取り組みをするかということの計画を今策定しているところなので、そちらのほうも今後の取り組みに生かしながら進めていきたいと思っております。

さらには、健康づくりのほうにつきましては、昨年度から始めましたポイント制度、そちらも活用しながら、町民がまずは医療にかからない中で健康に過ごせるような策を講じていきたいと考えております。

**5番** 払う側からすると、健康保険税が非常に高いと、非常に圧迫感を感じています。その反面、医者に行ったときには非常にありがたい制度だなというようなことも実感はしております。ですが、やはりその中で感じるのが、薬の多さといいますか、余りにも多すぎて無駄な経費を使っているのではないのかなという感じがするわけです。ジェネリックもしているということではありますが、もっともっと町民への、健康ポイントもそうですけれども、もう少し啓蒙

というふうなところにもっともっと力を入れていかないと、過重に医者にかかり過ぎているというふうなところも感じます。そういったところで、健康ポイントということもありますけれども、今後、具体的にもっとこういうふうにしていくというところがあったらお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** やはり、病気を未然に防ぐことが一番の医療費の軽減になるかと思います。そういうふうなことからも、健診のほうへの強化ということを考えておりまして、未受診対策ということで、国民健康保険連合会、そちらのほうから協力をいただきまして、個人に電話で勧奨したりとか、面接するなりをして勧奨するような制度をもう少し充実したものにしていくようにしたいなと思っております。かなり、特定検診の受診率は伸びてきているんですけども、地域健診であったり、人間ドック、あとさらにはがん検診、やはりがんで亡くなる方が多いので、そちらの啓発をしながら受診に向けるような形で努力をしていきたいと考えております。

**5 番** ぜひお願いしたいのは、やはり医者にかからない体というのが一番大事なところでありますので、各町内会に出向いての健康講座ですか、これをやっぱりどんどんやっていただいて啓蒙していくというふうなところが一番のポイントになるのかなという感じがします。そういったところで、1人、2人しか集まらないにしても、継続することが大事のような感じがします。そういったことで、各町内会に出向いての健康講座、もっともっと開催していただきたいと思います。今後のその辺についての考えがあったとすれば、お聞きします。

**税務福祉課長** ただいまの件なんですけれども、今、介護保険のほうでは、介護予防教室ということで、地区であったり団体ということで取り組みをしていただいておりますけれども、そちらのほうと抱き合わせた形もできるのではないかなということで、年齢を絞らせていただかないで、もう少しオープンにした形での取り組みにも拡大できるのかなというふうに思いますので、ご検討させていただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**6 番** 78ページの基金の積み立て2,800万円ございますが、この基金というのは幾らしなければいけないという縛りがあるんでしょうか。一般会計から1,500万円ほど繰り入れしてございますよね。繰り入れしていながら、かつここに2,800万円積めるというのは、積まなくてはいけないという何かがあるんでしょうか。

**税務福祉課長** 基金の積み立ての条例があるんですけれども、そちらにつきましては、まずは医療給付費とあと介護保険給付費、介護支援費、あとは後期高齢者支援金、これらの3本を合わせた金額の3カ月分ぐらいを常時積み立てておく必要があるんですけれども、なかなかそういうふうなところまではいかない中で、前年度の余剰金の中から積める範囲で積んでいるという実態でございます。なかなか国保の財政が厳しいものですから、そういうルールに基づいて、積みめるときと積みめないときがあると思っております。

それから、一般会計からの繰り入れの関係につきましては、一般会計からいただいている繰り入れは全てルールに基づいているというところです。ただ、事務費の300万円だけは、町の職員の一般管理費に使わせていただいておりますので、その分だけは一般会計のほうからの協力というふうに捉えておりますけれども、それ以外は全てルールに基づいた繰り入れをしていただいている状況です。

今回、2,800万何がしを積める状況になったのは、国民健康保険税を今年度上げさせていただきました。それは、医療費がちょっとかさんでいる状況から財政が厳しいということで上げさせていただきましたんですけれども、やっぱり医療費はその年度に入ってからでないとなかなか実態がつかめないというようなところもありまして、今年度急激に医療費が伸びなかったために、今回2,800万円ほど余剰金が見込まれるという形で、積み立てのほうに予算を計上したところでございます。

**6 番** この積立金にルールがあると。介護なりの3カ月分がある。ルールがあつてそこまで達しなかったという課長の答弁ですが、達しない場合、罰則か何かないんですか。ルールはあるんですけども、余った分だけ使えばいいですよという決まりなんですか。

**税務福祉課長** 条例の中に、そういうふうな積立額のルールがありますけれども、やっぱり余剰金の額が平均年額の100分の5に相当する額に満たないときは、余剰金の全額とするということで規定されておりますので、必ずしも、先ほど申し上げました何カ月分ということだけにこだわるものではないと捉えております。

**6 番** そうしますと、さっきの3カ月分云々というのはまず考えなくていいということなんですか。では、ちょっと質問を変えますけれども、ここの款項目ではないですけれども、さっきの入ってくる分、繰入分1,500万円、300万円を事務費で使うんだけれども、その残りの1,200万円ですが、その根拠というのは何なんですか。

**税務福祉課長** 一般会計からいただいている繰入金につきましては、保険基盤安定金ということで、保険料の軽減分の軽減される金額について、国と県で負担をしている分があります。それにルールに基づいた町の4分の1であつたりとかという金額、それに加えて、調整交付金で減額されている福祉医療の分の補填分と、あわせて先ほどの育児一時金、お産のときの費用の3分の2、そういうふうな内容のものということで整理されておりますので、そういうルールに基づいた金額の中で一般会計からいただいているという状況です。

**議長** ほかにありませんか。

**5 番** ページが72ページの11の1の1一般被保険者延滞金20万円とありますが、27年度当初の延滞額と比べて、年度末にまだなっていないので、現段階における延滞金の推移といいますか、ふえているのか減っているのか、お聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 保険税の延滞金につきましては、今の収入といたしましては、2月末で26万3,400

円という数値になっております。そういうことから、20万円の補正をしたところでございます。（「ふえているの、減っているの」の声あり）当初は5万円ということで、余り想定がなかったんですけれども、国保の被保険者で異動分が発生したことによりまして、社保加入するというふうな異動の方が2人分おりまして、そちらのほうからお金をいただいたということで、かなり前の滞納分の整理をさせていただいた関係で収入が伸びたと捉えております。

5番 質問内容がうまく伝わらなかったようなんですけれども、私が言いたいのは元金はどうなったのかということを知りたかったんです。要するに、27年度当初の延滞金が幾らあって、現在はどのくらいだよとか、よってこれまでの27年度中においては、元金としてはふえているのか減っているのか、どちらなのか知りたかったんです。

税務福祉課長 この延滞金といいますのは、例えば滞納の方が二、三年前からいるとしますと、そちらのほうでお金を全額入れてもらったときに、これまで罰則のような形で賦課する金額なので、元金はどうのというふうな形にはならないので、あくまでも納付されたものに対して延滞分の算定ルールに基づいていただく、本税に加算していただく金額という内容でございます。

議長 質問者いいですか。

会計管理者 収納対策のほうでご回答いたしたいと思います。

国民健康保険税の滞納分でございます。平成27年度ですけれども、調定額といたしまして2,979万182円のうち、現在まで収入済額、2月末でございますが、604万6,741円、未納額が2,374万3,441円で、収納率が20.30%になっております。昨年度と比較いたしますと、昨年度は2月末現在で13.14%ですので、大幅に滞納額は収納されております。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第5号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第2 議案第5号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第6号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

**議長** 日程第3 議案第6号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** それでは、104ページの繰入金、事業収入、ケアプラン作成料30万円と、111ページの地域支援事業のケアプラン委託料が30万円、これは行ってこいな予算のように見えるんですけども、事業内容的には違う30万円なんではないでしょうか。

**税務福祉課長** 町の介護保険のケアプランにつきましては、今委託をしております。そちらにつきましては、徳洲苑とえんじゅ荘に委託を出しているところと、あとは包括支援センターで自前でやっている部分がありますけれども、そちらにつきましては、事業所の分を町のほうで、連合会で取りまとめをしているので、そちらのほうに請求を出して、そしてそれを今度また連合会のほうからいただくということで、今言ったように、行ってこいというふうな形の同額の内容となっております。

**7番** まるっきりの行ってこいなら、別に挙げる必要もないような気がするんですけども、その内容的に、例えば町がどなたかの分をその事業所さんにもうケアプランを委託したならば、その事業所さんが抱えているケアマネジャーがケアプランを立てるべきなのではないかなと

思います。わざわざ舟形町のケアプランナーがケアプランを立てて事業所さんに預けるという、そういう形態になっているんだと私は思うんですけども、そういった複雑なというか、そういう形態にすべきではないのではないかなと思うんですけども、どうなのでしょう。

**税務福祉課長** 包括支援センターは、町の介護保険のほうに今は体制としては組み込まれておりますけれども、一つの事業所の扱いになるわけですので、そちらのほうでケアプランを作成した部分につきまして、あとは今言ったようにえんじゅ荘と徳洲苑から、自分たちが行ったケアプランのお金を連合会に請求いたします。それを今度町のほうで連合会に支払うという形の内容になっておりますので、それは事業所と介護保険の町との関係の中でそういうことをせざるを得ないという状況です。

**7 番** そうすると、今後こういった形で行ってこいの予算はこのように持ってくるというんですかね、まるっきり同額の予算がまさに行ってこいの状態で今後もずっとこの状態が続くと、そういう認識になってしまうわけですか。

**税務福祉課長** 今、制度改正ということで、これから大きく地域総合支援事業というかわりの中で違って来るわけですけども、そのときにケアプランの中で要支援1・2については、これからどうなるかというところにつきましては、今その制度の内容について詳細なところまで来ておりませんので、変わる要素もあれば、このままということでは今のところ捉えていない状況です。

**議長** ほかにありませんか。

**5 番** 108ページと110ページに絡んできますが、5款1項1目介護予防二次予防事業3万円、講師謝礼金ということでありますが、そして110ページに行くと、介護予防一次予防事業、三角の3万円、一つは介護保険のこの一次予防事業と介護予防二次予防事業の違い、そしてまた、一次予防のほうが3万円減額になったというところの理由をお聞かせください。

**税務福祉課長** 予算書の109ページの介護予防二次予防事業費につきましては、要支援1・2の方で、次のページの介護予防一次予防につきましては、元気な要支援のほうまでも行かない65歳の人の事業と捉えております。そういうふうなことで、それぞれ年度末でもありますので、事業を行ったところの不用額につきまして、介護保険のほうでの相殺という意味合いもありまして、余ってくることをそちらの事業のほうに向けたというふうに考えております。

**5 番** もう少し具体的に、一次予防事業はこういったことで、あと二次予防事業はこういうふうな内容でやっていますよというようなところを質問したいと思います。

**税務福祉課長** 109ページの二次予防につきましては、要支援1・2に該当する見込みということで、まず保健師のほうで基本チェックリストということで家庭訪問をいたしまして、かなりのメニューでもって調査をします。その中で、やはり何か筋力アップなり、少し体を動かすことの必要性がある方を、さらに該当者を狭めた形で、その方々から、今回それを3カ月やってい

たんですけれども、6カ月に拡大をしまして、二次予防の事業を行っております。

その内容としましては、筋力アップ講座、あとは歯科栄養指導ということで、6カ月に週1回の割合で3地区を対象に今年度は行いました。一つは長者原地区、それは徳洲苑の方のスタッフのもとに行っております。それから、沖の原につきましては、新庄市のシープさんという事業所の方に来ていただいて行っております。あとは、長沢地区、こちらにつきましては、このたび毎年光生園に委託しているんですけれども、光生園が今回改築の関係で業務が多忙でありましたので、天童の事業所というところをお願いをして、こちらの事業を行っているところでございます。それに伴った講師料につきましては、3万円ほど不足するというふうな、二次予防のほうでそういうふうな見込みから補正をしております。

続きまして、介護予防一次事業につきましては、元気なお年寄りということで、65歳以上に到達する方を対象にしまして、65歳以後の老後でもないんですけれども、その暮らし方につきましての、あとは介護保険の制度の内容についての取り組みなどを、学習会という形でさせていただいております。それから、認知症のサポーター研修ということで、このたび町職員向けであったりとか、あとは地区を対象にしたサポーター研修をしておりますので、そちらのほうにに使わせていただいたんですけれども、そちらが3万円ほど残るということで、そちらの一次と二次の事業費の中で相殺をさせていただいたという内容でございます。

**5番** 事業内容等につきましてはわかりましたが、この元気なお年寄り、介護保険一次予防事業、参加人数は何人ぐらいおるのでしょうか。

**税務福祉課長** 済みません、そこはちょっと把握しておりませんので、今必要でしたらちょっと調べさせていただきたいと思いますけれども。（「はい」の声あり）では、後で報告をさせていただきます。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 議案第7号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について**

**議長** 日程第7 議案第7号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** それでは、124、125ページの水道施設費の中の再編推進事業、マイナス300万円の内容と、これは沖の原の工事だと思うんですけども、今の進捗状況、稼働状況などもあわせて質問いたします。

**地域整備課長** 簡水の再編推進事業につきましては、議員さんが申されるとおり、沖の原の浄水場の築造工事の部分です。あと、石綿管の改修工事が新堀地区の最終なんですけれども、石綿管工事ということでやっております。

再編事業の進捗状況というご質問なんですけれども、全部の工事につきましては8項目ございます。既存の水源地の改良ということにつきましては26年度完了しておりまして、浄水場の築造工事につきましては、平成27年度、28年度で完成というふうになってございます。築造の内部について、マクロ管設備一式、機械電気計装設備、自家発電装置というようなことで、これにつきましては平成29年度行うということで予定してございます。既存配水池の改良、28年度、あと送水管の布設、増水管の布設については、平成28年度、新年度予定してございます。中央監視施設ということで、平成30年度に予定してございまして、今年度、平成27年度までの進捗につきましては、既存水源地の改良と浄水場の築造工事ということで進んでいるという今の状況です。

**7番** 一番肝心な300万円の減額理由、これは多分工事費の入札で浮いた金ではないかなと思うんですけれども、それは後で答えてくださればいいですけれども、あそこの沖の原の浄水場の全ての完成予定年度が30年度になるということによろしいのでしょうか。そして、そうなった場合に、堀内とか長者原、福寿野あたりの水源地なわけなんですけれども、その水源地の方々にどういった、直すわけですから、いい影響というんですかね、が出る見込みでこういった工事を、たしか2億幾らだったかの総工事費だったと思うんですけれども、影響が出るのか質問いたします。

**地域整備課長** 300万円の減額につきましては、当初見込んでいた申請事業が減額された分と、あと入札における不用額ということでご理解いただきたいと思います。

あと、平成30年度、全て完成した場合のメリットというふうなお話、質問だと思うのですが、今現在再編事業につきましては、老朽化に伴う改修であつたりとか、あとは機能向上という面での事業の取り組みということで、今現在がそのメリット、3分の2の補助金をいただいて進めていること、このこと自体がまずメリットというふうにご理解いただきたいと思います。

ます。

それと、もう一つ、沖の原の浄水場の築造につきましては、やはり全体の危機管理の面でつなげてくような、将来的なところの考えのベースとして整備になるのかなと考えております。

**7 番** 今、つなげていくという言葉が出ました。舟形に第1簡水がありますけれども、その十二河原にですね、それと将来的には第2簡水の沖の原の水道管をつなげるということなんでしょう。それとも、会計と一緒にしろという指導が来て、何かそういうふうな工事になったというふうにちょっと記憶しているんですけども、県からの指導があって、一つの会計のようなものにしろという指導があってこういう工事になったというような過去に説明があったんですけども、実際にこの送水管をつなげる将来予定なんだという、ちょっとそこら辺がよくわからないものですから、どういったことになるんでしょうか。

**地域整備課長** 将来的にというふうな話で、いつというふうなことはここで言明できませんけれども、危機管理的な想定で申し上げますと、例えば第1簡水がだめになった場合、使えない状況になった場合、第2簡水が使えるのではないかと。逆に、第2簡水が使えなくなった場合に第1簡水が使えるような機能を有する環境をつくれるのではないかとというふうな想定でございます。

**議長** ほかにありませんか。

**6 番** ちょっとわからないので確認といえますか、お伺いしたいんですが、今の7番議員の項目と同じでございますが、工事費が303万7,000円減額になったんですよね。減ったんですよね。財源の内訳で地方債を20万円起こすんですよね。このからくりといえますか、こういう操作というのがちょっとわからないんです。ちょっと教えてください。

**総務課財政管財班長** 財源に関しましては、いわゆる工事を行う上で、国庫補助金であったりとか、ほかの財源が充当されるわけですが、起債のほうの充当する枠といえますか、工事費は減るんですけども、ほかの一般財源を使わずに、事業全体の中で財源の増額であったり、減額であったりというふうなことになるかと思えます。詳細は、ここの中ではなかなか説明は難しいんですけども、この再編事業の全体の工事の中で、地方債の20万円を充当することができるということになるかと思えます。

**6 番** ちょっとよく理解できないんですけども、単純に工事、例えば1,000万円の工事があって、工事で減額になって500万円になったと。この500万円、不用なんですよね。不用なのに何でそっちからまた20万円を持ってくるんですかというんです。そこを聞きたいんです。

そうしますと、この事業で地方債の補正をやっていますが、当初の借りることができるというのは、補正前の過疎債が4,850万と、水道事業債が7,110万、この予定があったと。あったのに、補正をして20万円足すというのがよくわからないんですけども。私でもわかるようにちょっと説明をお願いします。

**総務課長** この事業につきましては、当初考えていた起債の財源の振り分けというのがありますけれども、事業全体を通したときに、このくらいもう20万円起債を発行することができるということに、事業を精査しても、減額をしても、起債を借りることができる部分があったということです。

それで、内容的には、財源の記載を充当して、特に過疎債ですけれども、過疎債を充当すると7割の元利償還金が戻ってくるということもあって、財源的に一般財源を減らして、そちらのほうで起債を上げたほうが財源的にはいいというふうな判断で、この起債を増額して、全体的には事業費は減っているんですけれども、発行ができるということで起債をふやすということで、斎藤議員が言われるように、本来であればそのようなことになるわけですがけれども、まだ発行する枠がこの事業ではあったということで、減額をしても発行できる枠があったので、有利なほうに財源を切りかえたということでご理解をいただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで、税務福祉課長より、先ほどの質疑に対しましての追加答弁の申し出がありますので、お受けします。

**税務福祉課長** 先ほどの介護一次予防事業の内訳ということのご質問ですけれども、平成27年度に65歳に到達する方を対象として、はつらつゆうゆうライフ教室ということで、これまでは年1回だったんですけれども、拡大しまして、ことは4回させていただきました。対象者数につきましては、130の方が対象でしたけれども、なかなか参加がいらっしやなくて、1回目は6人、あと2回目は7人、3、4回目はそれぞれ6人ずつということで、かなり2割程度の方しか参加されていない状況でございます。

それから、もう一つは、地域ケア会議というところで、地域の中で支える中で、ちょっと問題行動のある方のケース検討会をしました。そちらにつきまして、薬剤、栄養、歯科というふうな方々の有資格の方を講師に招いてその事業を行っておりますので、そちらのほうにも支出させていただいた状況です。あわせて、先ほど申し上げました認知症サポーター研修会、そち

らのほうへの支出ということで、3点ほどになっております。

---

**日程第5 議案第8号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について**

**議長** 日程第5 議案第8号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第9号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について**

**議長** 日程第6 議案第9号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長**（朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の策定について

**議長** 日程第7 議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**6番** ただいま説明がありましたこちらの資料の中で、各それぞれの分野ごとの事業計画がございましたね。例えば、全部はちょっと比べていないんですけども、4の生活環境整備の中の表の中でさまざま事業がございますが、例えば民間賃貸住宅の家賃の補助金とか、除雪機購入補助金、載せていますが、28年度の予算の概要、この中で今回は暫定予算ということで、これから精査をして挙げる項目ということで、今申し上げた賃貸住宅の家賃の補助なり、除雪機購入の補助金と載っていますが、もしこちらのほうで精査をして、町長が判断をしてやらないよとなれば、こちらのほうをまた見直しすることなんですか。そのあたりの互換性というのはどうなんですか。

**まちづくり課長** 具体的な事業費については、これから町長の考えもありますので、そこを進めるということになります。この計画書については、町長のほうでこれを実行するといったときには、過疎債等を活用することになりますので、そこはこのとおりでいいんですが、仮にそこは行わないよとなった場合も、過疎債等を使わないということになりますので、計画そのものは変更しなくても、それはよろしいことになります。

**6番** そうしますと、この計画というのは過疎債を利用するための計画書であって、こちらの概算で事業をやらなければ、何らこちらは使わなくても問題ないと。その話はわかりますけれども、ある程度の互換性というのは持っておかなければ、こっちで出しておいてこっちでやらないからそれで済むという問題ではないかと思いますが、町長、どうでしょうか。

**町長** これについては、私が財政、それから企画財政班長のときに過疎計画をつくったときも言われていた問題でございますけれども、要は、過疎債というのは総花的にいろんなこれから町として取り組むような事業をいっぱい入れて、それを国のほうに認めてもらった形の中で、先ほど言いました有利な起債ということで、交付税措置が70%になるというふうな財源をつけたということで、過疎計画というものがあります。

今回の予算書なりということになりますと、当然その年度ごとに予定していた事業全てをみると、町の財源的に無理でございますので、その中でやっぱり取捨選択をしながらやってくるという形になります。前からずっと、過疎計画との整合性がないというふうなことで言われてお

った部分もあるんですが、そういった事情もございますので、できる限り、28年度の当初予算との整合性はとっていきたいとは思いますが、昨日までの答弁とダブるところもございますけれども、2月26日に就任して、当初予算を吟味する時間が、いとまがないということもございますので、全てやらないということではございませんので、しっかりとその事業を精査した上で、予算規模等をしっかり把握して、健全な財政ができるように、または町民の福祉がしっかり向上できるようなことで取り組んでいくところでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

**6番** こっちのほうはわかりました。その過疎債を受けるために、幾らかでも多くの事業を挙げておけば、使えるときは使える、有利なものが使えるということはわかりますけれども、いとまがなかったという割には、これだけ多くの今回の予算から外しているわけですからね。そこを見たと思うんですよ。町長が認識しているように、こっちとこっちが合わないのはおかしいというのは認識しているわけですから、もう少し精査をして、ここに挙げるものを、はじくものははじく。最初から、できないものはできないでとって仕方がないと思うんですよ。そのあたり、今後十分に精査をしていただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**4番** 32ページの④、町長が一番強く問題視している雪対策の件ですけれども、この中段に、近年、除雪や融雪道路云々と、流雪溝整備の項目でこう入っているわけですが、なかなか流雪溝の整備というのは、水問題、いろいろな関係でなかなか厳しい。機械除雪を優先的にやっていくというような捉え方で、私はここで感じます。

しかしながら、機械除雪、舟形町の場合は、ロータリー除雪を中心として、路肩に積み上げると。今現在、排雪作業をしております。非常にロスがあるような作業であります、町民から見れば。今、国道13号線、必要ないような事業、国交省の事業で、予算崩しの残りを使うような雪投げというか、排雪作業をしております。これは皆さんご承知で、国に意見を申したいという気持ちが多々あると思います。そういうものを町民目線で町民が町長に申したい言葉も多々あるかと思います。

こういう予算の中で、前のページ、29ページには、舟形1号線、今本町通りの流雪溝、改修工事の計画としてここに上がっているわけです。全町に対しての流雪溝の計画が、この文章、この過疎計画の中でも何ら全く見えないと。この流雪溝問題に関しては、長年本議会においてもいろんな方々から一般質問等々があるかと思います。インフラ整備が県でトップクラスで整備されている中で、一番雪問題が人口減少に対しても、高齢化対策に対しても問題がある中で、なぜにして計画になっていないのか、そこら辺を。新しい町長に聞くのは酷かと思いますが、お伺いいたします。

**町長** 確かに、いろいろと新庄市内のほうにもご挨拶に上がる際にも、今この時期の中で、国道

のり面の雪崩処理といいますか、そういったものが行われているのはいかなるものかなというようなことを感じながら行ったところでございますが、それを国のほうに声高らかに申し上げるところまで至っておりませんけれども、いつかの機会を捉えて、どうですかというような話も一つはしてみたいと思います。

それと、流雪溝と除雪計画、私の公約であります、住んでいる人が誇れる町、豊かな舟形という部分の、ずっと住み続けるためには、やっぱり雪の軽減を軽くしたいということでございますので、その雪の軽減を図るという意味の中では、当然機械除雪もございますし、流雪溝もございます。さらには、融雪装置等による軽減、それから屋根の落雪というようなものの処理ということで、雪対策についてはいろいろあるかと思えます。この過疎計画について、流雪溝の文言がないということで、計画がないというご指摘でございますので、確かにそのようになっているようでございます。ただ、流雪溝をやらないということではございませんし、昨日も申し上げましたとおり、流雪溝が万能であるということではないと。流雪溝を使う仕組み、それから維持管理費、誰がどういうふうにするのかということがしっかりとった上で流雪溝の計画が進められるものだと思っております。

今のところ、舟形1号線、舟形本町の老朽化した流雪溝の計画が載っているようでございますけれども、それしかやらないということではなくて、地元からいろいろと要望があればしっかりと話をしながら、その流雪溝の計画についても、過疎計画の変更という形でも可能でございますし、そのスパンがこの計画については5年間ということでございますけれども、もっともっと長いスパンの中でいろいろと話をしながら計画をするということは全然やぶさかではございませんので、その点については今後そういうものをしっかりと捉えながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

**4番** 先ほどの6番議員からのご指摘もありましたけれども、計画は計画だと。実行とはまた違うから、今後ともやらないのではなくてやっていくという意見は大変ありがたいと思います。ぜひ、今後とも計画していただきたいと思っておりますけれども。

数制的な問題をちょこつと言わせていただきますけれども、ここの今の文章には、費用がかかるから、機械的な作業のほうが全体的な費用が安いというような文章の捉え方を私は受けません。それに対して、きのう2番議員からも除雪費の問題で御指摘があったかと思えます。予算の金額だけを見れば、平成17年、今から10年前、除雪対策費は6,500万円です。平成28年、今年予算の除雪対策費は1億4,500万円ほどです。ざっと倍です。その中で、町の除雪町道業務委託料が3倍になっております、その中では、機械で除雪する費用が安いような形でここにうたわれていますけれども、当初の予算で対策費が倍なんです。6,500万円が今1億4,000万円なんです。

例えば、今後10年間、この倍の2分の1、平成18年に除雪がなっていなかったのか、舟形町

が。違うと思います。18年のときも、きれいに舟形町が除雪になって住みよい町だったと思います、流雪溝が一部でしか供用されていないにしても。だけれども、舟形町に高速道路があって、インターができ、主要な観光地、大蔵に行くにも、当町内ですけれども、あそこの国道56号線ですか、非常に雪の堆積で危ない状況の道路を町長も何となく走っていると思います。前町長は、自宅から役場へ出勤するその狭い道路はなかなか走る機会がありません。そこに目を向けなかったかもしれません。町道のみならず県道、町に来る人の安全確保のためにも、この対策はしっかりと、町道以外の県道の部分に関しても発言し、なおかつ先ほど言われた国道の部分に関しても、意見として言うべきであろうかと思います。そういうふうな、当初の予算2分の1の部分、18年の予算のままで除雪をやれるとすれば、6,500万円、10年で6億円ですよ。この予算で計画的に流雪溝の整備計画もちゃんとできると思います。これに関しては、予算委員会でも質問したいと思いますが、そういう数字が出ようかと思います。しっかりとした形の中で今後計画を練っていただければと思います。

**町長** 平成16年の当初予算とそれから今年度の当初予算との比較で質問をされておりますけれども、平成16年当時、私、財政のほうにしまして、その当時の状況を見ますと、小泉純一郎総理のもので三位一体の改革ということで、交付税が来年どのぐらい減らされるかわからないというような状況でございまして、当初予算を編成するのに大変苦労していたという思いがあります。

その中で、除雪費に関しましては、降って見ないとわからないというふうなところもございまして、最近では年間を通した予算額ということで1億四千何がしという金額を計上しているかと思います。その当時は、そこまで計上することができないために、六千何がしというふうな予算になっているはずだと思います。それで、多分、16年度の決算等については、1億円を超えるような決算をしておりますので、当然その1億円ぐらいのというふうなことでありますので、当初予算で単純に比較しますと、それだけの差が出てくるんですけれども、本来の決算ベースで考えていきますと、今からそんなに大きくは変わっていないと。

ただし、佐藤議員の言われるとおり、その流雪溝の計画については、先ほども申したとおり、その使用者、それから維持管理の方法等々をしっかりと住民の方と話をしながらやっていくということでございます。それで、その流雪溝に設備投資をしない、お金を、経費をかけないということではございませんので、先ほどと同じになってしまいますけれども、基本的には住民の望むところをしっかりといろいろ話をしながら、どんな方法の除雪体制がいいのかということをしつかり捉えながらやっていきたいと思いますので、重ねてのご理解を賜りたいと思います。

**4番** 確かに雪は降ってみなければわからないというふうな言葉はあろうかと思いますが、けれども、降るかもしれない予算に、ここ三、四年雪が多かったです。社会問題減少も踏まえて、

油も急騰しました。もちろん、きょう5年目ですけれども、3.11の大変な災害のあおりもあって、ここ近年、すごく不安定な状況の中で予算も過渡的に上がってきたかと思います。

しかしながら、それを緩めてしまうと、今国がやっているのはそれですね。町長、先ほど言いましたよね。国に意見を申したい気分がやまやまだと。緩い予算をつけるから、使い切るために今やっているんですよ。舟形町もそういう姿になっているような感じがします。それではよくないと思います。しっかり締めるところは締めて予算をつけて、足りない部分は何とか切り詰めて出してくださいというのが予算編成ではないかと私は思います。

そういう中で、今圃場整備、農業問題もしっかり力を入れようとしていますけれども、圃場整備と流雪溝整備をがっくるめて、水の問題に関してはなかなか流用できることが難しいかもしれません。だけれども、難しいかもしれないという言葉もここにある。だけれども、やってみなければ、計画してみなければ、話し合いをしてみなければわからないと思います。舟形町の総合プランとして、地方創生総合プランとして、圃場整備と流雪溝の拡充をマッチングさせて、しっかりとした計画を今後つくっていただきたいと思います。

**町長** 流雪溝整備の中に圃場整備が出てきてしまいまして、地区が特定されるのかなとは思いますが、ある程度その圃場整備ということで行きますと、農業用水という関連が出てきます。当然、その農業用水は冬期間は使わないということでもありますので、それを利用するというその発想は当然あるものだと思いますし、その圃場整備とどこまで関連づけて流雪溝が計画できるものかどうか、そこら辺も圃場整備地区がこれからいろいろと出てくる中で、その地域とのかかわり、一つの事業ということだけではなくて、総合的な町の政策として捉えていけるようにやっていきたいと思います。

あと、現在の排雪についての無駄なことということではあるんでしょうけれども、ただ、やはり昔であると、除雪していただけると大変感謝をされていたという除雪の当初の初期の段階でのところと、今、道路から投雪して、そこに堆雪しておく、雪が解けないというようなことでクレームが来ているのも事実でございます。今後、いろいろと堆雪場所の確保等々、投雪場所の確保等々も含めて、除雪のあり方、少ないまちの財源でございますので、できる限りやっぱり予算を有効に活用するため、別の町民福祉のために使えるような形のものにしていきたいと思いますので、除雪対策等々を総合的に考えていきたいとも思います。

**議長** ほかにありませんか。

**2番** 31ページ、消防・防災の項目ですけれども、私12月に一般質問、町長はいなかったんですけれども、舟形第3寺下地区において水害があって、地域住民の方に大変な思いをさせたなどという観点で質問をさせていただきましたが、その中で、この計画の中に含まれていないので、ただここに書かれているとおり、複雑化、多様化する水害、火災も含め水害に迅速に対応するところにありますけれども、12月に申し上げたとおり、やっぱり人命、財産、生命がかかって

おるものですので、ここの項目に全然なかったものですから、ぜひ新町長のもと、そのことも頭に入れていただいて、何とか実施の方向に向けていただきたいと思いますので、質問させていただきます。

**町長** 小国議員の質問の内容については当然知るべき立場にその当時はなかったものであれでございますけれども、とりあえず、この計画にはないようではございますけれども、その事実は認識しておりますし、町のほうとしても、今県の漁協さんをお願いして、最上小国川の舟形橋の付近のしゅんせつをお願いしている状況です。そういったものが今後なっていけば、被災の状況の軽減にはなるのかなと。さらに、もっともっとその対策が必要であれば、県にお願いする部分もありますでしょうし、町で検討しなければいけないという部分もあるかと思います。そういったところを今後の状況を見ながら、とりあえずは今皆さんご存じのように、最上小国川の土砂のしゅんせつについて、県のほうでもやっていたいている状況でございますので、それらの状況を見ながら検討をさせていただきたいと思います。

**2番** 前向きな検討ありがとうございます。まさにあそこは町が造成して、宅地分譲した場所もありますので、やっぱり町としての責任が十分あるのではないかと思いますので、本当に前向きなこれからの推移を見守ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** ページが25ページ、工業・企業誘致の欄の中に、若者やU J I ターンの受け入れのための生活環境等の整備も促進していくという文言がありますが、26ページに来まして、具体的な事業内容のところどこに入ってくるのか、確認のためお聞きします。

**まちづくり課長** 直接、U J I ターンの事業について、こういったお金がかかってという具体的な事業はここに直接結びつけるものはないんですが、例えば、資格取得補助金とか、企業支援補助金、この辺を活用して、起業する方については戻ってきてもらって定住するというふうなところで使えるかなと今感じられますが、それから、直接このページではないんですが、先ほど説明いたしました民間住宅の賃貸の補助金ですかね、この辺も使ってU J I ターンは促進できるかなとは思っております。

**5番** 具体的に、この欄には、生活環境等の整備という言葉が入っているわけです。そういった中で、では具体的に、賃貸用にアパートのようなものを整備させて、そこに入所していただいて、その家賃の一部を支援するとか、そういうふうな内容でしかないというようなことなんでしょうか。

**まちづくり課長** この企業誘致のところでの説明は、こういうふうな表現はあります。対して、過疎債については、特にこの事業経過にはなくて、若者の定住住宅とか、子育て支援住宅とか、そういった住宅政策でもやっておりますので、この辺とを結びつけたU J I ターンを進めたいというふうな表現にしておりますので、先ほど申し上げたように、直接この過疎債をこ

うしなければならないというところは、今のところは計画にのってなくて、例えば空き家を使って何とかしていかなければいけないとかという議論になった折に、ではその空き家をどういうふうに改造していくとか、生活環境で整備していこうといったときには、少し議論を重ねまして、では過疎債でやっておこうとなれば、例えばその年度の過疎の変更というようなところで、また議決をいただきまして、そこで変更ということにさせていただきたいなと思っております。

**5 番** 内容というか、今説明を聞いた段階では理解はできるんですが、今回のこの資料というのは、過疎地域自立促進計画という計画ですよ。この過疎債を使わないものであれば、何もここに入れなくても、別の面で支援できるとすれば、別に入れなくてもいいのではないのかなと感じます。具体的にこの過疎債を使って支援していくのかなということで入れたのかなという感じがしたものですから質問したわけですが、この辺、どうなのでしょう。これに入れた理由というか、ただ文章的にきれいにするために入れたのか、具体的にこういうことをするために入れたのか、もう少し説明をお願いいたします。

**まちづくり課長** 奥山議員のおっしゃることはごもっともかなという気はしますが、要するに過疎対策でありますので、人口増というところをふやすというところは大前提でありますので、そういった人口対策の一環としてU J I ターンは必要だということで、総合戦略でもうたっておりまして、国の流れもやはり東京一極集中から地方への流れに変えるという大変大きな目標がありますので、そういった表現についてはぜひ入れなければいけないなということで入れさせた次第であります。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

---

## 日程第8 議案第11号 舟形町行政不服審査法施行条例の設定について

議長 日程第8 議案第11号 舟形町行政不服審査法施行条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 済みません、1点だけちょっとお伺いしますが、審査会の組織ですが、今、課長の説明がございました、委員5人以内、5人以内というのは1人でもいいということでしょうか。というのは、10条に、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者というすごいくだりがあるので、法律云々となると、例えば弁護士さんとかそういう方になるのではないかなと思うんだけれども、舟形でばっと5人を集めましようといった場合に、早々にはこういう資格といいますか、要件に合致した方は集まらないのではないかなと思いますが、5人以内というのは、1人でも2人でもいいということでしょうか。

総務課長 一応3名程度を想定しておりますけれども、事の重大性とか、そういった内容等によって弁護士さんを入れたりとか、そういった法律家を入れたりするということも踏まえまして、一応3名程度を想定しておりますけれども、内容によってふえることもあるので、5人以内ということで、想定は3人ということで考えております。

6番 そうしますと、随時発生都度ということでございますので、その発生した案件によって、専門的な知識を持った方、弁護士とかではなくてもそういう方で構成をするということでしょうか。

総務課長 一応、その内容がそんなに難しくないといいますか、判断ができる、それから役場の担当課以外の審理員のほうで判断をある程度しますので、想定しているのは、情報公開審査会の方について、皆さんの同意を得て、委員としてなっているということで、情報公開審査会の人を想定はしております。ただ、やはり難しい問題が出ますと、それに弁護士とかそういった方々に入っていただく必要があるので、そういったことで5人以内と考えております。

6番 そうしますと、情報公開審査員の方を想定しているわけ、前提として。もう想定してしまって、案件ごとによってまた別の人を入れるとかそういう、ベースはその情報公開審査員の方だということなんですか。イコールなんですか。

総務課長 物の重大性とか問題性がでかいものについては、情報公開審査会の委員ではちょっと難しいだろうということが判断された場合については、弁護士さんとか行政の県の職員とかOBの方とか、そういったことになろうかと思いますが、問題がそう重大ではなく、判断

できそうなものについて、こういった不服が出た場合については、今のところ第一義的にはそういう情報公開審査会という審査員の方がおりますので、まずそこで議論をしていただきたいというふうな想定をしているということでございます。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第12号 舟形町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

**議長** 日程第9 議案第12号 舟形町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第13号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第10 議案第13号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

**5 番** 説明の中で21ページ、問題がない職員については、4号給上がるというような理解でいいんですか。要するに、23ページの表でいえば、問題がなければ、仮に1級の1号俸支給されておった者は、次の年には1級5号俸、14万7,900円に昇給するという理解でいいんですか。

**総務課長** そういうことになります。

**5 番** あと、渡りの絡みで、みんながみんな主任とか主査とか副主幹とかつけない方もおるかと思いますが、その役等がない方でも、この1級から6級までのどこまで昇給できるのか。渡りというような従来からの何かがあるようですけども、この辺についてお聞きしたいと思います。

**総務課長** 今現在、渡りは廃止されておりまして、完全職務職階級になっております。したがって、今5級にいる人は、副主幹以上の役職を持っていますし、4級については主査以上ということで、役職を持っている方のみこちらのほうに格付されるということになります。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第14号 舟形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第11 議案第14号 舟形町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。

**6番** 1点だけ教えてください。新旧対照表の旧のほうでございますが、3条の6号に、勤務成績の評定の状況というのがございます。これが今度2号の人事評価状況に変わるのではないかなと思いますけれども、今までもこの公開とは別に勤務成績の評定はやっておったんですか。

**総務課長** 人事評価の関係の勤務評定についてはしておりません。ただし、懲戒処分とか、そういった処分された方々については、勤務成績がないということで、定昇、それから賞与について削減をしたりしている実績がありますけれども、この処分の状況の公表はしておりますけれども、勤務成績の評定の公表はしておりません。

**6番** そうしますと、4月1日から今度は新たに人事評価の状況ということで、それを公開するということでございますが、この人事評価のやり方はどのような形でやられるおつもりですか。

**総務課長** 今、1月から人事評価制度の4月からの導入に向けて、研修会を3回ほど実施しております。今月も自分の仕事上の目的を定めるシートの作成に入ります。そして、そのヒアリング、そういったものを4月以降順次行って、自分の目標達成、そういうことを含めて、それから管理職の評価、点数の評価、そういったものをする予定になっておりまして、最終的には28年度末に1回目の評価が出てくるものと考えております。

**6番** 今、作業中だということでございますが、そうしますと、まず一つは、その評価はどなたがやるんですか。その担当の課の長がやるんですか。それと、28年末に1回目の評価をするということであれば、その評価をもって手当などの査定はいつの段階からやるんですか。

**総務課長** 評価につきましては、1次評価、2次評価ということが一応改めて要綱で定めなければならないことになっておりまして、課員については課長がやるということになります。課長等については副町長、副町長がいない場合については町長がやるということになります。それで、自分の目標とそれから課長の評価等をあわせて整理をするということになります。

それと、その査定の結果の給与等への反映については、29年度以降にすることになりますけれども、それらについては、通常のベースであれば問題ありませんけれども、上げたり下げたりする部分については労使交渉を経た上で適用することになると思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 賛成多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 2 議案第 1 5 号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第12 議案第15号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 3 議案第 1 6 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第13 議案第16号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第17号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第14 議案第17号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第15 議案第19号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第15 議案第19号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** 介護保険料の普通徴収ということですので、これに該当する方々が何名ぐらいいるのか質問いたします。

**税務福祉課長** 普通徴収につきましては、対象者が年金で18万円未満、あわせて65歳に到達した方々から、まだ年金で特徴にならない方、1年の範囲の中で普通徴収で納めさせていただいております。対象といたしましては、27年度につきましては、普通徴収の方が189人という数値となっております。

**7番** そうしますと、この条例の目的が、介護保険の徴収の軽減をまず図るというような目的に

なっておるわけですが、第1期から第7期までの7回に分けられますと、今ほかの納税をされている、例えば固定資産税とか国民健康保険税、重なる月が出てくると思うんです。その方々にとってみれば、その月は納付増になると思うんです。介護保険料そのものは上がったから分割はして安くはなったでしょうけれども、払うほうから見ると、納付増になってしまう月のある人が189人、28年度はどのような人数になるかわかりませんが、そうなってくると、本当にその方々のための納付分割になるのかなという気がするんですが、そこら辺の方々の配慮というんですか、周知とか配慮とかあるんでしょうか。

**税務福祉課長** 今回、介護保険で改正させていただきました点につきましては、年金から徴収にならない方ということでいいですと、やっぱり金額が少ない中で、5回でさらに年金が支給にならない月、6、8、10とそういうふうなところもありましたので、そちらの方々がやはり納付しやすいような環境を設定したところですが、あと今、議員さんが言われたように、6月、8月、10月ということになりますと、県民税、または固定資産税というところとダブるというところもあるかと思います。ですが、65歳以上の方で所得が多い方であれば町県民税がかかるわけですが、収入等も少なく年金の収入が少ない中では、住民税のほうについてはさほど影響はないのではないかなと思っています。

あと、国民健康保険税との兼ね合いなんですけれども、国民健康保険税については、税も高額になっているために、5回ではちょっと大変だなというふうなところの認識は持っているところですので、今後ちょっと検討させていただきたいと思っています。まずはどこか一つでも高齢者が納付しやすいような環境を段階的につくるにしても、今回は介護のほうにさせていただいたところですので。

あと、介護につきましては、滞納者がふえることによってサービスが使えないというふうな、2年間滞納があると介護サービスが使えないという仕組みもありますので、そういうふうなところの考慮をさせていただいたということですので。

**7番** 介護保険の納付がない場合、そういうサービスが受けられないということであれば、なおさらこういった180人前後ぐらいになるんだと思うんですが、その方々が滞納になってしまうような、そういう可能性も出てくるような7期という、重なったところだけでもね。そういう可能性も出てくるわけですから、この方々に周知徹底するだけでも違うと思うんです。紙一枚だけでもいいと思いますけれども、さらに電話でもかけて、こういう月が出ますけれども、まず納付をよろしくお願ひしたいとその月は少し余計目にとっておいてもらいたい。次の月も年金のあれはないだろうけれども、おいてもらいたいというような、そういうきめ細かな対応というのはこの180人前後の方々には、舟形町はせめてやって、滞納者が少しでも減るような、そういう対策はとるべきではないかなと思いますが、いかがですか。

**税務福祉課長** 今申し上げました189人の中身なんですけれども、本来、本当に18万円年額の年金

をいただいている方というのは、その中で10人ほどでございます。あと残りにつきましては、その年度内に65歳になったんですけれども、年金でその当該年度は年金から差し引きできないという随時的な扱いなので、そちらの方については、次の年は特徴に移るということで、ある程度本当に少ない金額の方ということで捉えております。

なお、今言ったような周知につきましては、文書なり、あとは滞納の関係の中で指導なりをしていきながら、納付の環境に努めていきたいと存じます。

**議長** ほかにありませんか。

**4 番** 今の件と同じなんですけれども、例えば、酒田市、小国町のように、舟形は7期ということなんですけれども、8期、9期、10期、12期、この12期ということで月で割って12回で払うというような形のほうが、やっぱり年金が少ない方にとってはすごく楽ではないかと思うんですけれども、それを選択しないのはどういうわけなんでしょうか。

**税務福祉課長** 市町村によってはそういうふうに12に分けているところもございます。ただ、そうなりますと、事務处理的にシステムであつたりとか、そういうふうなところの整備も必要であるし、随時的な業務量がふえるというところの見込みもございます。今回は尾上郡内のそういうふうな回数に合わせた改正とさせていただいたところでございます。

**4 番** 提案理由を見ますと、被保険者の負担の軽減をもってという言葉があるわけなんですけれども、今の課長の答弁でいうと、12期にしてしまうと事務方の負担がふえるという、何か楽にできる方向という選択、言葉で捉えられます。そうすると、提案理由とちょっとずれているんですけれども、その理由で12期を選ばなくて7期にしたのはそういう理由があるからなんですか。もう一度確認します。

**税務福祉課長** おっしゃられる意味合いはわかるんですけれども、なかなか12回までというところまでの設定はちょっと私どもで今回は想定していなくて、今5回をさらに拡大するためにどのくらいが適当かという事務方の意見も参考にしながら決めさせていただいたということでございます。今後、そこら辺についてもなお検討させていただきながら、国民健康保険税、そういうふうな段階のときにも考慮に入れたいと考えています。

**4 番** 資料によりますと、対象者189名のうち、本当の低年金者が10名ほどということなんですけれども、今後、どういうふうに数字が変化していくかということも予測もできないところがあるかと思います。やはり、滞納者ができるだけ出ないようにサポートしていくには、なるべく低額で月々払いのほうが私はいいいような気がするんですけれども、またいろんな形の中で検討していったら支えていただければと思います。

**税務福祉課長** ただいまのご意見を参考にして、今後検討させていただきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第16 議案第20号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第16 議案第20号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第17 議案第21号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** 日程第17 議案第21号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8 番** 舟形町では、ほなみという介護施設がありますけれども、今までほなみを利用しているいろいろな方があろうと思いますけれども、具体的な事例として、今ほなみを利用している方々との関係、どういうメリット、デメリットがあるのか、その辺をお伺いします。

**税務福祉課長** 今、ほなみさんのほうで小規模多機能型居宅介護ということで、サービスについては、小規模多機能型居宅介護、要介護 1 から 5、あわせて介護予防の小規模多機能型居宅介護ということで、要支援 1・2 の通所事業を行っておりますけれども、今回、私のほうで先ほど説明した内容につきましては、さらに今度は認知症に対応した事業を行うという規定でございますけれども、まだほなみさんのほうではそちらまでにはサービスの形態というところまでには至っていない現状でございます。

**議長** 8 番、いいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決します。議案第 21 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 8 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**議案第 2 3 号 平成 2 8 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第 2 4 号 平成 2 8 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第 2 5 号 平成 2 8 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第 2 6 号 平成 2 8 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第 2 7 号 平成 2 8 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について**

**議長** 日程第18 議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を願います。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**議長** ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。議案第22号から議案第28号まで7議案を審査するため、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法でいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議席番号1番伊藤欽一君、2番小国浩文君、3番石山和春君、4番佐藤勇君、5番奥山謙三君、6番斎藤好彦君、7番佐藤広幸君、8番叶内富夫君、9番加藤憲彦君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認めます。ただいま指名した9名の方を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りいたします。

**8番** 予算審査特別委員会の委員長には奥山謙三議員、副委員長には斎藤好彦議員を推薦いたします。

**議長** ただいま叶内議員より、委員長には奥山謙三議員、副委員長には斎藤好彦議員との発言がありました。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、委員長は奥山謙三議員、副委員長は斎藤好彦議員に決定いたしました。

なお、本日は、東日本大震災発生から5年目を迎えます。午後2時45分に、震災で亡くなった多くの方々のご冥福を祈り、1分間の黙禱を行いたいと思います。

暫時休憩をお願いいたします。

午後 2 時 3 8 分 休憩

---

午後 2 時 4 5 分 再開

**議長** それでは再開いたします。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を 3 月 17 日まで休会いたします。異議  
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、本会議を 3 月 17 日まで休会いたします。

なお、3 時 10 分まで休憩をいたします。その後に、奥山予算審査特別委員長より委員会の開  
会のご挨拶をお受けしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 4 8 分 散会

平成28年 3 月17日（木曜日）

第 1 回舟形町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成28年舟形町議会第1回定例会第9日目

平成28年3月17日（木）

---

出席議員（10名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦  |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸  |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫  |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦  |
| 5番 奥山 謙三 | 10番 八 敏 太 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 町 長 森 富 広           | 教 育 委 員 長 太 田 二三男         |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 長 齊 藤 渉               |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 次 長 叶 内 範 夫           |
| まちづくり課長 沼 澤 繁 夫     | 農 業 委 員 会 会 長 加 藤 勝 義     |
| 税 務 福 祉 課 長 矢 作 めぐみ | 代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子       |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 監 査 事 務 局 長 高 橋 明 彦       |
| 兼農業委員会事務局長          |                           |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 幸 一 | 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進 |
| 総務課財政管財班長 小 野 芳 喜   |                           |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 高 橋 明 彦 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

議事日程

- 日程第1 議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

て

議案第 26 号 平成 28 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 27 号 平成 28 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

て

議案第 28 号 平成 28 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 2 議案第 29 号 舟形町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 3 議案第 30 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 31 号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 32 号 舟形町副町長の選任について

日程第 6 委員会付託の審査報告

請願第 1 号 奨学金制度の充実と教育費負担の軽減に関する請願

陳情第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

追加日程第 1 発議第 1 号 奨学金の充実と教育費負担金の軽減を求める意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 2 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出について

日程第 7 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会

文教民生常任委員会

議会運営委員会

日程第 8 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 再開

**議長** ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから9日目の定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

---

**日程第1 議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

**議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について**

**議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について**

**議長** 日程第1 議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議題といたします。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。奥山予算審査特別委員長。

**予算審査特別委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八楸太殿。予算審査特別委員長 奥山謙三。

予算審査特別委員会審査報告。平成28年3月9日招集の3月定例会において、3月11日に付託されました議案第22号 平成28年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第23号 平成28年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第24号 平成28年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成28年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第26号 平成28年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第27号 平成28年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号 平成28年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7議案につきまして、本委員会は3月11日より3月16日まで4日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、本委員会は、特に留意すべき事項として下記の附帯決議を付することに決定しました。

記 特に留意すべき事項

当初予算計上について

平成28年度当初予算は、町長就任直後という理由から、骨格予算とした予算計上であるが、これまでの事業予算も除外されている案件、さらに議会承認を得ている事案についても精査対象となっている。

については、行政の継続性も勘案しながら、早急に関係各課連携し十分な精査を行い、町民の福祉増進のため速やかに進めるよう求める。以上です。

**議長** ただいま、予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第22号から議案第28号まで7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第29号 舟形町一般会計補正予算(第7号)について

**議長** 日程第2 議案第29号 舟形町一般会計補正予算(第7号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、これより議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第30号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

## について

**議長** 日程第3 議案第30号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第4 議案第31号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第4 議案第31号 舟形町教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認め、これより議案第31号を採決します。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第32号 舟形町副町長の選任について

**議長** 日程第5 議案第32号 舟形町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**町長** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。

**7番** では、質問します。

森町長は2月末に就任してまだ1カ月もたっておりません。その中でこういった人選というんですか、それが急速に決まってきたということで、まず具体的に何をしたいのか、何を副町長にさせたいのかというところがまず見えません。そしてまた、選挙戦においても副町長という言葉が一言も出てきていなかったわけですので、そういったところをもう一度戻りますけれども、何をさせたいのか、何をしたいのか、まず質問させてください。

**町長** 選挙戦を通じて副町長について、確かに言及はしてきておりませんが、やはりその立候補の決意のところでも申し上げましたけれども、今の前奥山町政に対して違うのではないかとこのころがあったと。そこについては、やはり副町長がいない中で総務課長と町長が二人三脚でやってこななければいけなかったということもございます。その中で、やはり総務課長にかかる負担というものが大きすぎて、行政内部の統制等がとれていなかったのではないかという思いがあります。やはり、職員は職員として一致団結しながら、その統括をするというのが総務課長だろうということで、その中でいろいろな法令遵守、コンプライアンスというものをしっかりととった上で、町長のやりたい行政のあり方というものを推進していくべきだと思っておりました。やはり、副町長がいない分、総務課長がその分を担わなければならないということの中で、2人で出張した場合なんかは行政のトップとその事務方のトップが2人いないという、そういう行政が果たして危機管理上もいいのだろうかという思いがございましたので、その点については、そういう理由で副町長を置きたいと考えておりました。

副町長に何をさせたいかということでございますけれども、やはり町長の右腕としてしっかりと行政を支えるという役割をしてもらうとともに、さらに総務課長のほうのやはり担うべきものというものは、やはり事務方のトップとしてしっかりと町の行政を束ねてほしい。その中でしっかりとやっていきたいということでございますので、私の進めるいろいろな政策について副町長については、一緒になって進めていくと。その中でいろいろ相談をさせていただきながら、さらには総務課長、あと課長さんをはじめとして皆さんの合議の中でまちづくりを進めていきたいという思いの中でもありますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

**7番** まず、行政内部をまず整えたいという意向のようですけれども、町民にはまずほとんど知らしめていないわけです。これからどうなるかわからないんですけれども、議決するわけですが、例えばいいとなった場合に、町長よりも多分先に我々が議会報告会として町民と接

する機会が出てくるわけです。どうなるかわからないですけれども、それよりも先に町長がみずから町民に対して、こういう理由で置きたいということを提案したということを町民に知らせなくてはならないと思うんです。これがあべこべになっちゃだめだと思います。それをオール舟形と私、どういうふうにやるんだという質問に戻りますけれども、それを町民にやはり、もし可決になった場合ですけれどもやる気があるかどうか、町民に言って回るといえるのか、機会をつくるか、その辺のところを質問します。

**町長** やはり、おっしゃられるとおりだと思います。議会の報告会の中でそのことをお願いするというのは、やはり筋違いだと思いますので、ただ、その日程の中で議会報告会の日程を見させていただいた上で、各そういう私のほうでの日程がとれるかどうか、それからそれをお知らせする方法的に直接お会いして話すのが一番いいんでしょうけれども、それ以外の方法もないかをちょっと検討させていただいて、できる限り私の口から伝えられるように努力していきたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**4 番** このたびの選挙においては3名が立候補されて、見事、森町長が投票されたわけです。しかしながら、3人とも激戦の中で三様の票を獲得いたしました。それゆえに、町民の3本の意思が、そういうものがあるかと思います。しかしながら、3人の方の中で今、指摘あったとおりに誰一人として不在であった4年間の副町長の件に関しては、触れる方はおりませんでした。なおかつ、現町長においては、オール舟形という強い意志のもとで攻略をぶってきたわけです。職員を、町民を信じて一年間このスタイルでやる意思はないのですか。

**町長** まず結論から申し上げますと、今の体制ではだめだというふうに思っておりますので、今すぐにでも副町長を置きたいという気持ちです。その理由につきましては、職員時代に今の行政、前の町長の行政のあり方について4年間というのを見てきました。やはり、政策決定の政策過程、プロセス、それからトップダウンの行政になっている現実、こういったことを見ると、やはりここはしっかりと副町長を置いて、行政がしっかりとしたものにならなければだめだというふうに私は思いましたので、先ほどの結果ということで、そういう理由で私は副町長を置くという思いでございます。

**4 番** 寒い時期の舟形町町長選挙、しっかりと辻立ちをして訴えてきたと思います。その姿を見て感動して、町民がやはり一つの絆、一つの線、点になって町長とともに頑張ろうという意思が今回の得票であったと思います。できれば、1年間、しっかりとオール舟形、町民を信頼してやっていただきたいというのが私の願いであります。ぜひ、そういう姿で1年間やった上で、あらためて町民の意見を吸収して、またそこで変えていくという姿が私はやるべき形だと思います。

**町長** 私のほうでは副町長を置かないという話もしておりませんでしたし、私が行政を進めてい

く上、それから政策を進めていく上では副町長は置きたいということで、あえて公約にはしませんでしたけれどもそういう思いでおりましたので、やはり前の形のまま1年間して、それでよくなるのかと。私が頑張って総務課長とやって、先日も申し上げましたけれども、奥山町長よりも行政経験も政治経験も少ない私が総務課長と二人でという形でいくと、私が先ほど申し上げました前町長と総務課長の関係の中の行政というものが余りうまくいっていないというふうな思いがございますので、それを打破するというふうなその1年間の意味というものが、ちょっと私には理解できないと。私は自分の町政を進めていく上では、必ずや副町長が欲しいというふうな思いでございますので、その点についてその1年間というところの意味がよくわからないというのが正直なところでございます。

**4番** 非常に残念な思いをしております。今、町長の自信なさげの、町政を引っ張る上での自信なさげな発言、それはいかがかなと思います。勝因は森の便りにもありました、勝因は職員の意志半ばにして辞めてまでも立った、その意に対して感激しながら支えて、ともに頑張っていきたいという思いの声があったと思います。それに対して自信がないとは何ですか。それはないと思います。私が町を引っ張っていくという気構えがあつてこそ、今回の得票、投票をさらに伸ばしていく、垣根を崩してでも町をつくっていく、そうじゃなかったんですか。そうあるべきだと思います。当選して、これからの町長の考えを改めてお願いします。

**町長** どうも私の発言がまずかったようで。ただ、政策を推進する上で私のやり方と前町長のやり方は違うと。私はそういうやり方でないほうがいいと、トップダウンの常にそういう行政運営のあり方は違うと、そのためには副町長は絶対欲しいというのが私の思いでございます。ただ、自信がないとかそういうことではございません。私の指示していただいた人を含め、支持できなかった人の思いもしっかりと受けとめて、この4年間はしっかりと町政運営をしていくというふうなことでございますので、その点、ちょっと自信がないような発言になってしまったかもしれませんが、その自信についてはしっかりありますので、その点は誤解のないようにお願いをしたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**5番** 4番議員の発言の内容で、1年間というふうなこれはあくまで例であつて、私からいうと、やはり森町長は今回3人立候補した中では一番若いわけですから。そういった中でこれまでの町長との違いということで明快に話はしておりますが、別に副町長がいなくても町長と各課長さんたちのパイプさえ太くしていけば、何ら副町長を置かなくても行政はできると思います。むしろ、副町長を置くことによって、かえってややこしくなると町長の思いが各課に伝わらなくなるということも考えられます。そういった中で、やはりせっかく若い町長を選んだわけですから、1年間くらいは1例としてですけれども、オール舟形というふうなことを構築していくという考えであれば、前面に各職員とのパイプを、全職員とのパイプを太くしていく、これをや

るべきだと思います。あわせて、町民の方々ともオール舟形という考えであれば、自分から出向いて行って、多くの方々と触れ合って森町長の思いというものを伝えていくということが、一番のこれからの森町長にとっては大事なことだろうというふうに考えます。そういったことを考えていくと、やはりもう少し自分で動いて汗をかいて、そのパイプを構築するということですが、今本当に森町長にとっては一番必要なことではないだろうかとは私は考えております。

あともう一点が、今回は県職員の方でありますけれども、今回は地方創生絡みで国家公務員、国のほうからも派遣要請すれば来ることが可能であります。確かに、答弁の中で県のほうとパイプを太くしたい、これもわかります。そうでなくても、逆にでは国から来れば国とのパイプもこれまた太くなるわけありますので、なぜ県なのかというようなところがもう少し見えてこない。今回のこの森町長の進め方を見ていると、県のほうに話が行って、断るに断りきれなくなっちゃったと。だからこの状態で進めざるを得ない、そういうふうな印象を私らは受けるんです。そうではなくて、もう少し森町長が町長としての足が地に着いたようなことができるまで、一人で頑張っていたきたいというふうな思いであります。そういったところで、回答については同じようなことが返ってくるだろうと思いますが、私の考えはそうであります。

**町長** いろいろご指導いただいた面もありまして、ありがとうございます。ただ、やはり同じように言わざるを得ないんですが、やはり今までの行政運営のあり方について違うというふうな思いの中でもありますので、しっかりと職員とパイプを持つこと、これは当然でございますし、今回の選挙で多くの職員の方々からも打電をいただいたというそういうところで連携は強く持っているものと思います。それは、さらに太いパイプにしていきたいという思いも当然ございます。当然、町民の方についても同じようにオール舟形というふうに申し上げておりますので、そういう形でいろいろな連携をとりながら自分の考え方を広く話し合える機会を持っていくというのも当然だと思います。

あとはやはり、副町長を置くことで、私の言った行政政策目標等々が早く、しっかりとしたもので進行できると、そういう思いの中でもありますのでご理解いただければと思います。

なぜ県職員なのかということでございますけれども、鮭川につきましては副町長、国のほうから来ておりますけれども、国といえはなかなか人事異動の絡みもありますし、東北管内にいていただければ、もしくはその関係する部署の本所に行っていただければ、そのつながりも強くなるかというふうには思いますけれども、やはり県については県という1つ動かないところでございますし、今回推薦いただいた酒井さんについても舟形町の副町長を終えた後については、しっかりと県の幹部として活躍していただける方を推薦していただいておりますので、そこでのつながりを持ったほうが私としては国を選ぶよりも県のほうがいいという判断でございました。ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

**町長** ほかにありませんか。

**6番** 同じようなことになるかもしれませんが、選挙の場でも申し上げましたが、24年ぶりの選挙でせっかく森町長が当選されて、町民の方はすごく期待をしていると思います。先ほど4番議員にもありました、若くてバイタリティーもある、行政経験もある、そういった中で町民が大きく期待をしている中で突然に副町長を置くというような、副町長に頼るような政治姿勢を提案してきた。これを受けて町民は物すごく落胆していると思います。期待をしておったのに何で町長一人で頑張ってくれないんだと、私はそう思っています。

あわせて、別の視点からいうと、この副町長を置くことによって、今まで人件費の関係で職員の雇用を押さえてきました。副町長の人件費からすれば職員3人くらい、臨時になるかわかりませんが3人くらい雇用できるかと思います。今この職員が足りない中で、今の決められた人数の中で仕事をやらされている職員にとっては、大変に苦勞している労働環境かと思います。そのあたりからも勘案すれば、このあたりもう少し熟慮して検討すべき案件ではないかなと思うところでございますけれども、そのあたりどうでしょうか。

**町長** また同じようなことになりますけれども、副町長を置くことが私の選挙戦を通じて訴えてきたことに相反するというふうには私は思いませんし、私の訴えてきた政策を実現するために副町長は欲しいと。そうしないと、行政内部がしっかりとしていけないというふうなことでございますので、そういった政策をしっかりと進めていくためには副町長が欲しいと。

ただし、おっしゃられるように人件費については、その分かさむということは事実でございます。その分については、しっかりと副町長のほうから働いていただいて、その分以上の効果を発揮できるように頑張ってもらおうというふうなことだと思いますので、何とかご理解いただければと思います。

**6番** 今申し上げたその期待をしておったのが、言い方は失礼ですが裏切られたような、町民側からすればそういう感情もあると思います。先ほど申し上げた人件費に関しても、そういった思いの住民の方もおると思います。そのあたりの住民感情に対して、町長のところには届いていないかもしれない、まだはっきりしていないのでね、そういうことは思っていないかもしれませんが、私はそういう住民感情があると思っております。実際に私のほうにも話をする方もおります。そのあたりの住民に対して、先ほど7番議員からもありましたけれども、そういった住民に対しての説明といいますか、やはりそれはしっかりとしていくべきだと思います。先ほど議会報告会が4日から始まりますけれども、そのあたり十分に検討されまして、住民感情を抑えるといいますか、皆さんから納得していただけるような形での今後の取り組みといいますか、そのあたりもどういうふうなお考えなのかお伺いします。

**町長** 先ほど7番議員さんのほうにもお答えしたとおり、そのようなことは非常に大事だと思いますので、ただし、4月4日からの議会報告会ということでございますので、その間の中でどのような形で直接住民の方と話ができるというような会が設けられるかどうか、いろいろ検討

させていただく。もしくは広報等によりお知らせするという方法もございますでしょうし、いろいろその点については十分に言われる趣旨については理解しますので、何とか自分自身で多くの方々にそれを理解をしていただくために努力をしたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

**8番** 私は、このたびの副町長の件について、率直に言いまして苦渋の決断ということで同意をしたいと思います。なぜかといいますと……（「質問して」の声あり）ただ、条件があります。もう少し、状況判断が甘かったのかなと感じます。確かに町民は、行財政の削減に真剣になってチェックをしながら町の事業内容を見ております。そんな形で副町長を置くことによって人件費がかかり、また今まで契約した事業ができないようなことがあってはなりません。今回、この副町長を置くことによって、自分の身を削ってでも置くんだという一つの行動があってもいいのかなと、私なりに考えます。そんなことで、副町長を置くことによって森町長が公約されました公約がスムーズにスピードをつけて、そして地域住民の安全・安心、また町民のインフラ整備とかいろいろな形の中でのスピードアップにつながるように、これから一所懸命努力しながらやっていただきたいと思います。

**町長** そのように努力したいと思います。

**議長** ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認め、これより議案第32号を採決します。議案第32号を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 委員会付託の審査報告

**議長** 日程第6 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第1号 「奨学金制度の充実と教育費負担の軽減に関する請願」並びに陳情第1号 「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」。

請願第1号、奥山文教民生常任委員長の報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八楸太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。付託年月日、平成28年3月9日。件名、奨学金制度の充実と教育費負担の軽減に関する請願書。審査結果、採択。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決します。請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第1号、奥山文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八鍬太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成28年3月9日。件名、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。審査結果、採択。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

ここで、資料配付のため、暫時休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

---

午後2時50分 再開

**議長** 会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま意見書の提出の件で追加日程案が提出されました。これらを追加日程として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 異議なしと認め、追加日程第1、第2として議題といたします。

---

**追加日程第1 発議第1号 奨学金の充実と教育費負担金の軽減を求める意見書の提出について**

**議長** 追加日程第1 発議第1号 奨学金の充実と教育費負担金の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。委員長報告を求めます。

**事務局** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。発議第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

**追加日程第2 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出について**

**議長** 追加日程第2 発議第2号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出について。提出者の説明を求めます。

**5番** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。発議第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

---

## **日程第7 閉会中の所管事務調査報告**

**議長** 日程第7 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。初めに、佐藤広幸総務振興常任委員長より報告を求めます。

**総務振興常任委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八楸太殿。総務振興常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成28年2月17日

2. 調査内容（現地調査）

(1) 舟形マッシュルーム（若鮎ファーム）

平成26年度の「強い農業づくり交付金事業」により新設された施設を調査しました。（総事業費7億5,400万円。補助金3億7,000万円。）

本事業では、栽培舎（20棟）、作業準備棟、出荷準備棟の新設に加え、本社敷地内に廃液を液肥化する廃液循環システムと無臭化システムを新設した本システムにより、廃液を液肥化することで「廃液物ゼロ」を達成し、液肥の商品化も視野に入れており、既に県内の農業用資材会社からも注目されている。

また、関東圏域への出荷便を利用した最上一円の物流拠点の構想もあり、最上地域の農業生産物の新たな流通機能として期待されている。

(2) 旧富長小農産物加工施設（農山漁村活性化プロジェクト事業）

事業開始から2年目になる加工施設と経営概要について調査しました。

平成26年10月27日から平成27年12月までの売り上げ実績は957万1,000円であり、現在生産原価、収益性などの分析を行っている。現在の取引先に加え、駅ナカスーパー、高級スーパー、JAL売店などと商談中であり、販路拡大に向け積極的に取り組んでいる。

(3) 子育て支援住宅新築工事（大地熱融雪設備工事）

大地熱による住宅の屋根、駐車場の融雪は効果があり、今後本町での降雪対策への利活用にも期待をしたい。

(4) 町道除排雪業務経費の執行状況

舟形町豪雪対策本部（平成28年1月22日）を設置しましたが、1月末現在での除排雪業務委託支出額は、前年の54%にとどまっている。以上です。

**議長** ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続いて、奥山文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八楯太殿。文教民生常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成28年1月20日水曜日

2. 調査内容

（1）NPO法人もがみ福祉ネット スマッシュ長沢

旧長沢保育所に就労継続支援A型生活介護事業所を昨年10月に開所しました。計画内容は理解していましたが、その後の状況の把握と今後の対応について、詳細に説明を受けました。

所感

計画していた利用人数には足りておらず、経営改善を行うには利用者の確保が喫緊の課題であることがわかりました。利用者の確保、仕事の確保の難しさを痛感しました。今後も継続して事業所の状況について注視していかなければならないと感じました。

（2）社会福祉法人舟和会（光生園及びえんじゅ荘）の現状と新光生園施設の視察

光生園、えんじゅ荘の利用状況と活動内容についての説明を受け、新施設を視察しました。現在の建物は、ことし9月末で解体する予定とのことですが、その後の利用については未定であるとのことでした。

所感

えんじゅ荘については、待機者解消に向けて努力していただきたい。光生園の新施設については、機能的には十分配慮されており、入所者にとっては住みよい施設となることでしょう。4月上旬の引っ越しの際には、入所者に寄り添って事故のないようにお願いしたいと感じました。以上です。

**議長** ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これより閉会中の文教民生常任委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、叶内議会運営委員長より報告を求めます。

**議会運営委員長** 平成28年3月17日 舟形町議会議長 八鍬太殿。議会運営委員会委員長 叶内富夫。

所管事務調査報告書。議会運営委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 平成28年2月25日、26日。
2. 視察先 東北電力女川原子力発電所。宮城県美里町議会。
3. 視察事項 女川原子力発電所の現状と安全対策及び現地視察。美里町議会訪問。

（4）所感

女川原発は現在稼働していません。今後、稼働に向けて原子力規制委員会の安全基準を達成するため、膨大なコスト（3,000億円程度）をかけて工事を行っていました。稼働に向けて地域住民の賛同が必須となりますが、東北電力の並々ならぬ努力を感じることができました。

美里町議会訪問は、災害援助協定締結に向けて相互理解と交流を深めるために実施をいたしました。議会改革として美里町議会では通年議会の実施、各常任委員会の持ち方など参考になる事項が多くありました。これからも交流を深めることを確認し、有意義な意見交換にすることができました。

**議長** ただいまの議会運営委員長の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑ありませ

んか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより閉会中の議会運営委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第8 議員派遣の件議

**議長** 日程第8 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして3月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受けいたします。

**町長** 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

平成28年第1回定例議会が3月9日からきょうまで7日間という長期にわたりましての審査、まことにありがとうございました。

平成27年度一般会計並びに特別会計補正予算、平成28年度一般会計並びに特別会計の当初予算の審議、条例の設定及び改正、過疎地域自立促進計画の策定、それから人事案件など全31件という多くの案件につきましてご決議賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

また、本議会は町長就任後の初めての議会ということで、議員の皆様になにかとご心配やご苦勞をおかけすることが多々あったと存じますが、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長** 以上をもちまして、平成28年度第1回舟形町定例会を閉会いたします。9日間にわたる長い審議、大変ご苦勞さまでございました。

午後3時16分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 石 山 和 春

署 名 議 員 叶 内 富 夫